

目 次

○第1号（9月2日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定について	3
日程第 3 諸般の報告について	4
村長提出議案の概要説明	4
日程第 4 一般質問について	6
◇小板橋 尚君	6
◇波多野佐和子君	15
◇須田仁美君	29
◇齊藤将史君	43
◇清水健一君	54
日程第 5 陳情について	66
散 会	67

○第2号（9月3日）

議事日程 第2号	69
本日の会議に付した事件	70
出席議員	71
欠席議員	71
説明のため出席した者	71
事務局職員出席者	71
開 議	72
日程第 1 一般質問について	72
日程第 2 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号	

		の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 2
日程第 3	議案第 5 7 号	榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 3
日程第 4	議案第 5 8 号	榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 5
日程第 5	議案第 5 9 号	榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	7 6
日程第 6	議案第 6 0 号	村道の路線の認定について……………	7 8
日程第 7	議案第 6 1 号	令和 5 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について……………	8 0
日程第 8	議案第 6 2 号	令和 5 年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9 0
日程第 9	議案第 6 3 号	令和 5 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9 3
日程第 1 0	議案第 6 4 号	令和 5 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9 5
日程第 1 1	議案第 6 5 号	令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	9 8
日程第 1 2	議案第 6 6 号	令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 0 0
日程第 1 3	議案第 6 7 号	令和 5 年度榛東村上水道事業会計決算の認定について……………	1 0 1
日程第 1 4	議案第 6 8 号	令和 5 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について……………	1 0 6
日程第 1 5	議案第 6 9 号	令和 5 年度榛東村下水道事業会計決算の認定について……………	1 0 6
日程第 1 6	議案第 7 0 号	令和 5 年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分につ	

	いて……………	1 1 0
日程第 1 7	報告第 6 号 令和 5 年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率に ついて……………	1 1 1
日程第 1 8	報告第 7 号 令和 5 年度決算に基づく榛東村の公営企業における 資金不足比率について……………	1 1 1
日程第 1 9	議案第 7 1 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）につ いて……………	1 1 3
日程第 2 0	議案第 7 2 号 令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 1 6
日程第 2 1	議案第 7 3 号 令和 6 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 1 7
日程第 2 2	議案第 7 4 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 1 9
日程第 2 3	議案第 7 5 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 2 0
日程第 2 4	議案第 7 6 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 2 号） について……………	1 2 1
日程第 2 5	議案第 7 7 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 2 号） について……………	1 2 2
散 会……………		1 2 5

○第 3 号（9 月 1 9 日）

議事日程 第 3 号……………	1 2 7
本日の会議に付した事件……………	1 2 8
出席議員……………	1 2 9
欠席議員……………	1 2 9
説明のため出席した者……………	1 2 9
事務局職員出席者……………	1 2 9
開 議……………	1 3 0
日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告）……………	1 3 0
日程第 2 議案第 5 6 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関	

	する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3 1
日程第 3	議案第 5 7 号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3 2
日程第 4	議案第 5 8 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3 3
日程第 5	議案第 5 9 号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3 4
日程第 6	委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）……………	1 3 5
日程第 7	議案第 6 0 号 村道の路線の認定について……………	1 3 5
日程第 8	委員長議案審査報告（決算審査特別委員会委員長報告）……………	1 3 6
日程第 9	議案第 6 1 号 令和 5 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について……………	1 3 7
日程の追加……………		1 3 8
追加日程第 1	発委第 3 号 令和 5 年度榛東村一般会計歳入歳出決算に係る改善要望書の提出について……………	1 3 8
日程第 1 0	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）……………	1 3 8
日程第 1 1	議案第 6 2 号 令和 5 年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 4 0
日程第 1 2	議案第 6 3 号 令和 5 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 4 1
日程第 1 3	議案第 6 4 号 令和 5 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 4 1
日程第 1 4	議案第 6 5 号 令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 4 2
日程第 1 5	議案第 6 6 号 令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	1 4 3
日程第 1 6	議案第 6 7 号 令和 5 年度榛東村上水道事業会計決算の認定につい	

	て……………	1 4 3
日程第 1 7	議案第 6 8 号 令和 5 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分につ いて……………	1 4 4
日程第 1 8	議案第 6 9 号 令和 5 年度榛東村下水道事業会計決算の認定につ て……………	1 4 4
日程第 1 9	議案第 7 0 号 令和 5 年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分につ いて……………	1 4 5
日程第 2 0	委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員 長報告）……………	1 4 5
日程第 2 1	議案第 7 1 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）につ いて……………	1 4 7
日程第 2 2	議案第 7 2 号 令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第 2 号）について……………	1 4 7
日程第 2 3	議案第 7 3 号 令和 6 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について……………	1 4 8
日程第 2 4	議案第 7 4 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 4 9
日程第 2 5	議案第 7 5 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 （第 1 号）について……………	1 4 9
日程第 2 6	議案第 7 6 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 2 号） について……………	1 5 0
日程第 2 7	議案第 7 7 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 2 号） について……………	1 5 0
日程第 2 8	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	1 5 1
日程第 2 9	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 5 1
日程第 3 0	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 5 1
日程第 3 1	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………	1 5 1
日程第 3 2	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………	1 5 2
日程第 3 3	議員派遣の件について……………	1 5 2
日程の追加……………		1 5 3
追加日程第 2	議案第 7 8 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 3 号）に ついて……………	1 5 3
議長挨拶……………		1 5 8

閉 会.....	1 5 9
----------	-------

令和 6 年第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 1 号

9 月 2 日 (月)

令和 6 年第 3 回榛東村議会定例会会議録第 1 号

令和 6 年 9 月 2 日（月曜日）

議事日程 第 1 号

令和 6 年 9 月 2 日（月曜日）午前 9 時 3 0 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告について

日程第 4 一般質問について

日程第 5 陳情について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１２名）

1 番	飯 塚 久 夫 君	2 番	吉 澤 浩 一 君
3 番	浅 見 隆 君	4 番	齊 藤 将 史 君
5 番	須 田 仁 美 君	6 番	三 俣 実 君
7 番	波多野 佐和子 君	8 番	小坂橋 尚 君
9 番	生 方 勇 二 君	10 番	善養寺 孝 君
11 番	清 水 健 一 君	12 番	早 坂 通 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務課長（兼）	一 倉 学 君	企画財政課長	富 澤 光 彦 君
会 計 課 長	早 川 弘 行 君	住民生活課長	飯 塚 邦 守 君
税 務 課 長	碓 井 由 果 君	産業振興課長	狩 野 宏 記 君
健康保険課長	山 口 誠 一 君	上下水道課長	岡 部 貴 一 君
建 設 課 長	須 永 光 明 君	学校教育課長	湯 澤 知 佐 子 君
教 育 長	村 上 誠 君		
生涯学習課長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開会・開議

午前9時32分開会・開議

○議長（生方勇二君） おはようございます。

定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

傍聴席の皆様、日頃より議会運営にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

本日ここに、令和6年第3回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご参集いただき、開会できますことに心より感謝申し上げます。

今定例会は決算認定等を含む議会であり、石坂代表監査委員にも出席をいただき、監査意見を述べていただきます。

本年は、オリンピックイヤーであり、フランスで平和の祭典が開催され、世界中から多くの選手が参加し、現在もパラリンピックの選手が活躍中ではありますが、平和の祭典とは逆に、ウクライナやイスラエルでは、悲惨な戦闘がいまだに続いており、一日も早い終息と平和を願うばかりであります。

国内に目を向ければ、台風10号の影響で甚大な被害が発生した地域もございます。心よりお見舞い申し上げます。

政治の世界では、自民・立憲の次期リーダー選が注目されますが、良きかじ取りを望みたいと思います。

本村では、6月に行われた消防団のポンプ操法渋川支部大会で優勝した第1分団が、8月の県大会に出場し、準優勝に輝きました。改めて、お祝いを申し上げます。

さて、本定例会につきましては、通告のありました6名の議員による一般質問、村長から送付されました条例改正及び決算認定等の議案が提出されております。

議員各位におかれましては、慎重な審議と議会運営に特段のご協力をお願いするとともに、充実した定例会となりますよう、重ねてお願いを申し上げまして、開会の挨拶といたします。

ただいまから令和6年第3回榛東村議会定例会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。議員は全員出席であります。

よって、本日の会議は成立いたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

4番齊藤将史議員、5番須田仁美議員を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2 会期決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

第3回定例会の会期については、本日から9月19日までの18日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告について

○議長（生方勇二君） 日程第3、諸般の報告についてを議題といたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付した文書、諸般の報告のとおりでございます。確認をお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎村長提出議案の概要説明

○議長（生方勇二君） ここで、村長から発言の申出がありましたので、これを許可いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君登壇〕

○村長（南 千晴君） 皆さん、おはようございます。

本日、議員各位のご出席をいただきまして、令和6年第3回榛東村議会定例会が開会されましたことに心から感謝を申し上げます。

議長から許可をいただきましたので、挨拶及び提案理由の説明を申し上げます。

先週から非常に勢力の強い台風第10号が九州地方を縦断し、四国地方へ再上陸、その後、熱帯低気圧に変わりましたが、その影響により日本列島各地で大雨や暴風により甚大な被害をもたらしました。

今回の台風の影響により8月29日から数日間にわたり降り続いた大雨による本村での被害状況であります。8月30日夕方に村内1か所で倒木による道路封鎖が発生しましたが、建設課の職員が直ちに倒木を撤去いたしました。

現在のところ、大規模な被害は確認されておませんが、本日も現場確認、調査に行き、情報収集に努めているところでございます。

なお、今回の台風により被害に遭われました皆様には謹んでお見舞いを申し上げますとともに、被災された皆様が一日も早く元の生活を送れるよう、ご復興をお祈り申し上げます。

今、なり手不足問題を抱え、平時、火災発生時の消火活動にご尽力いただいております榛東村消防団でありますけれども、このたび8月24日に第25回群馬県消防ポンプ操法競技大会におきまして、渋川地区で優勝した支部代表として出場した榛東村消防団第1分団がこれまで積み重ねてきた訓練の成果をいかに発揮し、昭和63年以来となります36年ぶりの準優勝といったすばらしい成績を収めて

くださいました。

また、大会当日には渋川市と榛東村に所属する消防団ラッパ隊の合同チームによる模範演技が披露され、放水開始の号令など消防活動を命令伝達するための勇壮な音色を奏でておりました。

改めまして、村民の安全・安心を守るために、休日を問わず、日夜日々の訓練を重ねている榛東村消防団に深く感謝し、心からの敬意を表します。

さて、本定例会に上程させていただく議案についてですが、条例改正が4件、令和5年度一般会計、各特別会計、公営企業会計の決算の認定等が10件、令和6年度一般会計、特別会計、公営企業会計の補正予算が7件、ほかその他、議案1件、報告2件でございます。

その概要を説明申し上げます。

議案第56号から第59号までは、条例の一部改正で、上位法令の改正などに伴い条例改正を行うものでございます。

議案第60号は、村道の路線の認定についてです。群馬県のバイパス整備に伴う県道南新井バイパス線の移管協議に基づくものであります。

議案第61号から第66号までは、地方自治法第233条第3項の規定により、一般会計、各特別会計の令和5年度決算の認定をお願いするものです。

議案第67号は、上水道事業会計の決算の認定について、議案第69号は、下水道事業会計の決算の認定について、この2つの会計は地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定に付するものです。

議案第68号は、上水道事業会計の決算に基づく剰余金の処分について、議案第70号は、下水道事業会計の決算に基づく剰余金の処分についてで、この2つの会計は地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

一般会計及び特別会計の決算の認定については、地方自治法の規定に基づき、また、上水道事業会計及び下水道事業会計の決算の認定については、地方公営企業法に基づき、監査委員の審査意見を付して上程をさせていただきます。

石坂代表監査委員、三俣監査委員におかれましては、猛暑の中、現地踏査も含めて集中的に審査していただき、そして、審査意見を取りまとめてくださり、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。本当にありがとうございました。

議案第71号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について、主なものといたしますと、新型コロナワクチン定期接種の開始に伴う渋川地区医師会などへの医療機関への委託料や新型コロナワクチン、インフルエンザ予防接種で接種費用が対象外となっている受験生への接種費用の一部補助をするためのもので、住民サービスの向上に資するためのものでございます。

また、令和5年度から債務負担で実施しております南小学校長寿命化改良工事におきましては、現在、老朽化しております非常放送設備等の更新を今回の工事に併せて実施することで効率よく教育施

設の整備を行おうとするものでございます。

議案第72号から第77号までは、一般会計、各特別会計、公営企業会計の予算を補正するものであり、令和5年度の決算に応じ、前年度繰越金の補正を行うほか、当初予算編成後に生じた事由により、所要事項についての補正を行うものでございます。

以上、22議案を提出させていただきますので、慎重審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

議案のほか、報告事項は2件でございます。報告第6号は、令和5年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について、報告第7号は、令和5年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率についてとなっており、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するものでございます。

本議会は、決算の議会となります。また、上程させていただく議案に関しましては、住民サービスの向上を目指すために必要なものでございます。そのためにも、議員皆様のご理解、ご協力は不可欠なものでありますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、会期は本日から9月19日までの18日間とただいま決定されました。本日からどうぞよろしくお願いいたします。

以上、開会に当たっての挨拶及び提案理由に代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎日程第4 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第4、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届出順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内です。つきましては、質問者は質問内容を明確にし、また、答弁者は的確で分かりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番小板橋尚議員の質問を許可いたします。

8番小板橋尚議員。

〔8番 小板橋 尚君登壇〕

○8番（小板橋 尚君） 皆さん、おはようございます。

本年第3回定例会一般質問をさせていただきます。広馬場の小板橋と申します。

傍聴にお越しの皆様、日頃から議会に関心を持っていただき、また、多忙の中、お時間を割いていただき感謝申し上げます。

さて、本村、榛東は自然豊かな環境に恵まれ、現在まで大きな災害もなく、関東平野を一望でき、標高も高く、暑い時期は下界に比べ非常に暮らしやすい地域だという言葉をよく耳にします。快適な生活を送るにはとてもよい地域で、新たに榛東村に住む方も増えてきているようです。

一方、近年、熊や鹿が山から下りてきて、安全な暮らしに少しだけ不安を持っている方も少なから

ずおられることと思います。やはり、暮らしの中で大切なのは安全・安心で過ごせることが一番ではないでしょうか。そして、最も大切なのは一人一人の生命、命なのです。災害時によく報道される命を守る行動を取ってくださいという言葉聞きますが、そのとおり、第一優先なんです。

本日は命の貴さ、安全・安心な生活に関連したAED設置状況について、鳥獣対策について、ぶどう園の活性化対策について、消滅可能性自治体についての4項目について質問をさせていただきます。

それでは、まず最初に、各公的施設のAED設置状況について、村内における学校、役場、各施設等に設置されているAED、自動体外式除細動器の設置状況と経費についてお伺いします。

以後、自席に戻り、質問をさせていただきます。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） それでは、答弁のほうさせていただきたいと思います。

村長部局及び教育委員会事務局が所管しております主要施設におけますAEDの設置状況及び経費について、総務課が一括してお答えさせていただきたいと思います。

現在、村長部局が所管しております主要施設への設置数につきましては、28か所29台となっておりまして、役場庁舎のほか、保健相談センター、ふれあい館、集集センター、児童館、南北学童保育所、各自治会コミュニティセンターに設置されております。また、教育委員会部局が所管しております主要施設への設置数につきましては、16か所19台となっておりまして、各幼稚園、各小学校・中学校、耳飾り館、中央公民館、南部コミュニティセンター、各集会所、各運動施設に設置されております。

経費につきましては、リース契約となっておりまして、村長部局所管部分におきましては、年間65万6,040円、税込みでございます。また、教育委員会部局所管部分におきましては、年間130万8,582円、税込みが支払われております。

なお、AEDの使用について理解を深めるため、渋川広域消防署の職員が指導します普通救命講習を受講しております。

令和5年度以前の直近3年におきましては、職員30名、自治会31名、消防団31名の受講応募の実績がございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小坂橋 尚君発言〕

○8番（小坂橋 尚君） ありがとうございました。

AEDは、誰でもいざというときちゅうちょすることなく、人工呼吸と併用して使用できることが不可欠です。1人でも多くの方がいざというとき使用できるよう、人に携わる人への実践的普及教育もとても重要です。また、施設等に設置してあるAEDの有効活用とメンテナンスも不可欠です。

実は、さいたま市教育委員会で2011年9月、さいたま市の小学校6年生の駅伝の野外訓練中の事故

を受け、本人の名前からASUKAモデルという様式を採用しています。目の前で誰かが突然に倒れたとき、迷わず落ち着いて迅速に対応するための研修テキストです。心停止への対応は時間との勝負です。無駄な時間と移動はしないで、現場で迅速に反応の確認、呼吸の確認など心停止の判断をする際に、判断できず迷ったら胸骨圧迫とAEDの使用に進むと説明があります。人が倒れた場合、その現場にいる人たちは誰でも対象者に対して何をできるか考え、即座に行動することが最優先なのです。いざというときにパニックになることなく、迷わず人を救う行動を取れるといった役割を持てる人が1人でも多くなくてはなりません。誰もがAEDを使って救える命を救うために、突然死によって起きる悲しみがなくなることを切に願うばかりです。

次に、使用施設におけるAED野外設置の考え方についてお尋ねします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど質問ございました野外設置、屋外設置の考え方についてということでの答弁をさせていただきたいと思います。

村長部局のほうで先に答弁のほうをさせていただきたいと思います。

初めに、村長部局が管理しております主要施設におけますAEDの屋外設置の考え方につきましてお答えいたします。

現在、村長部局が管理しております主要施設におきましては、不特定多数の方が集まる大きな屋外行事につきましては、主に役場駐車場を使用して行われる消防団関連の行事、秋季点検や出初め式及び参加者の健康づくりのための行事といたしまして、健康保険課等が所管します歩け歩け大会などが考えられます。

これらの行事に、開会時に万が一事故が発生した際には役場庁舎も開放しているため、現在、役場の来庁者、玄関付近に設置されておりますAEDを持ち出して対応することが可能となっております。また、先ほど申し上げた歩け歩け大会につきましては、役場庁舎をスタート地点といたしまして、村内の決められたコースを歩くイベントとなっております。先ほどと同様に万が一事故が発生した際には、救護班であります保健師が保健相談センターに設置してあるAEDを持ち出しておりまして、いざといったときに対応できるようになっております。

このように、村長部局が管理しております主要施設におきまして開催するイベントにつきましては、事故が発生した際に即座にAEDを施設外に持ち出すことが可能な体制を整備しております。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 続きまして、学校施設について答弁をさせていただきます。

村内各小・中学校や幼稚園では、屋外で行う行事の際にはAEDを持ち出し、本部席または救護席

に置いています。また、プール指導の際には緊急時にAEDを持って現場に駆けつけることが共通理解されています。

いざというときちゅうちょなく使えるよう、職員向けにAEDを使用するための講習を年に1回実施しています。

また、学校関係者以外の方も学校体育館を使用することがございますので、体育館設置のAEDの設置場所につきましては、明確に表示をして誰もが分かるようにしております。

学校関係、以上です。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 教育委員会部局所管している体育施設についてお答えをさせていただきます。

体育施設のうち、しんとう総合グラウンドにおきましては、敷地内グラウンドの西側に設置しているトイレの入り口にAEDを設置、野外設置をしまして、年末年始を除き24時間使用可能な状態としております。

そのほかの所管する施設につきましては、施設利用者による使用を前提としているため、建物内玄関付近への設置となっておりますが、施設の周辺で事故が発生した場合には施設外に持ち出し使用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） ありがとうございます。

猛暑の中、夜間、第1分団の消防ポンプ操法の厳しい訓練のお話、群馬県大会では無事故で準優勝というすばらしい結果を収めていただきました。

これからの季節、産業祭と運動会、スポーツ大会、マラソン大会と野外等で各種行事が計画、実施されると思いますが、多くの方が集まる場所でいざというとき、尊い命を守るべくAED、自動体外式除細動器を持参して、即対応することで貴い命が守れるはずです。

次に、各家庭にはAEDは通常常備されていません。盗難防止施策も考慮しつつ、いざというとき、誰でも迅速に使用できるために、主要な施設と24時間誰でも使用可能なAED設置箇所があってもよいのではと考えます。先ほど答弁がありましたので、割愛をさせていただきます。

ぜひいざというとき、現場のスタッフが一丸となって尊い命を救う行動、人工マッサージとAEDをちゅうちょなく使えるよう、普及教育の実施、誰もがいつでも実践でき一人でも尊い命をつなぐことができればとてもすばらしい社会環境づくりの小さな一步となると考えます。

次に、鳥獣対策についてですが、本村の猟友会、有害鳥獣駆除と処理についてですが、駆除の現状

と獣等の処理について伺います。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） それでは、駆除の現状と処理についてお答えいたします。

令和6年4月から7月末時点までに駆除した有害鳥獣の内訳は、アライグマ48頭、キツネ1頭、タヌキ7頭、ハクビシン9頭、鹿ゼロ、イノシシもゼロ、計65頭となります。また、前年、5年4月から7月末時点までに駆除した有害鳥獣の内訳は、アライグマ25頭、キツネ1頭、タヌキ4頭、ハクビシン6頭、鹿ゼロ、イノシシゼロの計36頭となります。前年と比較すると29頭の増加となり、原因は繁殖力の強いアライグマが年々増えているためだと考えております。

また、獣等の処理方法については、主に電気針で止め刺し処理を行った後、その後に埋設にて処理しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小坂橋 尚君発言〕

○8番（小坂橋 尚君） ありがとうございました。

次に、今後の有害鳥獣・猟友会への対応についてお伺いします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 榛東村猟友会への対応、手当についてお答えいたします。

初めに、アライグマ等の小動物に関しては、輪の設置、撤去、見回り費が365日で36万5,000円、餌等の雑費が12か月で12万円、捕獲処理費及び奨励金が1頭当たり5,000円となっております。

次に、鹿、イノシシ等の大型動物に関しては、輪の設置、撤去、見回り費が360日間で73万円、餌等の雑費が12か月で24万円、捕獲処理費及び奨励金が、成人の場合は1頭当たり2万4,000円、幼獣の場合は1頭当たり1万2,000円になります。

また、カラス等の一斉捕獲時は出勤費として1人1日当たり1万3,000円、弾薬費として1人1箱6,000円の手当を支給し、毎年夏季に3日間、ぶどうのシーズンに実施しております。

また、補助については、新規で猟友会に加入する際に必要な狩猟免許取得に係る経費に対して一部補助をしております。新規の場合は、狩猟免許受験手数料5,200円の4分の3、また1万円以上の場合は狩猟免許受験手数料3,900円が4分の3は補助しております。

また、条例に基づき、鳥獣被害対策実施隊員として活動している猟友会員に対し、1人当たり年額2,000円の報酬を支払っております。

そして、鳥獣被害対策実施隊員として活動している猟友会員に対し、毎年課税される狩猟税が免除に必要な証明書の発行が村のほうで事務手続を行っているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） ありがとうございます。

今年になってから度々熊や鹿などの目撃情報が多くなってきていますが、出動依頼を受けた場合、24時間いつでもいつ依頼が来ても現場に出動しなければなりません。私が調べた結果、熊の目撃情報が相次ぐ群馬県高崎市では、昼間を問わず緊急に出動する猟友会を支援しようと、本年6月上旬から新たな手当を支給を始めました。高崎市では、昨年度、熊の目撃情報は31件でしたが、今年度は4月と5月の2か月間だけで既に25件寄せられ、今月に入ってから山間部にある住宅の近くでも目撃され、熊の目撃情報があった場合、高崎市は昼夜を問わず猟友会に緊急出動を依頼し、猟友会のメンバーは現場のパトロールや安全確認などに当たっています。

高崎市では、これまで猟友会に対し鳥獣被害対策としての活動費を支給していましたが、緊急の出動の日に関する支給はありませんでした。熊の目撃が相次いだことを受け、高崎市では6月上旬から熊による緊急出動1回につき猟友会のメンバー1人当たり3,700円を支給、さらに熊が捕獲された場合の1頭当たりの処分の費用についても、これまでより1万円増額して2万5,000円となりました。また、熊が出没した場合に再び来ないように嫌がるにおいがついた忌避剤と呼ばれるシートを配布する取組も新たに始めています。高崎市農林課では、市民の安全と猟友会の安全を守るため、対策をすぐに打とうと緊急対策を決め、重点的に対策を進めているということです。

近年、熊や鹿の出没により農作物に対する被害や人的被害も可能性としてあります。今後、高齢化により猟友会員、ハンターの激減が予想される中、鳥獣被害対策として活動費は支給されていると思いますが、危険な野生の熊と緊急の出動があった場合、本村でも猟友会のメンバーへの新たな手当の支給が必要ではないかと考えます。

また、熊が出没した場合に再び来ないように、嫌がるにおいのついた忌避剤と呼ばれるシートの活用をするなど取組も考えてみてはいかがでしょうか。また、猟友会と自治体の役割分担を決めておくのも必要と感じます。

カラス、ハクビシン、アライグマ、タヌキ、キツネなど害獣、害鳥の駆除等に当たる猟友会の方々へのご尽力に感謝申し上げます。

次に、ぶどう園の活性化対策についてですが、今月5日に群馬県庁1階県民ホールで、生産者によるぶどうの展示、直売が行われる予定ですが、榛東村の観光名所と言えるぶどう郷の県内市町村へのさらなる積極的PRの考えについてお尋ねします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） ぶどう郷の宣伝活動については、村では上毛新聞などやフリーペー

パーへの掲載やイベント、SNSでの周知を行っているところでございます。また、新たな試みとして、ぶどう生産組合連合会と協力して、現在、ぶどう郷PR動画を作成しております。

今後も、関係各機関と協力しながらぶどう郷の魅力を積極的に発信していきたいと考えております。以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） ありがとうございます。

村外の方々は、榛東村と聞くと自衛隊か、ぶどうが連想されるそうです。ぶどうの栽培は特に手間がかかり、しかもデリケートな果物で、長年の経験が必要不可欠だということです。後継者問題を抱えながら、試行錯誤しつつ必死で維持しておられます。また、盗難防止対策として、生産組合が丹精を込めて生産したぶどう園周辺の防犯パトロールも行っております。近年人気のシャインマスカットの販売も多くなっているとのこと。販売促進に向けた近隣の市町村へのさらなるPRを行って、村外からの利用客の誘致につなげれば相乗効果が生まれ、さらに榛東村を多くの方に知っていただき活性化するのではないのでしょうか。

次に、農業経営者に対して風水害、猛暑等における農作物、施設等の被害発生時の補償のための保険はあるのか伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 台風、大雨、大雪、降ひょう等の災害が発生し、農作物に平年の30%以上の減収農地面積が10ヘクタール以上、施設については農業用施設に10万円以上の被害を受けた農業者の戸数が10戸以上等の要件を満たす場合には、群馬県農漁業災害対策特別措置条例及び榛東村農業災害対策特別措置条例が適用となり、補助金が交付される場合がございます。

また、第2回議会定例会でも説明しましたが、個人で加入する収入保険制度がありますので、今後も引き続き収入保険の内容や必要性を農家の方へ周知してまいります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） ありがとうございます。

次に、消滅可能性自治体について伺いいたします。

聞き慣れない言葉、一体何と思われるでしょうが、昨年の夏、日本創成会議が発表した2040年に向けて出産する年代の女性人口が半分以上減少するという一方で、子どもの産める世代が一定割合以上下回るにより、子どもや若い人が減っていき、人口が一気に減少して自治体経営が破綻してしまうという趣旨ですが、本村として人口減少歯止め対策に対しての本村の考えをお聞きします。

○議長（生方勇二君） 富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 総合計画及び総合戦略を担当する当課にて答弁をさせていただきます。

日本創成会議が発表した消滅可能性自治体とは、2014年と同程度の人口動態が続くと、2010年から2040年までの30年間に20歳から39歳までの女性人口が50%以下に減少する市区町村のことと定義されておりますが、本村は、この消滅可能性自治体には該当しておりません。

まず、本村では榛東村人口ビジョンを平成28年3月に作成しており、これまでも「子どもを育てるなら榛東村」と子育て支援の充実に取り組んでまいりました。また、令和2年3月に策定した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、榛東村の人口動態については、出生が死亡を下回る自然減の時代に入っており、一方で転入と転出がほぼ同値で推移しております。具体的な数字で申し上げますと、同計画で用いた国立社会保障・人口問題研究所推計、これを一般に社人研と申しまして、国勢調査人口がベースとなっておりますが、2020年に1万4,146人になるとの人口予測を立てておりましたが、実際の国勢調査人口は1万4,216人となり、予測までの減少とはなりませんでしたが、ただし、減少傾向は続いておりますので、油断することなく、人口減対策を続ける必要があります。

そこで、第6次榛東村総合計画後期計画では、人口減少の歯止め対策として、次の3つの重点施策を掲げ、各種施策を推進することとしております。

①子どもたちを生き生きと健やかに安心して育てられるむら、②つながりを大切にし、集うひとが安心して暮らせるむら、③地域の産業を育み、安心して働けるむら。

そんな中、本村では今年度から保育料及び学校給食費の無償化を図り、子育て環境を整備しました。また、DXを活用し、村の魅力や観光PR等の情報発信を強化しており、本村の公式LINE事業もこの10月からスタートする予定です。

交通政策も、今年度、村内外の有識者で組織した公共交通対策等検討委員会を設置し、交通弱者が住みやすい村の実現を目指すこととしております。

さらには、生活スタイルの多様性を認め合う社会の実現も必要であるとし、子育て環境の拡充とともに、多様性を有した人々との共生も育んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小坂橋 尚君発言〕

○8番（小坂橋 尚君） 細部にわたって詳しく説明をしていただきましてありがとうございます。

そのために、魅力ある経済対策があればお伺いいたします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 経済対策のことですが、新型コロナウイルス感染症で疲弊した村内経済を立て直すため、本村におきましては、経済対策を実施しております。例えば、上水道の基本料金減免、村内経済の活性化のための商品券、クーポン券の発行、中小企業者に対する助成などです。

今まで、本村は農業という主要産業を経て、前橋、高崎等のベッドタウンとして発展してまいりましたが、近年では商工会の新規加入事業者数が群馬県内でもトップクラスであると聞いております。

そんな中、本村では今年度からは保育料及び学校給食費の無償化を図り、子育て環境を整備しました。住宅借入金利子補給制度などの既存制度を継続し、村内産業の振興、創業支援制度などを調査、研究しております。例えば、雇用創出はこれを移住化・定住化の条件の一つとして捉え、関係部署とも連携して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 8番。

〔8番 小坂橋 尚君発言〕

○8番（小坂橋 尚君） 非常に魅力ある経済対策ということで、今後も継続してやっていていただきたいと考えます。

駒寄スマートインターチェンジから本村西までの交差点まで道路が拡幅されると、交通量も増えると思われますが、役場西の交差点を左折すれば、唯一の観光名所ぶどう郷があります。案内板等、観光宣伝の活性化の一案として検討されてはいかがでしょうか。

本村は高崎市、前橋市、吉岡町、渋川市にアクセスが便利です。ゴルフ場や伊香保温泉にも近く、スーパーやドラッグストアも充実、隠れ家的なカフェも点在し、榛東村、上野原にはアメリカンビレッジがオープンしました。ひそかに人気を集めている榛東村、また榛東村からの眺望は抜群です。天気がよいときには関東平野が一望でき、肉眼で東京スカイツリー、東京タワーも見ることができます。こんなすばらしい榛東村をこれからも村長を軸に未来に向けて一步一步信頼され、家族で住むなら榛東村でというような暮らしやすい新たな榛東村を目指していきたいと思っております。

9月は再び台風の襲来への懸念もありますが、これから秋が深まり、行事等も多く計画されております。職員の皆様も多忙の季節となります。体調管理には十分注意をされ、今後とも安心・安全で暮らしやすいむらづくりのため、ご尽力され、ご活躍されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からの一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、8番小坂橋尚議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を10時40分いたします。

午前10時22分休憩

午前10時40分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位 2 番波多野佐和子議員の一般質問を許可いたします。

7 番波多野佐和子議員。

〔7 番 波多野佐和子君登壇〕

○7 番（波多野佐和子君） 皆さん、おはようございます。

議席番号 7 番波多野佐和子でございます。

傍聴においでの方皆さん、暑さによる疲れは残っておりませんか。私の小学生の頃には気温が30度になると大騒ぎをしていましたが、近年は経験したことのないほどの気温の上昇で体力、気力も奪われる災害級の猛暑の夏となっております。こうして皆さんの元気な顔を拝見できてほっとしております。

さて、今回の質問は、これからの榛東村の在り方について、南新井前橋線バイパス開通を見据えてと、榛東村手話言語条例制定後の取組について、住民生活の充実についてとなります。

まずは1問目、駒寄スマートインターからの延伸道路も大分工事が進んでまいりました。全面開通後には人の流れも変わり、榛東村も時代の波に乗りつつも村らしさを維持していく大切な時期になってきたとも言えます。

榛東村の魅力である豊かな自然や文化財、今回は有形についてでございますが、これからどのように保全や継承していくかを問います。

では、議席に戻り、順次質問してまいります。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどご質問いただきました2点、自然と文化財の継承についてということで答弁のほうさせていただきたいと思います。

まず、自然についてですが、自然の定義を申し上げますと、自然とは山、森、大地、川、海、草、木など、人と人の手を加わらないもののありのままの状態のことであると認識しております。

議員のおっしゃっている自然の認識につきましては、今の榛東村の風景、景色についてかと推察して答弁をさせていただきたいと思います。

村民全体で目指していきます基本的な方針について取り決めたものとしまして、昭和56年3月に制定された村民憲章では、1つ、わたくしたちは、環境をととのえ、郷土を愛し、住みよい村をつくりましょう。1つ、わたくしたちは、文化財を大切にし、教養を高め、文化の創造につとめましょう。とうたわれております。

榛東村は、榛名山麓に位置し、多くの森林や河川を有しております。榛名山麓からの眺望はすばらしく、東から昇る朝日、広大な関東平野に広がる景色や夜景、きれいな星空を眺めることができます。森林では、民有林面積が734ヘクタール、村有林面積は450ヘクタールあり、榛東村の総面積2,792ヘクタールに占める割合といたしますと42%にも及びます。人工林が多く、昭和37年から昭和

40年にかけて主に杉が植樹されております。また、河川の整備も進められてきておりまして、傾斜地に広がる田園風景など、農家の皆さんや地主の方々が管理してくださっているおかげで今の榛東村の風景が存在し維持されていると考えております。

榛東村の豊かな自然環境を保護するとともに、土砂崩れや洪水等の自然災害を最小限にし、村民の安全を守り、安心して暮らせる村をつくっていくことが行政の果たすべき役割だと思っております。

また、村では令和3年3月に策定した第6次榛東村総合計画、後期基本計画、こちらは令和3年から令和7年において、第5章、自然と安全・安心を守るむらづくり、基本施策1、自然環境、景観の保全で5つの主要施策を定める事業を展開しております。

2つ目、2点目といたしまして、文化財の継承についてということでございます。

文化財につきましては、本村の指定文化財は国指定史跡の茅野遺跡、県指定の高塚古墳、広馬場の地蔵祭りをはじめ、村の指定の文化財は22件となっております。また、本村から出土した国指定重要文化財の縄文時代の耳飾りは耳飾り館で収蔵しております。

村では、先ほど申し上げた第6次榛東村総合計画の柱の一つとして、人と文化を育むむらづくりを重点施策として位置づけております。

その施策の中の基本方針で定義されているように、文化活動は人々に楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、人と人を結びつけ、相互に理解し、尊敬し合う土壌を築き、心豊かな人間形成はもちろんのこと、地域の基盤を醸成するために重要なものであると考えます。このため、村では文化活動への参加、観賞、創造など住民の主体的な活動を支援するための環境整備を進めています。

また、今まで育んできた文化や地域のつながりを大切にしながら、地域の特色ある伝統文化や郷土芸能の継承、発展を図り、住民に理解され、親しまれる文化財の保存活用を図っていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 村も住民憲章を基に十分な認識の下、行政がとられていることに安心いたしました。

榛東村マスタープランでは、豊かな自然環境の中で環境との共生を前提に伝統文化とコミュニティを育む自立性の高い村の実現を図るとございます。現在住んでいる人やこれから移り住む人がこれから10年、20年、50年後、榛東村の姿をどのように想像するでしょうか。大型商業施設や建物が立ち並び、そのような姿でしょうか。ここ榛東村は30分圏内で働く場所もあり、身の回りに必要なものもそろいます。一度手放したら戻らないものに今回は目を向けてみたいと思います。

環境は祖先からの送られたものであると同時に、子孫からの預かりものでございます。私の榛東村

の印象は、都会と田舎のバランスがよく、里山も近くにあり、のどかな田園風景など季節の変化が感じられるとても風光明媚な、なおかつ利便性がよい地域、そんな印象でございます。南新井前橋線バイパス線開通に伴い、これからの榛東村、吉岡町と同様、人気のある地域になり大きく変わると思います。自然を守りつつ、活気やにぎわいを求めるためにはどうしたらよいのかと皆さんと考えなくてはなりません。それには、まず商業区域、住宅区域、農業区域、生活区域などの区域を定めることが大切だと思われます。

次期榛東村都市計画マスタープランや都市土地利用計画について、その作成はどうなっているでしょうか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいま議員よりご質問のありました現在の榛東村都市計画マスタープランは、平成18年3月に策定されたものでございます。現在の計画期間は20年後の令和8年度末までとなることから、議員もご承知のこととは存じますが、3月の定例会においてご可決いただいた本年度の当初予算に次期マスタープランの策定費用が組み込まれている状況でございます。

本年度から2か年の債務負担による事業として既に入札を実施、事業者を決定し、事業着手しており、榛東村都市計画マスタープランの改訂を進めておるところでございます。

なお、土地利用につきましては、前回の策定期間から20年が経過する、この間整備された道路や施設等の周辺を中心に道路の利活用の形態も変化してきております。これらの変化の状況と今後整備計画が進められる道路やインフラの整備を考慮しながら、土地利用のゾーニングの見直し、地域別構想の更新を行い、住民説明会等を経た後、改訂が進められることとなります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 住民説明というのはとても大事なことだと思います。くれぐれも住民が気持ちよく生活ができる環境の維持を心がけてください。

また、現在、榛東村基本環境条例、もしくは民有地に関する利用の取決め等の条例などはございませんでしょうか。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 環境基本条例ということでございますけれども、現在、本村において環境基本条例は制定されておられません。

環境保全に関する条例といたしましては、土砂等による埋立て等の規制に関する条例が令和2年10月から施行されておまして、環境保全の適正化に努めているところでございます。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） 榛東村土砂等による埋立て等の規制に関する条例には、生活環境の保全や村民の安全に資することとなっております。届出を出さずに土砂を置くようなことのないようにパトロールをし、適切な指示をお願いいたします。

また、民有林・民有地の開発、屋外広告物の規制などを村は現在どのように対応しているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 本村では、現在、民有林の開発等につきましては、森林法などによりまして県知事の許可となっております。屋外広告物につきましては、屋外広告物法、それから群馬県屋外広告物条例によりまして規制されております。それぞれ国や県の指導、許可の下行われております。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） 群馬県の条例等を基に取り決められているようですが、やはり榛東村の事情もございます。県の条例に上乘せをし、この地に合った条例を制定してもらいたいと思います。土地利用の行為規制として屋外における土石、廃棄物、または再生資源の堆積等も項目の中に入れてもらいたいと思います。

また、近隣では、渋川市が18年前に渋川市環境基本条例を制定しております。ほかにも様々な形で制定されている自治体がございます。榛東村も環境保護の基本となる村独自の環境基本条例を制定したほうがよいと思われますが、村の考えはいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 環境基本条例につきましては、当該自治体の環境保全の取組に対する姿勢を示すものでございまして、開発や看板設置を直接的に規制するものではございません。環境基本条例は、平成5年に環境基本法が制定されたのを機に、地方自治体においても自らの地域における環境行政の基本となる事項を条例で定める動きが進みました。その頃から都市部におきましては、大規模開発や大型企業進出などによる急激な都市化の進展などによりまして、身近な自然が減少して大気汚染や水質汚濁などの環境問題が深刻化し、地球温暖化、それからオゾン層の破壊など地球環境に大きな負荷を与え、人類の存続基盤そのものを脅かすまでになっております。

幸いにいたしまして、本村においては、都市化が進行し環境破壊が進展しているという深刻な状態までと言えません。また、群馬県の環境基本条例では、環境保全のための広域的な取組については、

国及び地方公共団体と協力して、その推進に努めるものと定められております。

以上のことから、本村における環境基本条例の制定につきましては、近隣市町村の動向を注視していきたいと考えています。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） 先ほども榛東村制定されておりました環境基本条例ではなく、榛東村土砂等埋立て等の規制に関する条例のように、細やかなポイントポイントでまたその条例を定めるというのも 1 つの手段ではないだろうかとも思われます。

条件が合えば、田畑や山林を手放したい人はいると思います。その制限は難しいと思われませんが、榛東村の自然美の維持や村ではの趣や味わいが地域の共有財産とすれば、その景観を保全するためにもぜひ、本来ならば環境基本条例等を制定するべきだと思いますが、なかなか難しいという答弁でございました。

軽井沢に行くたびに、どうしてこんなに自然が守られているのだろうかと感心いたします。太陽光パネルも見当たらない、景観を損ねるような建物も見当たらない。そこで調べてみましたら、やはり歴史を積み重ねてきた避暑地ならではの条例制定がされております。その中で、私の心にピン留めされた一文がございます。紹介いたします。

取り巻く自然、そこで過ごす住民、組織化された社会の 3 つの要素がそろって成立するのが風土とすれば、私たちはこの類まれな風土を未来に引き継ぐ責務があるとありました。

ここ榛東村も、私たちにとっては類まれな風土です。森林地帯に山積みの廃棄物等、田園地帯に色とりどりの巨大看板等、趣を台なしにしてしまわぬように願います。

続いて、企業誘致についてでございます。

現在では企業誘致をどのように進めているか伺います。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 企業誘致については、現在、今年度、県産業経済部未来投資・デジタル産業課へ職員 1 名を派遣して企業誘致の実務を学んでもらっているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） 群馬県には企業局というところ、団地課というところがございます、それに見合った土地等を探しているというようなお話を伺っております。そういったところにアプローチをして榛東村都市計画マスタープランに沿った区域に沿った企業誘致に尽力していただきたいと思います。

以前に小児医療センターの誘致を積極的にと一般質問しましたが、その時点ではもう既に移転先が決定されていたようです。そこであえて、地域医療の充実のためにも病院、またはクリニックの誘致を質問します。

春先に首を痛めて数か月、整形外科医院にお世話になりました。リハビリ室は老若男女とたくさんの患者の順番待ち、整形外科医院は年齢問わずお世話になる専門医院です。最近運動施設をクリニックに併設しているところもございます。短時間で筋力をつけるフィットネスも欲しいとの声も聞いております。住民のため、雇用のため、土地の価値を上げるためにも医院、特に整形外科医院の誘致を進めてみてはどうでしょうか。手狭になった病院の移転先や新規開業などを考えている病院やクリニックもあると思われます。子育てにも病院は近くにあれば安心ですし、選択肢も増えることと好ましいことでございます。

村として医院や病院の誘致についての考えをお願いします。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご質問の地域医療体制につきましては、県において第9次群馬県保健医療計画を策定し、医師確保計画及び外来医療計画を含め、今後の保健医療体制の在り方を検討し、主に2次保健医療圏ごとに調整等を行っております。保健医療を取り巻く環境は著しく変化しており、医師をはじめとする医療従事者の不足が課題となっております。計画の推進には住民の日常生活を支える健康づくりの推進や疾病の予防、介護や障害福祉サービスの実施など、保健や医療、介護等の提供体制を構築することが市町村の役割とされています。

村では、渋川地区医師会と渋川市、吉岡町と連携して保健医療体制の整備、予防接種や各種検診等の事業について取り組んでいるところです。この計画において、一定の範囲内に医療機関が存在しない、または1人しか医師がいないことにより容易に医療機関を利用することができない僻地は県内12市町村ありますが、榛東村を含む渋川保健医療圏にはありません。また、渋川医療圏の現状として、前橋・吾妻医療圏から外来患者が流入し、前橋・高崎・安中医療圏へ行く外来患者が多い状況にあります。近隣において移転先を探している医療機関の情報は把握しておりません。

以上のことから、現状においては病院、特に整形外科に限って誘致するというご質問の意図は理解しがたい面がありまして、村としては考えておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 村としての医療体制の整備はかなり進んでいるかと思われます。今回、この整形外科医院のというところは、私の考えでありまして、そのようなお答えが返ってくるのかなということも想像はしておりました。

ですが、群馬県の医師会というのもございます。そういったところに働きかけるのも1つの手段なのじゃないかなというところもございます。目的に合った区域をうまく使うためには待っているは始まりません。村民にとって有益となる病院、クリニックを含めた企業誘致のトップセールスを村長にもぜひ頑張ってもらいたいと思います。

続き、南新井前橋線バイパス開通を見据えて、村がどのように動くかを問います。

まずは、観光です。ふるさと公園、耳飾り館、しんとうワイナリー周辺、榛東村都市計画マスタープランのレクリエーション拠点と言われる一帯が、イベント以外では、残念ながらあまり活気がございません。今年度もまた大きな予算もついていないように思われます。ふるさと公園のふるさと館や、そのほかの建物を今後どのように活用、運営していくかを問います。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前11時5分休憩

午前11時7分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） それでは、ふるさと公園周辺の有効活用についてお答えいたします。

しんとうワイナリーや耳飾り館をはじめとするふるさと公園周辺施設は、ふるさと公園の春まつり、夏まつりのときにスタンプラリーを実施するなど周辺施設とは連携をしっかりとっております。また、遊具や建物など施設の老朽化については、長寿命化計画により維持管理に努めているところでございます。

また、突発的に発生した不具合や故障についても、公園利用者の安全を第一に考え迅速に対応しているところでございます。

また、令和元年に策定した榛東村スポーツレクリエーション施設長寿命化計画個別施設計画では、ふるさと館レストガーデン、野外ステージ、公衆トイレについて建設から約30年が経過しており、建物の老朽化が進行しているため、大規模改修など今後の方針に検討が必要な時期であると認識してございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） なかなか観光を発展させるというのが自治体だけの力では限界を感じてしまいます。民間や法人等の力を借りて復活させるような考えの一つとして、観光協会というものがございます。

観光協会の設置についての考えはいかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 観光協会とは、国や地方自治体などの公的機関と営利を目的とする民間企業との中間的な存在として公益的な観光事業を推進する目的で設置され、地域の観光資源の整備と活用の役割を担う団体でございます。

観光協会は観光振興業務における次の役割を担っております。

1、全国の観光イベントでの観光PRの実施、インターネット等での情報発信や観光パンフレットの作成、観光案内所の充実・促進等の環境整備。現在、高崎市、前橋市、渋川市、東吾妻町では観光協会の設置をしていますが、隣接する吉岡町では現状ありません。

榛東村単独で観光協会の運営を潤沢に行えるだけの財源及び村内事業者との会員数の確保、並びに今以上の観光資源を見込むことが困難であると考えております。

また、現状の観光資源に対して観光協会を設置するメリットについての費用対効果を考慮すると難しいことと推察いたします。

なお、村の観光の取組については、榛東村ぶどう郷の創造の森キャンプ場等について、テレビ、新聞、ラジオでの周知や、村外のイベントにも積極的に参加して榛東村のPR活動を行っているところでございます。

また、9月21日には北群馬郡の魅力を発信することを目的として吉岡町と共催でマルシェイベント、しんきちマルシェも開催いたします。

観光協会の設置は今のところ考えていないため、周辺地域及び商工会等の関係団体と協力し、観光資源の発掘とブラッシュアップを行い、さらに観光振興を推進していきたいと思っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 村としてのその姿勢というものはしっかり私も受け止めることができました。

産業振興課並びに商工会と、あとは地域の皆さんの力を借りて観光業を盛んにしていけたらいいなと思っております。

私が今回、このふるさと公園周辺ということで提案をさせていただきました。ふるさと館並び、そのほかの建物、そこを何とか有効活用できないかというところで一般質問しているんですけども、中之条町ではふるさと交流センターつむじというコンパクトでありながら、観光協会もその一角に入っておりまして、館内では伝統工芸品や作家の1点もの、また雑貨ショップ、お食事処などが集まったちょっとした横丁風になっております。それをテナントには新規改良のスタートアップ拠点となっ

ているようでございます。中庭ではワークショップが開催、アート展示なども行われ、文化や芸術が気軽に触れることができる施設となっております。本当に構図とすれば、ふるさと公園周辺はまさにそのもののよう感じられます。

先ほど産業振興課長がおっしゃいました東吾妻町観光協会を設置しております。地域おこし協力隊がサブリーダーとして配属されていたようです。地域おこし協力隊を普通に受け入れている自治体もございます。ぜひ村事情をよく知った方と協力隊とで、また今話題になっている関係人口、それを増やす取組をしまして観光をぜひ盛り上げていってもらいたいと思います。

続いて、ブランディングについての質問です。

群馬県で厳しい審査を通った県産品に優良のマークがついているのを見たことがございますか。あの群馬優良県産品推奨制度のように、厳しい審査基準の下、農産物加工品、民芸品などにしんとうちゃんマークを貼ってしんとうちゃんブランドとして世に送り出したらどうかという提案でございます。

しんとう優良産品推奨制度ですね。そのような形のものに対しての導入についてどう考えられますか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 村としても、群馬優良県産品推奨制度に類する制度として、村長がmanifestoに掲げた榛東村特産品認定制度の導入に向け、現在研究を進めているところでございます。

この制度を導入するためには、一定の基準を満たした村の認定品であるという付加価値をつけるべく適正に審査を行う認定審査会を立ち上げる必要がございます。県やほかの自治体の事例を参考にしながら、現在研究を進めているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 本当にうれしい事業が行われるかと思うと喜ばしい限りでございます。

ふるさと納税の返礼品にそのような特産品、丸ごとしんとうちゃんパックとして扱うのも面白いのではないのでしょうか。でも、本当に榛東村には逸品というようなものがたくさんあります。その取組が定着すれば、村外にも通用するブランドとなると思います。また、その販路拡大が進めば、ほかの生産者の意欲にもつながると思います。

続いて、歴史資料館の設置について聞きます。

榛東村には茅野遺跡、高塚古墳、長久保古墳群、桃井城など出土した物や、また住民から寄附された文化財など近代に至るまでの重要な、貴重な文化財を整理し集約する、私たちがやるべき仕事の一

つと思います。それをアーカイブする歴史資料館の設置についてどう考えておりますか。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） ただいま議員からのご質問のありました歴史資料館につきましては、現在、本村では設置する計画はございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） 文化財、地域の歴史、伝統文化を置き去りにしては本当の発展とは言えません。

耳飾り館の一室には、出土した物が保管してあるところがあるようでございます。今回、耳飾り館の改編等を含めて、文化財等の保管、展示等を考えていただけたらと思います。

吉岡町も文化センターがございます。その経緯というものもそういったところから始まったようでございます。文化財や地域の歴史に関するものを大切にすることで、村への愛着や誇り、村民の希望や自信につながります。文化財に対する理解の促進や歴史学習を支援する役割を担う歴史資料館の設置を村に合った、規模に合ったものでございますが、ぜひぜひ検討していただきたいと思います。文化財が守られているということは、平和の証でもございます。

続いて、中央公民館図書と南コミの図書が統合する方向でございます。榛東村に関する古い書類、または榛東住民が執筆したものなど、それらの扱いをどのように考えているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） ただいま議員がおっしゃった書物等につきましては、現在、中央公民館の図書室と、それから耳飾り館内の資料整理室で保管、管理をしているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） そういったものをバックヤードに詰め込まれるようではないと思います。ほかの図書と同じように扱うものもいかなものかと存じます。いつでも閲覧できるように別枠で保管するべきだと思います。

歴史資料館を造るのが困難であれば、そういったところで皆さんが気軽に立ち寄れる場所に保管する、展示する、そういった形を取られるのも一つの形かと思われます。

そこで、先ほど来から私が提案しておりましたレクリエーション拠点、それら一帯を開発するということでございます。そのふるさと公園の改修費用について、財源にふるさと納税のクラウドファ

ンディングを導入してはどうでしょうか。ふるさと公園に思い入れを持っている方、榛東村に縁のある方などは賛同してくれると思われます。名づけてふるさと公園リバイバルプロジェクトでござい
ます。

先日、前橋の広瀬川遊歩道を歩いた際に、敷石に名前の刻印がされておりました。恐らく、まちづ
くりの開発に個人一人一人の善意による寄附金も使われたようでございます。少額からの事業を応援
できる仕組みづくりを考えてみてはどうでしょうか。

次に、榛東村手話言語条例制定後の取組についてでございます。

これから住民向け、または学校向けのセミナーなど新たな開催する計画があるかというところでご
ざいます。

まずは、住民向けのそういった計画があるか伺います。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） そうしましたら、まず住民の方に対するセミナーについてというこ
とでございますが、住民の方に対する手話を学ぶ機会の確保を図る取組といたしまして、以前より渋
川市、吉岡町と共同しまして、手話奉仕員養成講座を毎年開催しております。今後も継続して実施を
予定しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） それでは、榛東村手話言語条例が制定された記念に、住民に向けた共生
社会というものはどんなものかという学ぶ機会をぜひともつくっていただきたいと思います。

幼稚園、小学校、中学生向けの取組は現状と今後についていかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 手話言語条例制定後の取組ということでしたので、健康保険課のほ
うで答弁させていただきます。

村内の小・中学校における福祉教育の取組といたしましては、小学校では榛東村社会福祉協議会の
協力によりまして、福祉講話や車椅子バスケットボール教室、盲導犬体験、手話教室を実施しており
ます。中学校では特別養護老人ホームしんとう苑職員の協力によりまして、講話や高齢者体験などを
行っております。また、村内の幼稚園では手話を取り入れた歌の発表をしております。主に年長児が
歌を歌いながら手話で歌詞の内容を伝えます。練習や発表を通して小さい頃から手話に触れることで
手話を見直に感じることを自然に覚えることができていると伺っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） たくさんの取組がなされていることに安心いたしました。

村民が手話で日常会話ができる村になったら、ああ、素晴らしいことだなと思います。また、校歌を手話で歌ってみるとか、上毛かるたや榛東かるたを手話でやるなど面白いと思います。これは手話を学ぶというほかに、年代を超えて共通の話ができるということは尊いことだと思われま

す。また、大阪府の手話に関する施策ということがございます。そういうものを参考に村も取組として策定してもよいのではないかと思います。

次に、9月23日は手話言語の国際デーです。2024年、群馬県内では6カ所でブルーライトアップされました。渋川市では石段を含め3カ所、前橋市では臨江閣、ヤマダグリーンドーム、制定された記念イベントなどの計画はございますか。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議員のおっしゃいました9月23日、手話言語の国際デーに合わせて、榛東村では今年初めて榛東村役場庁舎のロビーにおいてブルーライトアップを行う予定であります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） 楽しみにしております。

続いて、住民生活の充実についてでございます。

まずは、しんとう温泉ふれあい館について質問をいたします。

まずは、しんとう温泉ふれあい館の役割を伺います。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） ふれあい館の役割というところでございますけれども、住民の福祉の増進を図るため、平成7年に建設された福祉施設ということでございます。

子どもから高齢者まで利用でき、触れ合いと健康促進を目的とする総合コミュニケーション施設として設立されまして、現在まで住民福祉、健康増進並びに村民の交流の場として利用されております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） 私も家が近くて仕事帰りとかによく利用させていただいております。

この間、ある方から使えるシャワーが少なくて混雑時にはシャワー待ちをしています。ほかの施設がちょっと値上がりしたことも影響するか、確かに最近は利用者が増えているように感じます。住民のその福祉のためのものですから、気持ちよく使われて当然、壊れたシャワーを使えるようにしてもらいたいとの要望がございます。いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） ふれあい館のシャワーでございますけれども、現在3か所が故障していて使用できないということでございます。利用者の増加によりまして、曜日や時間帯によっては洗い場待ちの状況が生じているということでございます。財政状況の大変厳しい中ではございますけれども、村といたしましては、多額の費用を要する抜本的な大改修ではなく、必要に応じた改修の検討を始めているところでございます。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） ぜひ抜本的な改修は難しい、でも、そういう一部改修というものを計画の中にあるとすれば、朗報でございます。よろしくお願いします。

確かに、しんとう温泉はとても泉質がよくて、温度管理もよくて、皆さんから腰痛に効果があったなども聞いております。創造の森キャンプ場の宿泊客も入りに来ております。従業員の皆さんも親切でふれあい館の良さが周知されればもっと入館者が増えると思います。そして、社協もSNS等で集客の努力をしております。これも榛東村の財産です。前向きに協議して、多くの皆様に喜んでいただきたいと思います。

次に、プラごみの状況を問います。

プラごみの回収が始まってから可燃物の量などがどの程度減ったとか、そういった報告はあるでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） プラスチックごみの回収状況についてということでございますけれども、渋川地区広域市町村圏振興整備組合からの報告によりますと、本村の同清掃センターへの搬入量は4月が3.72トン、5月が6.07トン、6月が7.18トン、7月が5.83トンでございまして、この間の平均搬入量は5.7トンとなっております。人口1人当たりの月平均搬入量とすると390グラムという計算になります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） なかなかプラごみは軽いこともございます。そういったところの計算というのは難しいかと思われませんが、私が見回ってみまして、確かにピンクの袋のプラごみがだんだん量が増えているようにも感じられます。

そこで、プラごみの分別やごみ出しのルールはちゃんと守られているでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） プラごみの状況でございますけれども、本年4月から収集が始まりまして、当初は午後まで集積場に残ることがありましたが、現在では順調に回収が実施されているということでございます。

一方で、自治会からはごみ捨てマナーが守られていない相談を受けることがございます。村民のごみ捨てマナーの向上に向けて、さらなる改善策を研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） また、回収日が少ないというような住民のお声がございます。

村の今後の計画としてではいかがなものかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 今後の計画ということでございますけれども、プラスチック類の分別収集が始まる以前から、今年度の予算編成の段階から月2回での収集は十分かと村長からも指摘をされております。実施してからの状況により見直すこととなっております。

今後につきましては、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の状況等も踏まえ、検討を進めているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 7番。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） プラごみの分別、さらに進むといいと思っております。

前にも話をしましたが、分別がかなり進んでいる先進事例の自治体もございます。ぜひともポイント制度とかそういうものを使ってごみの減量化に努めていただきたいと思います。

最後の質問です。郵便ポストが近くになく郵便物を出すことが困難な住民に向けた、村ではの仕組みづくりなどはございますでしょうか。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議員のおっしゃった郵便ポストの件ですが、郵便ポストの数の減少に関しましては、村が所掌する一般事務ではないため、お答えする立場にはございません。

しかしながら、郵便ポストだけに限らず、高齢化社会が進む中において、いわゆる交通弱者の方が郵便局などの目的地に行くことができる手段を確保することとしても行政として講じていかなければならないものであると思料いたします。

このため、榛東村では交通弱者対策といたしまして、免許証の返納を行った高齢者の方への運転免許証自主返納支援事業や福祉タクシー利用制度を整備しております。また、新たな交通弱者対策といたしまして、榛東村公共交通等検討委員会を設置し、村にとっての最適な地域交通システムデマンド型交通などについて検討を進めている最中でございます。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 7 番。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） これは高齢者対策、交通弱者対策にもつながるかと思いますが、ぜひ1人のつぶやきにでも耳を傾ける行政であってほしいと願います。

これから続々とイベントが開催されます。しんきちマルシェ、ママフェスコラボ、エコフェスタ、村民文化祭、榛東むらづくり祭、消防団秋季点検など、住民コミュニティの活性化に多大な貢献となります。ぜひそれに携わる各種団体へのご支援をよろしくお願いいたします。

以上で、波多野佐和子の一般質問を終了します。傍聴にお越しの皆さん、ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、7 番波多野佐和子議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時といたします。

午前11時31分休憩

午後1時再開

○議長（生方勇二君） 午前に続き会議を再開いたします。

質問順位3番須田仁美議員の一般質問を許可いたします。

5番須田仁美議員。

〔5 番 須田仁美君登壇〕

○5 番（須田仁美君） 皆様、こんにちは。議席番号5番須田仁美です。

傍聴席の皆様、お忙しい中、議会の傍聴にお越しいただき、ありがとうございます。

今回で10回を超え、11回目の一般質問となりました。まだまだ未熟ですが、今回も村民の皆様の明るい未来につながる質問として日々考えておりますことを質問させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、通告書にあります大問5つについての質問をします。一番最後の5の（3）につきまして

は、質問要旨の通告後に議案書を受け取り確認した際、たまたま内容が議案に上がっておりましてので、今回は一般質問での質問を取りやめさせていただき、議案の総括質問のところで質問させていただきたいと考えています。お願いいたします。

では、1問目の質問です。

1、地域包括支援センターについて。

(1) 体制についてお伺いします。

地域支援センターの体制について、まずは設置の経緯についてや職員体制などはどうなっているでしょうか、お伺いします。

それでは、以後、自席にて通告書に従って順次質問させていただきます。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ご質問の榛東村地域包括支援センターですが、平成18年4月1日に設立しました。当初は社会福祉法人榛栄会に委託しておりましたが、平成29年度より直営に変更し、現在は榛東村保健相談センター内に設置しております。

職員ですけれども、高齢者、65歳以上の人口によって人員基準が定められております。高齢者3,000人から6,000人に対して保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士をそれぞれ1人配置することとされています。設置当初は高齢者人口が3,000人未満であったため人員配置基準により2名の配置でしたが、現在はこの基準を上回る4名の職員を配置しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 詳しくご説明、ありがとうございます。職員体制などは国の基準によって人数等定められているということでありました。また、高齢者の人数も増えているということで、2名から4名、2倍に増えているということはかなり高齢化も進んでいるのだと思います。

また、1人当たりの相談件数などの公表している数を見てみますと、一人一人の職員が、件数では多忙であることが推測されます。全国的に見て委託をしている自治体が多いところですが、今現在、平成29年度からは村で直接の運営を行っているということでございますが、今後も村の直接での運営は可能なんでしょうか、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 地域包括支援センターの運営形態ですが、厚生労働省調査によりますと、市町村の直営が20%、委託型が80%となっております。県内でも地域包括支援センター110か所のうち直営は25か所で22.7%の状況です。村では、先ほども述べたとおり、委託から直営に変更し

ております。現状では委託の議論は行っておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5 番。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 今後も、現状では村で運営いただくということでございました。

（2）現在の取組についてです。

地域包括支援センターではどんな取組が行われているのか。また、村で独自にやっていることなどや関係機関とどのように連携しているのかお伺いします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活ができるよう、高齢者の総合相談や権利擁護、介護支援専門員の支援及び研修、要支援認定者などへのケアプラン作成などが必須業務となっております。必須業務以外に、村では介護予防事業、認知症総合支援事業、地域ケア推進事業などの業務を地域包括支援センターが行っております。

地域のネットワークを構築することを目的として、民生委員・児童委員定例会議へ参加し、相談を受け付けています。

また、社会福祉協議会をはじめとする地域の関係機関と連携を図り、地域包括ケアシステムの構築に努めております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5 番。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 必須項目の相談窓口としてのほか、村独自で介護予防や認知症予防などの取組も行われているということが分かりました。

介護者としての家族の相談窓口としてはどのような取組をしていますか。また、介護者同士が交流し、分かち合える場などの取組はありますか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 介護者支援といたしましては、認知症サポーターの協力で南部コミュニティセンター、楽集センターにて実施している認知症カフェにおいて介護者の集いを実施しております。

また、介護者からの相談は随時地域包括支援センターにおいて受け付けております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5 番。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） 認知症カフェなどにおいては認知症サポーターさんに活躍していただいているということでございます。

（３）の今後の予定についてですが、各コミセンでも認知症予防や介護予防のサポーターさんが活躍していただいているようですけれども、今後も各サポーターさんを拡大していく予定はございますか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 介護が必要な状態にならないよう、心身の機能の低下を防ぐために行っております介護予防事業ですけれども、今後、より実施場所を増やしていくことが必要と考えています。そのためにも、担い手となる介護予防サポーターや認知症サポーターを今後も養成し、介護予防教室や認知症カフェを拡充していく予定でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ５番。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） 今後も養成をしていただいて拡大していくご予定ということで、各地域に広がっていくことを祈っております。

また、サポーターさんについては有償ボランティアなんでしょうか、それとも無償ボランティアでしょうか。何か支援やお礼はありますか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 介護予防サポーター、認知症サポーターは無償ボランティアとして活動いただいております。継続的にボランティアとして活動していただくための支援については、近隣町村の状況を踏まえて研究してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（生方勇二君） ５番。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） ありがとうございます。ほかの自治体のほうも参考にさせていただいて、今後何か支援等ができるかどうか考えていただけると助かります。

各地域でサポーターさん筆頭に予防に取り組んでいただくことで、若く元気に活躍いただき、高齢者の方の幸福度は増すと思いますし、また皆さんで分かち合って助け合っている介護保険料のほうも増大が防げると思います。いつも積極的にボランティアをしていただいているサポーターさん方に、この場をお借りして感謝申し上げます。ご回答、ありがとうございました。

2の子ども食堂への支援と連携についてです。

(1) 子ども食堂への支援について。

子ども食堂は、子ども、保護者、地域住民に対して無料または安価で栄養のある食事、温かな団らんを提供するための日本の社会活動です。世帯構造の変化や高齢者の独り暮らしの増加により増えている個食も減らせて、地域のつながり、コミュニティの連携の有効な手段となり得るものです。日本各地で設置数が急増しているところではありますが、まず、村では現在こども食堂を運営している団体はどの程度あるでしょうか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 村内におきましては、現在1団体が子ども食堂を運営されております。現在のところ、ほかに子ども食堂を開設しているという情報は把握しておりません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 現在では村で1団体活動いただいているということをご存じということですが、今年度のエコフェスタとママフェスタの同時開催のお知らせにもフードバンクが行われると入っておりました。その団体の方とも連携して村と活動されているのかなと推測はされるんですが、子ども食堂を運営する団体へ、またはこれから始めたいと考えている団体などへのスタートを応援するなど財政的支援や情報発信などの支援を行っていくお考えはあるでしょうか、お願いします。

失礼しました。例えばの例なんですけれども、コミセン等の施設にはキッチンも備わっていて、子ども食堂をすることも可能ですが、やはり費用面でも負担が大きいと思います。利用料などを補助する等の支援や、あとは村のホームページに案内を無料掲載する等いろいろな方法があると思うんですが、支援のほうをどのようにお考えか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 子ども食堂への支援ということでございますけれども、村内で運営する子ども食堂への支援は現在では運営費補助等の支援は行っておりません。ただし、議員もおっしゃいました、9月29日に、エコフェスタでは子ども食堂を運営する団体の食材として寄附を受け付けるフードドライブなどの取組を行っているところでございます。

また、自治体の支援といたしましては、運営団体に対する運営費の補助、それから広報やホームページでの活動紹介などが挙げられると考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） エコフェスタでの村内フードドライブというのもすごくいい取組だと思います。食材等を入手するのにも、どの子ども食堂さんも苦勞しているというお話でございましたので、ぜひ今後も続けていただきたいです。ありがとうございます。

では、次に（2）村と各団体の連携した活動についてですが、先ほども子ども食堂が地域のつながりの強化の役割としても増えているということでお話ししましたが、貧困の状況から守る意図から始まった子ども食堂が地域のつながりの場として活躍しているところが近隣にもあると聞いています。吉岡町などの近隣自治体での先進的な取組についてご存じでしょうか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 近隣市町村の状況を申し上げます。近隣市町村の取組といたしましては、吉岡町では任意団体によりまして4か所で子ども食堂を運営されております。渋川市では、ボランティア団体などによりまして8か所運営されております。それぞれ子どもを対象とした事業から高齢者や障害者までを対象とする事業など、特色を生かした事業を展開しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 吉岡町で4か所、渋川市で8か所、子どもだけではなく、高齢者や障害者も含めて活動されている団体、任意団体があるということで、かなり数も多くなっているのだなと思いました。

全国で自治体とボランティア団体が一から連携しての取組も広がっています。子ども食堂において、自治体とボランティア団体の連携を推奨する農林水産省では、子ども食堂と地域が連携して進める食育活動としての活動事例も挙げられています。先ほどの近隣の吉岡町や渋川市の取組も参考にさせていただき、村にもそのかけ橋となって子ども食堂の増加に取り組んでいただきたいと思っております。やってみたいのだけれども仲間が見つからないとか、どうやって始めたらよいか分からないという方もいると思います。（1）で取り上げた財政面での支援のほかにも、新たに子ども食堂を始めたい方や団体からの相談や設立のお手伝いなど相談窓口にもなっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 村の支援ということでございますけれども、群馬県では子どもの居場所における食材等の支援ニーズと社会資源の広域的なマッチングを図るコーディネーターを配置し

ております。現在のところ、ほかに子ども食堂を開設していきたいという相談は把握しておりませんが、相談があった際には必要に応じて県につなぐなど対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 群馬県ではマッチングのコーディネーターさんがいらっしゃるということで、もし始めたいという方がいたら、つないでいただけると幸いです。

また、1団体やっただいていらっしゃるということで、子ども食堂とはどのように活動できるかとかどうやって始めたらいいかなど、そういった経験者の方からの講話など、興味のある方への講演会や座談会など、ご協力いただいて開いてもらえるといいなとも思っております。

また、物資の支援等ですが、フードドライブもやっただいていらっしゃるということなんですけれども、長く継続するためにはたくさんの食材等必要となっております。そういった物資の支援も、企業などからの発掘等も自治体の要請であるとスムーズではないかも考えております。そういった子ども食堂スタートの応援をしていただき、ぜひ村の活性につなげていただきたいと思います。

会話なく個食するよりも、やはり誰かとご飯を食べるということは幸福度が上がる近道だと思います。共食の環境づくり、居場所づくりとしても大切ですし、食育の推進としても、各地域での取組が広がることによって多世代の地域の交流も生まれてくると考えます。ぜひ、村で積極的にサポートしていただきたいです。よろしくお願いいたします。

次に、3のさらなる安心安全な学校給食についてです。

（1）国産・地場産の小麦使用について。

令和4年第1回の初めての一般質問の際にも国産小麦の推奨のことを質問させていただきましたが、日本で輸入されている小麦のほとんどにはポストハーベストと呼ばれる収穫後に害虫やかびなどの被害に遭わないように、輸送時の品質を保持するために必要な散布処理がされています。法律上では農薬ではなく食品添加物扱いとなっております。日本の農業ではポストハーベストは処理が認められておりません。ポストハーベストとして使用される農薬は通常より濃度が高いため農作物の中まで浸透してしまう危険性があると言われています。日本では残留濃度の基準がだんだんと緩和されているため、以前より濃度が高くても輸入されています。さらに、アメリカ、カナダなどの広大な土地での大規模農業では、収穫時の効率をよくし、コストカットするため、プレハーベストといわれる作業も行います。農作物の収穫直前にラウンドアップという除草剤をまいて小麦を枯らしてから収穫されます。その除草剤の主成分はグリフォサートという農薬で、発がん性があるとアメリカなどで裁判も起きておりました。収穫直前に行われるこの作業は、農薬が農作物に残留しやすくなってしまうとも言われています。このグリフォサートの安全性に関しては意見も分かれています。国産小麦に関してはこのプレハーベストも認められてはおりません。国産小麦の多くも栽培過程においての農薬の使用もあ

りますけれども、雨に流されたり分解されたりするため、輸入小麦ほどは残留しません。

そして、学校給食においても、私の生まれた帯広市では大分前から十勝産小麦100%でした。今、全国的に国産小麦100%パンに切り替える自治体も徐々に増えており、昨年は佐賀県が増えて、14道県で国産小麦100%のパンを提供しています。ということで、前回質問時にはできる限りの調査や確認をしていただけるとのご回答をいただいていたわけですが、改めて、国産小麦の使用について質問します。

現在、学校給食で使われているパンやうどんなどの主な小麦利用の食について、国産、地場産の小麦を利用しているものはありますか。また、提供頻度はどの程度でしょうか、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 令和5年度の実績について、まずお答えをさせていただきます。

週に2回、学校給食会を通してパンや麺類が提供されています。令和5年度は給食提供日数が203日ありましたが、パンの提供は58日ありました。このうち、県内産の小麦ゆめかおりを100%使用したパン、ゆめロールを提供したのは2日間です。そのほかのパンは外国産小麦を使用しています。

また、うどんの提供日は11日間ありました。うどんは全て県産小麦100%を使用しています。中華麺の提供日は11日間ありました。中華麺は群馬県産小麦60%、外国産小麦40%のブレンド小麦が使用されています。このほか、おっきこみやスパゲッティも提供されていますけれども、いずれも外国産小麦を使用しています。また、主食以外の小麦粉の使用が年間8キロありますが、こちらも外国産小麦の使用となっています。

学校給食会を通して購入するパンや麺類が多いわけなんですけど、学校給食会でも、少しでも群馬県産の小麦の使用率を上げようとしており、県産小麦の中でもたんぱく質が多いゆめかおりを選んで、ゆめロールというパンを提供しているということで話をいただいていますけれども、ただ、全体的な供給量が少なく、現状では年2回の提供にとどまっているということでした。令和5年度実績は以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 詳しくご丁寧にご説明、ありがとうございます。

主食小麦については、学校給食会からの購入品が多いということで伺いました。ゆめロールが県内産100%のパンということですが、年間2回、2日ということで、県も今一生懸命取り組んでいただくとおもいますが、県産だけでなく、北海道などの小麦生産の多いところとのブレンドも考えていただいたり、地場産、国産の100%の小麦パンについて、学校給食会のほうでもメニューを増やしていただくご要望などいただけると幸いです。

また、村での購入の食材についても国産や地場産のものを積極的に取り入れていただければと思い

ます。より安全な国産小麦の自給率が低いいため輸入小麦をするしかなくなるわけで、ぜひ給食から国産小麦を使用し、地産地消と自給率増にもつなげていただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、村内の子どもたちのより安心安全な学校給食と食育のためにも、今後国産小麦100%利用の先進の自治体について調査研究のほうもしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、（２）天日塩の利用についてです。

精製塩の使用というのは、海水からイオン交換膜法などで塩化ナトリウムを濃縮して作られるため、カリウムやカルシウム、マグネシウムなどのミネラルが損なわれてしまっております。本来、天然塩を摂取していると取れるはずの必須ミネラルが不足してしまうために健康にも多少影響が出てきてしまいます。ミネラルが多く含まれる天然の塩は、味覚形成にも役立ちます。塩だけでもとても甘みがあり、味がまるやかに仕上がります。添加物やグルタミン酸ナトリウムを摂取しがちな現代食を食べていると本来の味が分からなくなってしまうというようなことも聞いております。天日塩の料理は素材の味もしっかり味わせるようになります。

そこで、学校給食で使用している食塩については精製の塩でしょうか天日塩でしょうか、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 本村の学校給食では天日塩は使用しておりません。精製塩を年間36キロほど購入しています。

○議長（生方勇二君） ５番。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） 本村の学校給食では36キロ使われているお塩は精製塩ということでございました。では、現在の精製塩を天日塩に100%もし変えた場合の金額差は年間どの程度になるか、もしお分かりでしたらお願いします。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 手元の資料で試算したものをお話ししたいと思います。現在、精製塩と、それから天日塩の一般的なもの、額を比較しますと大体250円ぐらいの差があります。年間の使用量を36キロとして試算しますと、精製塩と天日塩の差額が約9,200円程度ということになります。

以上です。

○議長（生方勇二君） ５番。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） 年間の、36キロ使った場合の金額差9,200円ということでお伺いしました。

ありがとうございます。高額な差ではないと思います。子どもさん、幼稚園から中学校までの給食、全お子さんで9,200円です。まずは塩から、ぜひ天日塩を使用していただくことにより安心安全な学校給食としてかなり効果も大きいと思いますけれども、学校給食無償化となり、全負担村からとなりますけれども、ご検討はいただけないでしょうか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 先ほどの質問にも関わりますけれども、学校給食につきましては小麦粉、それから塩等含め、食材の選定については何よりも安全性、それから供給量の確保、さらに費用等の側面から、食材全般にわたって継続して研究をしてみたいです。研究の過程では他市町村の情報等も積極的に収集しております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 安全性、安心ということで、また費用対効果的なことも考えていただいているということですが、全国的な他市町村の学校給食についても研究いただきながら、ぜひさらなる安心安全な学校給食のために国産小麦の使用や天日塩の使用についてもご検討いただければ幸いです。お願いいたします。

次に、4番、学童保育所についてです。

（1）ニーズ調査を踏まえた来年度以降の計画についてということで、アンケートの結果から分かっている範囲で結構ですが、今後の運営について、どのように計画されているでしょうか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 来年度の学童保育のニーズ調査につきましては、本年4月に実施を行いました。あくまで調査の結果でございますけれども、南小学校区においては現在の定員で実施できる見込みとなっております。北小学校区におきましては、80名程度の定員超過となりました。これは、調査内容に希望する学童保育所を記載する設問がなかったためでございますけれども、半数程度がうぐいす学童クラブに入所することを考慮いたしましても、1単位、40名程度の増設が必要となる結果となりました。この結果を踏まえて、現在既に北小学校区に1単位の増設ができないか検討中でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ニーズ調査の結果では、南小は今の定員で大丈夫ということで、北小は80名、実質的には40名超過しているということでしょうか。学童保育所が新たにまた必要ということで、北小学校区内にこれから考えていただけるというお話ですが、ある程度どの学童へ行っても均一な保育環境で生活、勉強や遊びなどの活動ができるように村からも支援をしていただきたいと思います。春からの開所の施設、春から開所の予定で探されるということですが、開始前に保育環境を整えて、後から何か準備が必要ということがないように始められるように準備は可能でしょうか、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 先ほどのニーズ調査結果を踏まえまして、既に北小校区に1単位の増設が可能か検討を始めているということでございます。期間がございませんが、来年度に開設できるように、関係機関と協力しながら、村が設置している学童保育所としての環境を整えるため、引き続き対応をしていく考えでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） まだ期間は決まっていないということですが、来年度にもし始められるようでしたら、学童を受け入れた後からの改修はまた大変な困難も出てくると思いますので、そのようなことがないように準備のほうをお願いします。

（2）の長期休みの学童保育所利用についてです。

長期休みのみの保育環境のほうを整えていただくと、4月から通年で入所をしなくても大丈夫ですというニーズがたくさんあります。人材面、休み中だけで人数が増えることへの対応など難しいところもあると思うんですけれども、通年でなくてもよい家庭の財政的負担軽減と、また平日の家族との時間増など、よい影響も考えていただき、改めて長期休みのみの保育があれば、通年でなくてもよいというご家庭の調査と併せて、長期休みのみの保育が可能かどうか調整していただきたいと思います。ですが、可能でしょうか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 夏休み期間中に限った学童保育所の利用につきましては、利用規約上は定員に余裕がある場合に限り受付としております。学童保育の需要は多く、年度当初から定員を若干超過している状態が続いているため、現在は受付をしておりません。10月から来年度の入所申込みが始まります。まずは通年で利用を希望する児童が全員入所できるように、関係機関と協力して取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 定員に余裕がある場合のみ可能ということで、4月の入所申込みを受けるんだと思うんですけども、そういった規約上の問題があつて当初から4月で申込みをしなければならぬというご家庭があると思います。ぜひ通年で申込みをする方にも、もし余裕があつて長期休みのみでよい方というのは、二重のじゃないですけども、ニーズも把握していただいて、4月入所申込みしたけれども長期休みだけで入所可能であればそのようにしていただくなど柔軟なご対応もしていただければと、考えていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

続いて、長期休みの毎日のお弁当作り、近年の夏の猛暑は特に衛生面で食中毒などの心配も考えなくてはいいませんが、視察に伺わせていただいた際に有料でお弁当注文ができる学童保育所があると聞きました。ほかの園でも希望する方が頼めるようにできるでしょうか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 現在、休校日である土曜日や長期休み期間につきましてはお弁当持参となっております。指定管理以外の民営のうぐいす学童につきましては、夏休み期間中の一定期間において村内事業者にお弁当を発注しております。村内の学童保育所では、以前お弁当を注文していたことがございましたが、残飯が多いこと、それから集金や支払管理が複雑なこと、こういったことから取りやめた経緯もございます。弁当の保冷、それから加温、こういった管理に加えまして、担い手不足による支援員不足、そういった状況の中では現在では導入は困難であると考えている状況でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 以前は受けていたということですけども、いろいろな問題で今は取りやめているということで、難しいということでお伺いしました。加温、保冷についても、まだ難しいのかもしれませんが、お弁当を持参してお昼までの保管を安全に管理ができるように、今後そちらのほうも検討いただければと思います。ありがとうございました。

では、5番、防災中枢機能施設の利活用についてということで、新しい県道南新井前橋線バイパス完成後の防災機能施設周辺の整備と現在の中央公民館の今後についてということでお伺いします。

（1）防災中枢機能施設周辺の整備計画についてです。

建設中の防災機能施設については、着々と計画どおり進めていただいていることと思います。村民の皆様は今後長きにわたって親しまれる、愛着のあるすてきな名前になるとよいなと楽しみにしてい

ることでもあります、周辺の整備についてはどのようなことが計画されているでしょうか、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 現在建設が進んでおります防災中枢機能施設周辺の整備計画でございますが、まず防災中枢機能施設へのアクセス道路としまして、堀之内5号線の整備につきまして、本年度より工事に着手しております。また、周辺道路、工事のため舗装路をはがしてあるところもございますので、そういったところの工事を順次進めるような計画となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 接続道路など、アクセスされる堀之内5号線等の工事が着手されているということで、接続道路など、施設完成後に順々に出来上がってくるということですが、建設地の周りを見渡しますと、中学校の校庭やテニスコート、防衛省からの補助金を受けてできた新井緑地公園があります。防災中枢機能施設敷地内には外に活動スペースが限られているようですので、イベント時や利用時に屋外に隣接する公園の利用も考えられます。中学校は生徒の利用が原則だと思いますが、誰でも使える場所として、新井緑地公園は今までよりも利用頻度が増えるのではないのでしょうか。

そこで、イベントとしての連動で短期で貸切りをしたりの利用が可能であるか、まずお伺いします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 先ほどのような質問の中の新井緑地公園についてご回答させていただきます。

新井緑地公園のイベント等の目的利用につきましては、榛東村公園の設置及び管理に関する条例の規定に基づき、利用申請書等の手続を経たものである必要がございます。また、利用される施設ごとに利用申請が必要となり許可が必要となりますが、複数の施設を利用したイベントの開催も可能となります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 利用申請書、条例に設置されている利用申請書を出せば施設ごとに利用が可能ということで、施設完成後には連動した利用も想定はされると思います。まだ多くの利用が見込めるかどうかは運営開始をしてみないと分からない部分があると思いますけれども、施設との行き来の利便性や安全性、階段が利用できない人の動線、周りの交通の配慮などはどのように考えられている

のかお伺いします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 先ほどもお答えしましたが、堀之内5号線、本年度より事業開始となっておりますが、こちらの道路につきましては車道と歩道の整備を併せて行っていく計画となっております。歩行者につきましては、歩道をご利用いただくことで安全に行き来ができる道路となることと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 今、車道や歩道のほうを拡幅して整備をいただいているということで、ありがとうございます。

また、防災中枢機能施設と新井緑地公園の間に道路があり、渡ることが必要だと思うんですけども、そういった安全や行き来の利便性なども考えていただき、始まった後、検討いただきながら、皆様の使いやすい安全なアクセス状況についても検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（2）中央公民館移転後の跡地の利用についてということで、現在の中央公民館機能が移転した後、現存の施設と敷地についてはどのようにされる予定であるのか、ご検討されているかお伺いします。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 現在の中央公民館機能が移転した後の利用計画についてというご質問でしたので、お答えをさせていただきます。

現在のところでは、中央公民館跡地の利用計画につきましては白紙の状態となっております。中央公民館の建物につきましては、老朽化の著しい施設であるため解体をしなければならないと考えておりますが、解体費用も高額になることが予想されております。また、中央公民館敷地内に設置されている構造物の撤去や移転に関する問題などもございます。そのほかにも、中央公民館の敷地につきましては敷地内の一部が借地、民地であることから、平成29年3月に策定した榛東村公共施設等総合管理計画を基本としつつ、総合的に検討をしていかなければと考えているところです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 5番。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 残念なことですが、老朽化で解体する必要があるために中央公民館機能移転するということでもありますけれども、移転した後は速やかにどのようにするか、撤去費用も高

額となるということですし、一部は借地ということで、返還しなければいけないということも考えられます。ぜひ検討委員会等を立ち上げて、有識者等も交えた話し合いもしていただきたいですし、利活用については地域のニーズなど意見を十分に取り入れていただいて慎重に検討していただきたいと思っております。また、まだ中央公民館がなくなってしまうということを、地域の方、もしかするといらっしゃるかもしれないので、住民に対しても周知、説明なども徹底していただくようお願いいたします。

防災中枢機能施設がたくさんの方に親しまれて、たくさん利用していただくすばらしい施設となることを楽しみにお待ちしております。また、それに伴って周辺の安全で使いやすい整備となくなってしまう現在の中央公民館を長きに使ってきた方の不便がないようにご配慮お願いいたします。

それでは、私の一般質問を終わりにいたします。丁寧にご回答いただいた執行部の皆様、ありがとうございました。また、傍聴に来ていただいた皆様、ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、5番須田仁美議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。再開を午後2時といたします。

午後1時43分休憩

午後1時59分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

質問順位4番齊藤将史議員の一般質問を許可いたします。

4番齊藤将史議員。

〔4番 齊藤将史君登壇〕

○4番（齊藤将史君） 榛東村に新幹線をつくるというふうにも言っている齊藤将史です。よろしくお願いします。

傍聴席の皆さんもお疲れになってきているとは思いますが、もう少々、しばらくお付き合いのほどをよろしくお願いします。

冒頭に議長からお話がありましたけれども、世界はいろいろ混乱をしているというような状況になっています。日本国内でも、今回取り上げるような働き方改革ということで、ここ30年、40年、私が高校ぐらいのときからですから45年ぐらいの期間にもうそろそろなるかと思います。ざっくりいうと半世紀です。結局、日本人は働く時間が長いというふうな形で海外から言われ続けてきました。今でも言われています。しかしながら、実際のところを申し上げますと、海外の人たちも日本人以上に働いている人たちはいます。はっきり申し上げて、高給取りであればあるほどその傾向は高くなっています。先日も、先日というか、今年度の冒頭で医療関係者の働き方改革、それに係る条例の改正等もありましたけれども、今回は役場の職員、学校に従事する教職員に対する仕事、働き方改革ということで質問をしたいと思っています。

実際には、民間企業では、私が言ったように、45年ぐらい前からもう働き方改革というのはどんどん進められて、今や二次的な、三次的な変更というのが加えられてきています。これは手前みそなんですけれども、私が銀行員だったとき、これ30年ぐらい前ですが、ある得意先を回っていて、それは今をときめくというか、グローバル企業の最大手のメーカーなんですけれども、バブル崩壊後、得意先として回っていて、働き方改革をやらなければいけないでしょうというようなアドバイスというようなこともやっていましたけれども、その中で、ある企業の方から齊藤さんはアキオさんみたいなことを言うんだねということを言われたことが以前あります。そのときはそうなんだろうなというふうなことは思っていましたけれども、今思うと、あの当時の改革も含めて、日本企業の在り方、皆さんもご存じのように、世界基準となっている、世界標準となっているISOですとかHACCPという世界基準、これははっきり言って日本発祥、実際のところはアメリカが発祥だというふうには言われてはおりますが、内容を見てみれば、当時日本企業がやっていた改革であったり、製造の現場がやっていた仕事の方法であったりとかいうのがかなりの部分を占めています。アメリカの経済、ノーベル賞にも関わってくるんでしょうけれども、アメリカの経済学が一番だという、そういうところもありますので、それを加味してアメリカ、欧米発祥というような最終的な形になったんだろうとは思いますが。

実際、ここで質問する内容については、不正だったりとか、あるいは犯罪を防止するということにもつながります。きっちり仕事の改革をすることによって時間短縮を図り、余暇に充てることもいいでしょう。あるいは自己研さんに時間を充てることもいいでしょう。そういったことでリフレッシュを進めて、さらにいい仕事してもらいたい、そのように考えています。

では、1問目の質問にいきます。

1番、村職員の働き方改革について。

(1) 有給休暇及び連続有給休暇の取得状況はどのようになっているか、回答を。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） そうしますと、有給休暇及び連続有給休暇の取得状況につきまして、回答のほうさせていただきたいと思います。

令和6年度中、現在進行中でございますので、初めに令和5年度の有給休暇の取得についてお話しさせていただきたいと思います。

年次有給休暇につきましては、榛東村職員の勤務時間、休暇等に関する条例により20日とし、規則で定める日、こちら20日間となりますが、を限度といたしまして、当該年度の翌年度に繰り越すことができるかと定められております。

本村の有給休暇の平均取得日数は、令和5年度は1人当たり11.8日で、前年度よりも3日間増加しております。参考までに、令和4年度は1人当たりの群馬県内の市町村の平均取得日数12.3に対しま

して、榛東村は8.8日です。また、令和3年度は1人当たりの群馬県内の市町村の平均取得日数11.9日に対しまして、榛東村は11.6日となっております。年次有給休暇につきましては、職員の心身の疲労回復のため、そしてゆとりある生活を保障するために付与されているもので、取得は大切であると考えております。まずは有給休暇の取得率の向上につなげていくためにも、取得しやすい職場の環境づくりを進めていきたいと考えております。それには、各所属において職員一人一人の業務内容を把握し適正な業務量を割り振るとともに、複数の職員が協力し、助け合いながら業務を行えるような組織体制の構築を進める必要があると考えております。

また、特別休暇であります夏季休暇につきましては、以前は6月から9月までの3か月間のうちに取得しなければなりませんでした。今年度から取得できる月を前後1か月ずつ増やすよう規則改正をいたしまして、より取得しやすい環境を整えました。なお、夏季休暇は6月から10月までの5か月間の期間内において、原則といたしまして、連続する3日の範囲内の期間として付与されております。夏季休暇につきましては、有給休暇と土曜日、日曜日等を合わせて連続して計画に取得するよう勧めております。

また、夏季休暇等の連続した休暇の取得状況について回答させていただきたいと思います。

令和5年度における連続した休暇の取得状況ですが、夏季休暇におきましては連続2日取得した人は23人、連続3日は3人となっております。また、有給休暇において連続2日取得した人数は19人、連続3日間取得した人数は7人、連続4日以上取得した人は8人おりました。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 課長の回答を聞いておりますと、やはり人繰りがかなり厳しい。こういった問題につきものなんですけれども、課長が言うように、組織改編というのもある程度関わってきてしまうという部分があると。そこまでするとかなり労力が要るし、時間もかかってくるので、ある意味においては即効性を重視して、今回の1番の質問で有給休暇と長期有給休暇の取得状況。私、今聞いて驚いたのが、長期の連続有給休暇を取る人が少ないというふうに私自身感じました。できるだけ長期の有給休暇を取るというのを進めながら、きっちり有給休暇を消化できるように今後も進めてもらいたいと、いろいろ知恵を出して考えていって。なおかつ、上の人間が休暇を取らなければ下の人間も取りにくいですから、やはり上から率先して、上のありようを見てもらうと、自分の役職の長の姿を見てもらうというふうにしてもらいたい。

では、（2）に移ります。

残業時間、休日出勤の状況はどうか、回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 残業時間、休日出勤の状況につきましてということで、まずは村長部局のほうより答弁のほうさせていただきたいと思います。

村職員の残業時間についてでございますが、令和5年度の村職員の残業時間につきましては、1人当たり月平均約15.9時間、年平均約191時間となっております。残業時間につきましては、榛東村職員の勤務時間休暇等に関する規則におきまして、通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴う臨時または緊急な事案以外、1か月において時間外命令を命ずる時間は45時間、1年において時間外勤務を命ずる時間は360時間と定められております。これは労働基準法第36条第4項に準じた規定となっております。

現在、規則で定められたこの時間を超過することがないように、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和の促進のため、各所属長がマネジメントを発揮いたしまして、職員一人一人の業務量について考慮しながら業務改善に取り組んでいきます。

また、毎週水曜日にはノー残業デーを設けまして、夜間の会議等の予定は設けず、定時に退庁するような取組を実施しております。

また、質問の2点目でございます。休日出勤の状況についてでございます。

村づくり祭などの各イベント行事などで週休日や祝日に出勤する際は、平日の時間外勤務命令と同様に、職員は勤務を命ぜられます。基本的に、勤務命令につきましては必要最低限の時間を命ずるものとしております。命ぜられた職員につきましては、職員の給与に関する条例や職員の給与の支給等に関する規則に基づき時間外勤務手当等が支給されることになります。

週休日や休日に勤務をさせた場合は、同一週での振替や代休日で取得していただくことを原則としております。週休日の振替や休日の代休につきましては、先ほど申し上げましたワーク・ライフ・バランスといった観点からも好ましいことであるともいえます。また、振替や代休日を指定する際には、通常業務に支障がないよう、各所属で勤務シフトを調整しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 分かりました。休日出勤あるいは残業に関しては、仕事が終わらなければ話になりませんので、ある程度やらなければいけないと私も感じてはおりますけれども、ただ、めり張りをつけたやり方というのがありますので、その辺のことをきっちり考えながら、やっぱり課長同士でこういうふうにやったらいいんじゃないか、ああいうふうにやったらいいのではないかということも含めて仕事を進めていってもらいたいとも思います。

では、次に（3）行政業務改善シフトの導入状況について。現在どのようになっているか、回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 業務改善ソフトの導入についてのところなんですけれども、村では平成28年度、こちら平成29年2月になりますが、から業務改善のためのソフトウェアを導入しております。これは、行政組織のDX、いわゆるデジタルトランスフォーメーション推進を支える業務支援ソフトといえます。この業務支援ソフトの導入によりまして、職員間において文書や電子ファイルの送付が容易に行えたり、複数の職員へ同時に情報を伝達したり、その内容をお互いに情報共有化できるようになっております。これによりまして、業務に欠かすことのできない情報を集約したり、見える化することができ、業務の改善、効率化につなげております。

ほかにも多様な機能を有しておりまして、施設予約管理につきましては庁舎内の会議室などの予約管理をすることができます。また、令和5年度から新たに電子決済機能を搭載した文書管理システムを導入しまして、閲覧のみの簡易文書や簡易的な決裁文書につきましては電子決裁で申請、承認をできるようにしまして時短化を図っております。

以上、業務支援ソフトの導入によりまして紙による配布、印刷を縮小することで費用の削減と業務の効率化を図っていくものでございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 業務内容に関しては、ある程度人間の手でやらないといけないという部分がありますので致し方ないというふうには思いますが、ここでは質問をしておりませんけれども、窓口業務等々についてはある種のシステム化、要は銀行でいうところの自動機による受付等々、あのような形のシステム、デジタルトランスフォーメーション、そういったことも含めて国のほうに、あるいは県のほうに、意見具申ではないですが、どんどん言っていくほうが、人繰りが大変なんですから、人間が少なくなっているんですから、その辺のところはどんどん言っていくほうがいいというふうには思います。当然それには補助金が出るというような形で。

では、次の質問に移ります。

（4）コストを考慮して、過去において、国や県の施策等で導入された業務ソフトの一般業務への転用状況、これできるかどうか私もちょっと分かりませんが、やっているのかどうか。あれば回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） その件につきまして、答弁させていただきたいと思います。

現在、国や県の施策等で業務ソフトを導入した経過等はございません。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔４番 齊藤将史君発言〕

○４番（齊藤将史君） その部分に関しては致し方ないというか、そのとおりなんだろうなというふうには思います。

では、５番の質問に移ります。

業務に対する作業マニュアルの存在。マニュアルがないのであれば、それを今後作成していくというような考えについてはどのように考えているか、回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） マニュアルについてのお話でございます。答弁させていただきたいと思えます。

基本的な業務に関する共通マニュアルといたしましては、文書事務の手引き、法規事務の手引き、会計事務の手引きなどがございます。また、業務ソフトを操作するためのマニュアルなどが多数存在しております。

先ほどお話があった窓口処理に関しまして、マニュアルを作成している業務の一例といたしますと、死亡届、婚姻届などの戸籍に関する届出を受け付け、受理する際のマニュアルなどが挙げられます。窓口業務の行うに当たっては、全ての職員が対応できるよう、手続に関する業務をマニュアル化しております。戸籍に関する届出などにつきましては定型業務となっております、マニュアルが比較的作成しやすい内容となっております。また、税務課や会計窓口に関する事務も比較的ルーチンワークであるため日常作業の方法や手順がマニュアル化されていて、業務の効率化を図っております。

また、役場の閉庁時におきましては、日直、宿直が勤務しておりまして、電話や来庁者による問合せを受けることもあります。そういった場合、想定される問合せにつきましては事前に各担当課でマニュアルを作成し対応できるようにしております。

なお、こちらの、先ほどお話ございましたマニュアルをまずは作成する目的の一つといたしますと、やはり人事異動があっても業務を滞りなく遂行できるようにすることが挙げられます。マニュアルは、その事務内容を標準化、体系化することで、どの職員が対応しても同じレベルのサービスが提供できるためのものがございます。いわば、マニュアルは事務的なサービスを体系化したものでございまして、よりよいサービスを提供することを目的に作成されているため、必要に応じて修正を加えて改訂しております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） ４番。

〔４番 齊藤将史君発言〕

○４番（齊藤将史君） 結局、マニュアルというのは誰でもできるように、簡単にできるようにというのを考えて作られているものです。長年その業務に携わった人間がいなければできないというよう

なことにならないように、今後ともマニュアルが作れるのであれば作ってもらって、あまりこういったものに時間をかけること自体意味がないとは思いますが、実質的に分かりやすく仕事ができれば、要は仕事が簡略化できれば、先ほども、冒頭にも申し上げたように、不正も防げますし時間短縮も図れるということにつながってきますので、ぜひマニュアル作り、できればやってもらいたいと思います。

では、6番、業務改善のための現在の取組。いろいろ、自治体ワークスですとか、そういった冊子も発行されていますし、いろいろな自治体の情報を載せている刊行物というのもありますから、そういったもの、何か今現在使っている、あるいは過去に使っていた、これからもしかしたら使うかもしれない、そういうものがあれば、参考資料ですね、回答を。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどお話いただいた業務改善のための取組の中で、いわばその向けた取組についてでございます。

こちらにつきまして、南村長は、「もっと信頼される行政と、未来へ向けて取り組む安全、安心な村へ」をテーマといたしまして、まずは職員がやりがいを持ち、働きやすい風通しのよい職場づくりを掲げております。それを実行するためには、職員一人一人の能力を十分に発揮するための組織体制の整備が必要であると令和5年第4回榛東村議会定例会の一般質問において答弁しております。今までも各所属で正副担当制を採用して1人の職員に仕事が集中したり、その職員が不在でも業務に支障が出ない体制を構築していましたが、限られた職員数では組織機構が十分に機能していなかった面もございます。そのような中におきまして、今年度においては、今まで各課に配置することのできなかった課長補佐職を、こちら一部の課を除きますが、新たに配置させていただき、組織体制の強化を図ることといたしました。さらに、専門知識の習得及び他自治体職員等とのネットワーク形成のために、3人の職員を群馬県庁などに派遣しております。

また、先ほど齊藤議員さんのほうから冒頭おっしゃいました職員の自己研さんのための取組についてでございますが、職員の自己研さんのための取組といたしましては、村で実施している職員研修のほか、例年群馬県町村会や群馬県自治研修センターで実施しておる階層別研修や能力開発向上研修への受講を勧めております。研修の案内や内容につきましては全職員へ周知し、参加希望者は各所属長の許可を得た上でそれらの研修を受講できるようになっております。今後も職位に応じた階層別研修や時代の変化に適切に対応できる職員を育成するために開催される研修へ参加させたいと考えております。また、村の主催による様々な行政課題に対応する能力の習得を目的としたワークショップ研修など実務研修などを立案、計画しております。

そういった中で、職員の研修状況について述べさせていただきますと、令和5年度におけます職員の研修状況についてですが、群馬県町村会及び群馬県自治研修センターが主催する階層別研修に11名

が参加しております。参加した主な研修といたしますと、新規採用職員研修、係長研修及び課長研修などが挙げられます。同じく、群馬県町村会が主催する能力開発向上研修につきましては6名が参加しております。参加した主な研修といたしますと、人事評価実務研修会、人物試験評価研修会などとなっております。さらに、群馬県自治研修センターが主催する能力開発向上研修におきましては19名が参加しております。参加した主な研修といたしますと、法令実務研修、クレーム対応研修、セルフマネジメント研修、ティーチング、コーチング研修など多岐にわたっております。なお、村が主催する能力開発向上研修につきましては、法令実務研修、全5回に17名、人事評価制度研修会、全2回に70名が受講しているような状況でございます。

さらに、令和6年度の新たな研修の取組といたしまして、7月4日、5日の2日間にわたりまして相馬原駐屯地への視察研修を行っております。こちらの参加者につきましては、各所属長及び課長補佐の管理職と新規採用職員、その他参加希望者を対象とさせていただきました。こちらのほうにつきましては、共存共栄する自衛隊について、基地所在市町村として業務上必要な知識を得るため、そしてより理解を深めるために企画したものでございます。また、ほかに予定しているこれからの研修といたしまして、障害平等研修やハラスメント研修などを企画して考えてございます。

以上になります。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） いろいろ活動、あるいはいろいろな資料を使ってやっているということはよく分かりました。引き続きこのまま続けていってもらいたいというふうに考えています。

では、次に、（2）今度は教職員の皆さんに対する働き方改革ということで、時間が押しておりますので、（3）の不登校については次回に回したいとこの場で申し上げておきます。

2番の（1）有給休暇及び連続有給休暇の取得状況、これについてはどうなっているか、回答を。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 教職員の有給休暇の取得状況について、調査が行われておりますのが、まず教職員の年次有給休暇の取得状況であるということ、それから手元に調査結果としてまとめておりますのが、大変申し訳ないんですが、令和4年度のもので、4年度の実績についてお答えをさせていただきたいと思います。

まず、令和4年度、村内の小中学校教職員の年次有給休暇の取得日数は、年間14.1日でございました。それから、連続した取得がなされているかということについては調査項目にございませんので把握はできておりません。ただ、特別休暇である夏季休暇につきましては、教職員は学校を、今年度は10日から18日まで完全に閉めましたので、その間は連続した夏休み、年次有給休暇取っているというふうに承知をしておりますので、連続して取得されていると捉えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4 番。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） 学校を閉めたというふうに学校教育課長は言っていますが、実質的にもしかしたらその期間中研修が入っている教職員だとか、そういったものもあるのかもしれませんが、それについてはまた次の機会というか、日を改めてその質問をしたいと思います。

（2）に移ります。

過去において、過重労働と考える事案が当村の教育委員会にあったかどうか。この事例があったかどうか、回答を。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） ご質問の答弁の前に、先ほどの夏季休業中の教職員、学校を閉めるということにつきましては、お答えできる範囲でお答えさせていただきます。

群馬県全体でこのお盆の期間を中心に行事、研修を持たない期間というふうに定めておりまして、この間は全て行事や研修が入ることはございませんので、非常にお休みは取りやすい期間となっております。

以上、補足をさせていただければと思います。

続きまして、（2）過去において、過重労働を考え得る事案が本村教育委員会にあったかということでございますが、そういった事案はございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4 番。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） こういったケースはどこの学校であるというわけではありませんので、今後、こういった事例が発生しないように十分注意をしていってもらいたい。給特法というちょっと長ったらしい特別措置法、給料に関する特別措置法が教職員に関してはありますので、あまり時間云々、残業云々に関しては質問をしますが、その辺のところは自分のというか、教職員の体のことを考えて、おのおのしっかり計画を立てて今後もやっていってもらいたいというようなことを付け加えておきます。

では、（3）教職に対する業務改善ソフトの導入状況。導入されていないのであれば、今後改善ソフトを導入していくかどうか。これについて回答を。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 業務改善ソフトの導入状況につきまして、学校では平成26年度より榛東村の小中学校においては業務改善ソフト、校務支援ソフトが導入されております。これによっ

て児童生徒の学籍の管理、それから出欠状況の管理、それから評価等に係る膨大な事務が軽減されております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 日本ではとにかく会議、無駄な会議が多いと海外からは言われています。公務員も結構会議が多い、教職員は特に会議が多いというふうに私は聞いています。そういった無駄な会議の時間、もしそういう会議が時間短縮あるいはもっと集約できるような形、そういうことを今後は考えていってもらって、極力教職員の心労につながらないような働き方というのを考えていってほしいというふうに思います。

では、（4）現在の業務改善の取組、これに関して回答を。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） それでは、業務改善の取組について、先ほど議員がお話になりました会議の時間等についても触れながらご答弁させていただきたいと思います。

教職員がゆとりを持って幼児、児童生徒と向き合う時間を確保することによって豊かな学びが提供できますので、そのための取組として現在取り組んでいることについてお話をさせていただきたいと思います。

まず、ICT化による業務の軽減です。各種アンケート、調査等にフォーム等を利用することで業務が改善されている、軽減されているということ。それから、アプリを活用した児童生徒の出欠の連絡、さらには学校から配信する通信をデジタル配信することなどが業務軽減として挙げられるかなというふうに思います。それから、週時程、時間割等ですが、そちらを工夫しまして教職員が授業のほかに事務処理を勤務時間内にする時間を確保しております。これによって授業準備、文書事務などを勤務時間内に行えるようになっていきます。また、これまで行っていた学校行事の規模を縮小したり、あるいは行事の時間を短縮することによって業務量が軽減されてもおります。部活動につきましても、活動時間を平日2時間程度にし、かつ確実に休養日を設けております。また、保護者や地域の皆様のご理解、ご協力の下、部活動指導員を活用して地域移行を進めている部活動もございます。

こうした中で時間が生み出されておりますので、会議等も勤務の時間の中で行われて終了することができておりますし、そもそも行事等が軽減されている過程で会議等も減っていると認識をしております。教職員が幼児、児童生徒と向き合う時間を確保しまして、充実した保育、授業を提供することによって信頼関係を築きます。その信頼関係の下、一層の教育が充実するといった好循環を生み出していくことが業務改善の基本になっていくかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 4番。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 少なくとも負担が増えないように引き続き取組をしていってもらいたい。

先ほども申し上げましたけれども、次の（3）の不登校の質問に関しては次回の質問に回したいと思います。

ここで、それに付け加えてDE Iというのがちまたではよく言われます。ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン、この3つが世間一般では結構海外、今アメリカ、特にアメリカですけれども、大統領選挙が今真っ盛りになっているゆえんかもしれませんが、DE Iというのが今出てきています。ご存じのように、アメリカは二大政党制という形を取っている。ほかにも政党はあるんですけども、とくに政権政党としてアメリカの政権を担っているのが二大政党、共和党と民主党です。支持者の母体を考えたとき、一方はカラードと言われる有色人種の人たちを支持基盤に持っている政党、もう一方は富裕層、会社経営者、そういった支持基盤を持っている政党と。まあ、もっと分かりやすくというか、単刀直入に言うとプログレッシブと、あと何だっけな、保守と革新というような立場です。ちょっと逆になってしまいましたけれども。

そういうような形で結構今日本にもDE Iという考え方が、よく言われる多様性、公平性、包括性、こういった考えが教育界にも入りつつあるのかなと。それを踏まえて次の質問を言えば、教育長に対して、こういった流れ、教育長自身はどのように考えるのか、あるいは考えているのか、その辺について聞きたいと思います。少なくとも、私自身は移民は反対、これDE Iにも関連する事項にもなるんですけども、移民は私は反対しています。そういう意味ではDE IのDではないのかもしれませんが、ただ、日本にとっては必要であれば必要な分だけというのも考えていますんで、この質問の内容については次回に質問させてもらいたいと思います。

では、私からの質問は以上です。ご清聴ありがとうございました。

○議長（生方勇二君） 以上で、4番齊藤将史議員の一般質問を終了いたします。

総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） すみません、先ほど齊藤議員、さきに有給休暇の取得、連続有給休暇の取得状況につきまして私が発言させていただいた内容につきまして、一部訂正のほうさせていただきたいと思います。

先ほどの特別休暇であります夏季休暇につきまして、「以前は6月から9月までの3か月間」と答弁してしまいましたが、実際は「7月から9月までの3か月間」でございました。申し訳ございません。改めまして訂正とさせていただきたいと思います。

○議長（生方勇二君） 訂正ということでよろしくをお願いします。

それでは、再開を午後3時5分といたします。

午後2時50分休憩

午後3時4分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

先ほど齊藤議員の質問の前に須田議員の答弁に対する訂正が学校教育課長のほうからあったんですが、私が開会前にやってしまいましたので、改めて訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） お時間取らせて申し訳ございません。

先ほどの須田議員の3（2）さらなる安全安心な学校給食について、天日塩の利用についてのご質問に対する私の答弁の中で、天日塩と精製塩の差額について、不確かな答弁がございました。大変申し訳ございませんでした。正しくは、精製塩と天日塩の差額が256円、天日塩が256円高くなっていますので、それと年間の使用量36キログラムを掛けまして、年間で9,216円の差額ということになります。大変失礼いたしました。おわびして訂正申し上げます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 質問順位5番清水健一議員の一般質問を許可いたします。

11番清水健一議員。

〔11番 清水健一君登壇〕

○11番（清水健一君） 榛東村に新幹線の駅をつくるという齊藤議員の後で非常にやりづらいんですけれども、通告に従い順次質問させていただきます。

初めに、高齢者支援について伺います。

本年3月に作成された高齢者福祉計画によりますと、高齢者人口は、榛東村ですけれども、令和5年10月1日現在で1万4,649人、高齢化率26.9%でしたが、令和22年には1万4,201人、高齢化率28.6%に達する見込みとのことです。また、75歳以上の後期高齢者の占める割合が増加していることも見過ごすことはできません。今後も人口減少、過疎化が進行し、将来の地域コミュニティの形成が危ぶまれることが予想されます。75歳以上の後期高齢者人口が増え続け、医療、介護の必要性が高まる一方で、生産年齢、15歳から64歳の人口は減り続け、2025年には介護人材が圧倒的に不足するという現実があります。

そこでお聞きします。

現在、高齢者を支える地域の支え合い体制の取組は何かあるかお聞かせください。

以降、自席に戻り質問を続けます。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 地域の支え合い体制ということでございますが、村と社会福祉協議会におきましては、災害から命を守り、安心して暮らし続けるため、顔の見える関係づくりや地域ぐるみの支え合いの体制を構築することを目的といたしまして住民支え合いマップづくりを実施しております。また、社会福祉協議会では、国土交通省の採択を受けまして、独り暮らし高齢者宅や通学路等の除雪支援体制を構築し、積雪時には地域支援者が自主的に除雪活動を行っております。そのほか、地域福祉活動計画に定める施策として、協働による安全安心な村づくりの中で様々な取組を実践しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 村と社会福祉協議会が中心となって、地域のため、困っている方のため、様々な努力と工夫を凝らして取り組んでいただいていることが分かりました。その中でもごみ出し、電球の交換、重たい家具の移動と、こういった力仕事は高齢の方ではなかなかできない困り事、こういったことを頼める人が身近にいない。また、買物に行きたいが買物に行くことができない。こういった高齢者の困り事に対して、現在どのような支援を行っているかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 村の取組についてでございますけれども、住民生活課ではあんしん・ふれあいごみ戸別収集事業と称しまして、登録されました独り暮らし高齢者世帯などを中心に毎週水曜日ごみ出し支援を実施しております。福祉タクシー券につきましては、70歳以上の高齢者のみの世帯などに対しまして年間最大4万円を交付し、令和5年度では253人が利用いたしました。また、買物弱者支援といたしまして、商工会のホームページにしんとう便利電話帳が掲載されております。しんとう便利電話帳には、商品を村内全域に配達してくれる店舗や事業者が紹介されておまして、配達の有無と配達条件が掲載されておりますので、活用していただきたいと考えております。

そのほか、健康保険課では配食サービスや紙おむつ給付事業などを実施しております。

社会福祉協議会では、さきの答弁のとおり、地域福祉活動計画に記載した様々な取組を行っているところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 高齢化していく状況の中で、地域でできることは地域で、それが難しいものは村で対応を考えていくべきと考えます。定年後、地域で何か貢献したいと考えている方も多いと

思われます。

ここで、太田市で取り組んでいる高齢者支援を、例をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 太田市の取組についてということでございますが、太田市では65歳以上の高齢者のみ世帯の日常的な生活支援、買物代行、電球交換、話し相手等をお手伝いする高齢者支援サービス事業、ちょっとサポート事業、75歳以上の独り暮らし高齢者のごみ出し支援を行うごみ出し困難高齢者支援事業の2事業をシルバー人材センターに委託しております。ごみ出し困難高齢者支援事業は、先ほどの答弁のとおり、本村では職員が実施している事業となっております。買物支援といたしましては、地域の住民ボランティアが、交通手段がなく買物に行けない高齢者を自宅から指定のスーパーマーケットへ送迎する事業を実施しております。利用は登録制で、70歳以上のみの世帯で、介助を必要とせず、車の乗降、買物ができる方で、店舗からおおむね1キロ以上離れていることが条件となっております。これらの高齢者支援事業を参考にしながら、本村に合った施設の充実について研究していく考えでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 続きまして、見守り支援についてお聞きします。

独居高齢者の見守りは、現在は村ではどのように行われているかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） それでは、独居高齢者に対する見守り支援事業について、先ほどの住民生活課長のお話と少しかぶるところはございますが、主な事業としまして7点申し上げたいと思います。

まず、1点目としまして、民生委員・児童委員さんにご協力をいただきまして、毎年独り暮らし高齢者の把握を行っております。また、必要に応じて訪問を行うなどの見守り活動も民生委員・児童委員さんに行っていてございます。2点目としまして、緊急通報装置を貸与しまして、急病等の緊急時にはペンダント型の機器のボタンを押すことで業者へ即時通報されるシステムとなっております。3点目としまして、週に1から3回、安否確認を兼ねて昼食の配食サービスを行っております。4点目としまして、ごみの排出が困難な高齢者等の世帯を対象としまして、週1回ごみの戸別収集を行い、安否確認を行っております。5点目としまして、災害時に支援が必要な方を把握するため、避難行動要支援者名簿への登録を行っています。この名簿を基に社会福祉協議会や民生委員・児童委員などと、地域の支援者ととともに個別避難計画などを作成しまして、災害時の支援体制を整備しております。6

点目としまして、高齢者の詐欺被害を未然に防ぐため、自動応答、録音機能などのついた電話機の購入補助を行っております。また、渋川警察署において特殊詐欺電話対策装置の貸出しと、台数に制限はありますが、無料の配布を行っているということでございます。7点目としまして、郵便局、生活協同組合コープぐんまと地域の見守りに関する協定を締結しております。住民の明らかな異変や不審なことに気がついた場合は、情報提供や通報をしていただく内容となっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 見守りサービスで、ヤマト運輸株式会社が提供する「クロネコ見守りサービスハローライト訪問プラン」というのがあるんですけども、具体的な内容、またこれを活用している自治体があるかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 先ほど議員さんがおっしゃいましたサービスですけども、県内では伊勢崎市が今年度より65歳以上の独居高齢者及び高齢者のみ世帯の方を対象としまして見守りライトの貸与を行っております。これは、自宅の電球を通信ができる電球に交換しまして、点灯したまま、または消灯したままなど24時間電球の動きがない場合、自動的に異常を検知して、事前に設定した通知先にメールでお知らせをするものです。委託事業者の利用料金、月額1,078円を市が全額負担しているため、利用者は無料で利用しているとのことであります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） こういった独居高齢者の見守りサービスを利用することで、何かあったときにすぐに駆けつけられない家族に代わって安否確認ができるということで、こういったものをふるさと納税の返礼品に取り入れることも一つの案だと考えますが、課長のお考えをお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） ふるさと納税の返礼品として見守りサービスを導入している市町村を調べましたところ、県内においては桐生市や甘楽町で郵便局の見守りサービスを導入しておりました。昨年度の実績を伺ったところ、共にゼロ件とのことでした。先ほども述べましたとおり、民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの関係機関のご協力をいただきまして、今後も見守り体制、見守り支援体制の整備に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 次に、窓口での聞こえに対する支援についてお聞きします。

高齢者や難聴者の方が窓口を訪れた場合、意思疎通が図りづらくなることが少なからずあるかと思われます。現在ではどのように対応しているかお聞きいたします。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 難聴の方が役場の窓口において来庁された場合ですけれども、まずは静かなスペースにおいて、ゆっくりと、はっきりと話をしたり、筆談などで手続や相談などを行っております。また、昨年度住民生活課で購入した翻訳機ですけれども、日本語をそのまま文字で伝えることができるために、必要に応じて活用していきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 公明党の山口代表は、4月の中央幹事会において軟骨伝導イヤホンを紹介してくださいました。社会で実用を広げ、高齢者が社会に適応しやすい状況を実現していくことになげたいと述べておりました。現在、高崎市で軟骨伝導イヤホンを導入していますが、どのように活用されているかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 高崎市では、耳が聞こえにくい高齢者をサポートするために、耳の入り口にある軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導イヤホンを市役所の保険年金課窓口を導入しています。軟骨伝導は、耳の周囲の軟骨に振動を与えて音を伝える新しい仕組みでありまして、昨年6月に全国で初めて東京都狛江市が導入していると伺っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） この軟骨伝導イヤホンは、本村において聞こえの支援、高齢者や難聴者との円滑なコミュニケーションが可能となり、プライバシーの配慮、窓口の混雑緩和に効果的な、こういったイヤホンを導入する考えはあるかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 村では、現在、今年度からですけれども、高齢者の補聴器購入費用

の助成事業を開始いたしました。対象となる方は、65歳以上で障害福祉サービスによる補聴器購入の対象とならない方、耳鼻咽喉科専門医から補聴器の使用が必要であると認められた方などの条件がございます。1人1台限りで、購入費用の2分の1、上限額は5万円を補助しております。8月末までに3件の支給決定をいたしました。

窓口においては、住民生活課で利用している翻訳機を活用するなどして丁寧な対応を今後もしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 続きまして、認知症対策についてお伺いいたします。

国は、認知症の高齢者が来年、2025年には471万2,000人、さらに2040年には584万2,000人と、高齢者の15%が認知症になると推計しています。認知症が私たちにとってますます身近なものになっていきます。そして、本年1月には共生社会の実現を目指す認知症基本法が施行されました。基本法の目的は、認知症の人が尊厳を保持しつつ、希望を持って暮らすことができる社会の実現、この目的に向かってまず大切なことは、認知症に対する正しい理解を深めることであると思います。認知症に対する正しい理解を深めるための施策は、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るために現在村ではどのような広報活動をしているかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 村でも認知症に関する広報活動を行っておりまして、主なものを3点申し上げます。

まず、1点目としまして村のホームページに認知症に関するページを設けまして、認知症ガイドブックであります認知症ケアパスを掲載しております。2点目としまして、認知症について正しい知識を持ち、地域で認知症の人やその家族を温かく見守る応援者として認知症サポーターを養成しまして、認知症カフェである和の場の運営のご協力をいただいております。3点目としましては、毎年、介護予防普及啓発事業といたしまして、65歳以上の方のいる世帯に対してパンフレットを配付しております。今年度は先月に介護予防に関するパンフレットをお送りしましたが、その中に認知症に関する内容が含まれております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 課長の話の中にも認知症サポーターという話がありましたけれども、認知症サポーター養成講座が全国で展開されているわけですが、この認知症サポーターが増えるこ

とによって、それだけ認知症の理解者も増え、いざというときに認知症の方をサポートしてもらうことができます。

そこで、本村における認知症サポーター養成講座の実施について、また実績についてお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 村では、認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成講座を行っております。主に地域住民を対象とする講座を実施してきましたが、認知症の方に対する対応方法や心がけについて、ご家族を含めて、広く周知することを目的としまして、令和4年度より中学2年生を対象とした養成講座も行っております。

また、認知症サポーターとして活動後もステップアップ講座を開催しまして、認知症カフェの運営や認知症の人や家族を支える人材を育成しております。

認知症サポーターの活動としましては、主に認知症カフェの運営にご協力いただいております。認知症カフェは、認知症の方やその家族、地域住民、専門職種などが集い、交流や情報交換ができる集いの場として、南部コミュニティセンターと楽集センターを会場に、それぞれ月1回開催しています。9月17日からは、20区において区民を対象とした認知症カフェを新たに開始する予定でございます。

認知症により徘徊のおそれのある方を対象としたGPS装置の貸与や見守りシール交付事業などを実施しておりまして、認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりを目指して、今後も様々な取組を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 認知症になることを多くの人が過度に恐れている現状があります。高齢者にとって差し迫った脅威となっています。それは、認知症に対する社会の備えがまだまだ不十分ということでもあり、そういった中で、県では認知症アンバサダーのあかぎ団や当事者のぐんま希望大使の動画を制作して活用するなどの取組を行っているようです。本村も県と連携して広報活動に取り組む考えがあるかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 村では、ホームページの認知症施策のページに群馬県のホームページのリンクを張りまして、ぐんま希望大使の動画が視聴できるようにしてございます。

また、渋川市、吉岡町と共同で渋川地区医師会に委託しております渋川地区在宅医療介護連携支援センターにおいて、住民への普及啓発を目的としまして認知症サポートデーですとか公開講座などを

開催しております。

村民と村外にお住まいのご家族の方を含めて、広く皆様に認知症に対して理解をしていただけるように今後も地道に各種施策を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 続きまして、学校での教育ということで、認知症への正しい理解を深めるため、子どもたちに何を行っているかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 児童生徒の認知症の理解を深めるために学校での取組ということでお答えをさせていただきたいと思います。

まず、榛東中学校では2年生の生徒が認知症サポーター養成講座に参加をしています。これは、講師の先生の講話を聞くことによって、認知症という病気について知り、認知症の人がどのような不安を持つのかということを理解し、認知症の方にどのように接するかを学習しているものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 最近体験学習ということで、東京都八王子市では小学生を対象とした学校での授業で体験学習を取り入れていると聞きました。この体験学習の内容をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 八王子市の小学校で認知症の駄菓子屋さんでのやり取りを舞台とした体験学習をしているというふうに聞き及んでおりますが、詳細については、申し訳ございません、十分承知をしていないところがございます。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） この体験学習なんですけれども、学習を終えた子ども達の感想では、認知症の人は、認知症の方と接することで何もできない、何でも忘れてしまうと思っていた。でも、実際には違った。話せば普通だし、一緒に交流ができて楽しかった。少し手伝えばみんなと同じように生活ができるんだと分かったなど、認知症への偏見は見られなかったとのこと。そこで、できることを一緒にして、できないことを手助けしてあげるという当たり前の人と人との関係を学ぶという意味でも、本村でも何らか効果的な認知症へのこういった学習を取り入れるべき、また取り入れていた

らそれをご紹介します。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 本村の学校では認知症に特化した体験学習ということは今はしていない状況でございますが、例えばですけれども、高齢者、ご高齢の方や体に障害を有する方への理解を深めるために、社会福祉協議会の協力を得まして、車椅子の体験、それから盲導犬に係る学習、それから高齢者の体験をする学習などを行っております。広く、学校では相手の立場や思いを想像して自らの行動を考える学習を計画的に教育課程に組み込んでおります。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 国は、認知症の人と家族との一体的支援を推進し、2020年より地域支援事業として正式に事業化したそうです。この一体的支援とはどのようなものなのかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 一体的支援プログラムでございますが、これまで認知症の本人、家族介護者が別々に支援を行ってきたものを、家族を一つの単位として一体的に支援を行うものです。認知症の人と家族の関係調整を図ることを目的としまして、月に1回程度、家族と本人が話し合い、思いを共有し、そして一緒に活動を楽しむことでお互いの思いのずれや葛藤を調整し、再構築を図るというプログラムになってございます。2020年に日本においてスタートし、東京都品川区などが実施してございますが、把握している限り、全国でもまだ10か所程度で、県内で実施している市町村も確認できていない状況です。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 次に、不登校支援について伺ってまいります。

不登校の児童生徒の増加が全国で問題になっています。昨年の調査では全国で29万9,048人が不登校となっています。小学校では10万5,112人と全体の1.7%、59人に1人と、小規模校では1人以上、それ以上の規模の学校なら学年に1人、2人はいるという形になります。中学校では19万3,936人で5.98%で、17人に1人ですから、クラスの人数にもよりますが、1クラスで2人ほどは不登校ということになります。令和3年度に比べると5万4,108人増加は続いているという深刻な状況です。

不登校とはどのような状況をいうのか、不登校児が現在何人いるのかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） まず、不登校の定義について申し上げます。

不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由によるものを除いた者、というふうに文部科学省によって定義をされています。

この定義に照らして不登校と捉えられる榛東村の児童生徒の数は、令和6年8月現在30名、全児童生徒に占める割合はおおよそ2.5%と捉えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 国は、少子化で子供の数が年々減少していく中で、このように不登校児が増えていく現状に対し、相当の危機感を持っています。対策の一つが不登校の児童生徒全ての学びを確保し、学びたいと思ったときに学べる環境を整えることです。

そこで、各学校の空き教室の環境を整えて、児童生徒の指導に当たるスペース、また校内での居場所としていくことは意味があると思います。休憩時間などを一般の児童生徒とずらして接触を少なくするなどの配慮は必要だと思います。部屋の面積に余裕がありますので、一人一人に専用の机と椅子を用意できること、また心を落ち着けるため、リラックスするためのスペースも確保できます。各学校にこのような教室を整備してはいかがでしょうか。現在、どのような取組をしているかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 不登校の児童生徒への支援につきましては、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立する方向を目指すように働きかけることが求められます。こうした指針にのっとりまして、先ほどの議員のご指摘、本当にそのとおりだなというふうに受け止めております。児童生徒、学習の遅れによって進路選択上の不利益、それから社会的自立へのリスクが生じかねないということについても、不登校状態にあるということはそういうリスクが生じかねませんので、その点には留意をしなければならないというふうに考えております。

不登校の原因、背景が多岐にわたることも踏まえまして、適切に児童生徒に係る情報収集と分析を行い、支援の目標や方針を定め、専門家や関係諸機関とも連携し、児童生徒の状況に応じた具体的な支援に努めたいと考えております。その一環として、不登校の児童生徒のニーズを探りながら、個に応じたきめ細やかな学びの場を提供しております。まず、村の教育支援センターすてっぷ榛東での支援をはじめ、群馬県教育センターに設置されている心と学びのサポートセンターつなぐん、また県内

のフリースクールなどと連携を強化し、必要に応じて様々な学びの場につなぐことができるよう努めております。県の総合教育センターで今年度開設されました3Dメタバースによる学習サポートも積極的に案内をしてございます。また、1人1台タブレット端末配布されておりますので、そちらの端末を活用した授業配信も、本人のニーズに基づいて適宜行っております。それから、別室登校した際の学習指導につきましても、学校教職員が可能な限り対応しております。

先ほど議員からもご指摘がありましたように、不登校児童生徒の居場所の一つとして、村内の各小中学校に校内教育支援センターを設置したいと考えております。そのため、文部科学省の令和6年度教育支援体制整備事業費補助金、不登校児童生徒の学びの継続事業という事業名ついておりますが、こちらの事業を利用し、現在開設に向けて準備を進めておるところでございます。必要経費等につきましては、本定例会での審議を今後お願いする予定になっております。学びの提供と併せまして、カウンセラー資格を有する教育支援相談員を配置し、教育相談や家庭訪問を通して児童生徒や保護者の不安に寄り添って状況の改善に向けた支援ができるようにしております。県で配置するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、村の福祉部局の職員、児童相談所などの関係諸機関と連携し、児童生徒の心や体の小さな変化を見逃さず、早期の段階で児童生徒のSOSを相談窓口につなぐこともしておりますし、また保護者の支援に当たったりできるようにしております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） それでは、次に学校での熱中症対策についてお聞きます。

近年、学校行事や運動中の熱中症事故が頻発しています。昨年、山形県で部活動帰りの女子中学生が熱中症で倒れ、死亡した事故が報道されました。熱中症対策の現状をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 熱中症の対策でございますが、学校はそれぞれの学校で作成しております熱中症ガイドラインにのっとり、熱中症の予防対策や発生時の対処について職員が共通理解をし、適切に対応しております。具体的な予防対策の主なものを挙げます。

まず、行事や活動の計画を柔軟に編成しまして、暑い時期、それから暑い時刻、暑い場所を避けて、それでも初期の狙いを達成できるような行事、活動を実施しております。

また、WBGT指数を定期的に測定しまして、指数に応じて熱中症予防対策を取るよう、発達段階に応じて適宜働きかけております。

また、日よけテントの設置、ミストシャワーの設置、屋外活動時の帽子の着用やネッククーラーの利用など、日差しや熱を遮る工夫、体を冷やす工夫をしております。

規則正しい生活、小まめな水分補給と適切な栄養補給など基本的な生活習慣の確立が図れるよう、

児童生徒の指導と併せて家庭への啓発にも努めております。

教育委員会としても、国の熱中症予防情報サイトの情報や各種リーフレットを活用し、熱中症診療ガイドライン2024や厚生労働省の通知にのっとり対策を取るように指導しております。

また、夏の初めなど暑熱順化が不十分な時期、あるいは熱中症警戒アラートの発生時など特に警戒が必要なときには、その都度各学校に適宜対策を指示しております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） これから屋外で行う運動について、運動会とか多くなると思うんですけど、校庭の一角に児童生徒をある程度の人数が収容可能なパーゴラ、またひさしなど日よけのできる常設の設備を設けて、また先ほど話もありましたけれども、ミストシャワー、こういったものを利用してクールダウンできると考えます。小学校など運動会の練習でも熱中症で何人もの児童生徒が救急搬送される事故も全国的に例年のように起きております。

こういったこともあって、今後、校庭での日よけの設備について、何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 学校等では、練習のときに適宜テントを設営する等で対応していると捉えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 次に、プライバシーに配慮した学校健診について質問します。

学校の健診は原則着衣のままでオーケー、と文部科学省は学校健診について、児童生徒のプライバシーや心情に配慮して実施されるように通知いたしました。村としてはどのような対応をしたかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） プライバシーに配慮した健康診断についてご答弁申し上げます。

学校や幼稚園におきましては、令和6年1月22日付、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長通知にのっとり、正確な検査、診察を実施するとともに、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した健康診断を行っております。これまでも同様な対応を取っておりまして、通知の前後で対応に大きな変化はなかったというふうに聞いておりますけれども、具体的な対応について幾つか申し上げま

す。

まず、男女別の健診の実施、それから健診に立ち会う教員の役割分担の調整、それから脱衣を伴う場合の個別の診察スペースの確保、待機中における服装の配慮等を行っております。

また、健診時の幼児、児童生徒の服装などにつきましては、校医と事前の確認、連絡を十分に行うとともに、保健だより等を通して健診の意義や方法について保護者への理解を求めるなどしております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 次に、不登校児童生徒が健康診断を受けられなかった場合、どのような対応をされているかお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 不登校の状態にある児童生徒の健康診断についてというご質問ですので、ご答弁させていただきます。

学校で行う集団健診時に欠席した児童生徒につきましては、教育相談等の機会や電話連絡等で個別に保護者に対して校医を受診して健診を受けるように促しております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 11番。

〔11番 清水健一君発言〕

○11番（清水健一君） 以上で終わります。

○議長（生方勇二君） 以上で、11番清水健一議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時46分休憩

午後3時48分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程第5 陳情について

○議長（生方勇二君） 日程第5、陳情についてを議題といたします。

陳情第4号 母（王乖彦）が中国で不法に逮捕されている件に関する陳情につきましては、資料配付といたします。

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で、本日予定した日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第3回榛東村議会定例会第1日目を散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

午後3時48分散会

令和 6 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 2 号

9 月 3 日 (火)

令和 6 年第 3 回榛東村議会定例会会議録第 2 号

令和 6 年 9 月 3 日（火曜日）

議事日程 第 2 号

令和 6 年 9 月 3 日（火曜日）午前 9 時 30 分開議

日程第 1 一般質問について

日程第 2 議案第 56 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第 57 号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 4 議案第 58 号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 5 議案第 59 号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 6 議案第 60 号 村道の路線の認定について

日程第 7 議案第 61 号 令和 5 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 議案第 62 号 令和 5 年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 議案第 63 号 令和 5 年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 議案第 64 号 令和 5 年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 議案第 65 号 令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 議案第 66 号 令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 13 議案第 67 号 令和 5 年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

日程第 14 議案第 68 号 令和 5 年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

日程第 15 議案第 69 号 令和 5 年度榛東村下水道事業会計決算の認定について

日程第 16 議案第 70 号 令和 5 年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について

日程第 17 報告第 6 号 令和 5 年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

日程第 18 報告第 7 号 令和 5 年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

日程第 19 議案第 71 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）について

- 日程第 2 0 議案第 7 2 号 令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 1 議案第 7 3 号 令和 6 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 2 議案第 7 4 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 3 議案第 7 5 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 7 6 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 5 議案第 7 7 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

1 番	飯 塚 久 夫 君	2 番	吉 澤 浩 一 君
3 番	浅 見 隆 君	4 番	齊 藤 将 史 君
5 番	須 田 仁 美 君	6 番	三 俣 実 君
7 番	波多野 佐和子 君	8 番	小坂橋 尚 君
9 番	生 方 勇 二 君	10 番	善養寺 孝 君
11 番	清 水 健 一 君		

欠席議員（１名）

12 番	早 坂 通 君
------	---------

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務課長（兼）	一 倉 学 君	企画財政課長	富 澤 光 彦 君
会 計 課 長	早 川 弘 行 君	住民生活課長	飯 塚 邦 守 君
税 務 課 長	碓 井 由 果 君	産業振興課長	狩 野 宏 記 君
健康保険課長	山 口 誠 一 君	上下水道課長	岡 部 貴 一 君
建 設 課 長	須 永 光 明 君	学校教育課長	湯 澤 知 佐 子 君
教 育 長	村 上 誠 君	代表監査委員	石 坂 郁 夫 君
生涯学習課長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第3回榛東村議会定例会第2日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。早坂議員から、体調不良により欠席の届出がありましたので、本日の出席議員は11人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

本日の会議は、議事日程第2号により進めてまいります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（生方勇二君） 日程第1、一般質問についてを議題といたします。

質問順位6番早坂通議員につきましては欠席となりましたので、一般質問を中止といたします。

◎日程第2 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書につきましては、1ページをご覧ください。

今回、村が新たに独自利用事務を始めるための条例改正となります。

説明につきましては、議案参考資料により説明をさせていただきたいと思います。

議案参考資料の1ページをご覧ください。

個人番号の利用は、原則として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められた事務に限定されておりますが、各地方公共団体が同法第9条第2項の規定により、事務を条例に定めることによって個人番号を利用することができることとなっております。

個人番号を利用することにより、必要な特定個人情報の確認などが可能になることから、今まで住民に求めていた添付書類が省略できるなどの負担の軽減や申請手続の簡素化が見込まれます。村にお

いても、手続における住民負担の軽減や申請手続の簡素化に資することから、当該事務を定めるための本条例の一部改正を行おうとするものでございます。

議案参考資料の2ページの新旧対照表をご覧ください。

こちら右側の列が旧で現行となっております。左側の列が新で、条例改正案となっております。

第4条第1項の下線引き、第2項及び第4項、3ページにかけての別表第1から7ページにかけての別表第2の追加につきましては、村が新たに独自利用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務と榛東村福祉医療の支給に関する条例による医療費の支給に関する事務を追加するものとなります。

議案書に戻っていただきまして、5ページをご覧ください。

こちら附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するとなっております。

説明につきましては以上となります。慎重審議の上、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第56号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第3 議案第57号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第57号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 議案書6ページをご覧ください。

議案第57号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本案は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令に基づき、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料8ページでご説明申し上げます。

議案参考資料8ページをお願いいたします。

趣旨・目的でございますが、こちらは記載のとおりでございます。

改正の概要でございますけれども、第6条第1項関係及び次の第8条第1項関係につきましては、単に字句の修正を行うものでございます。

その下、第10条関係の職員に関する規定につきましては、次の9ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

表の右側、現行、中段でございますが、第10条第3項では放課後児童支援員の要件を定めておりますが、第4号において、学校教育法の規定により、現に各種教諭となる資格を有する者から左側、改正案では、教育職員免許法によりまして教員免許を取得したことがある者で免許の有効期限を経過している者であっても支援員となり得るよう資格要件を緩和するものでございます。

同項第10号につきましては、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、村長が適当と認めるもの」を新たに追加しようとするものでございます。

本条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

4番齊藤将史議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） この変更の内容を見ると、例えば定年退職、あるいは途中で何らかの要因があって、個人的な要因ですとか、あるいはそれ以外の何らかの問題があった場合に、途中で退職した人たちを人材の補強というか、今、人材が不足している中で取り込んでそういう方たちを雇ってこういう話の内容になっているとは思いますが、法改正として、法というか条例改正として、それにおいて、もしその職員の、表現的にちょっと難しいんですが、人格あるいは過去に犯罪歴がある、そういったものの確認等々についてはどのようにしていくのか。

つまり、今現在、資格を有して教鞭を執っている、その職に就いている人であれば、ある程度保証は確保できる、担保できるんですが、ある期間、その職から離れた人に対しては、そういったことが担保できないというふうに私は考えていますので、それについてはどのように考えているのか、対処をするのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 議員のおっしゃるとおりでございます、担い手不足というところで支援員がなかなか見つからない状況でございます。その中で、年齢要件というのは特にございません。それから、採用に当たっては、指定管理者のほうで面接なり書類審査を行っておりますので、そちらのほうで行っているということでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございませんか。

4 番。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） きちっとした調査というのはなされるのかどうか、その辺のところをちょっと知りたいと思って質問してますので、要は、人格がしっかりした人格、人質なのか、その部分、回答を。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前9時42分休憩

午前9時43分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 職員につきましては、採用後、研修等がございますので、そういった心配はないのかなと考えております。それから、人格等、そういうところにつきましては、条例改正ということですので、その記載はございませんので、答弁は差し控えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第57号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第4 議案第58号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第58号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第58号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

説明は、議案参考資料により行わせていただきます。

議案参考資料の10ページをご覧ください。

趣旨・目的でございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律に基づき、健康保険証が廃止となるため、それに伴う所要の改正を行うものでございます。

主な改正点といたしましては、受診時に窓口で被保険者または被扶養者であることの確認を受ける方法及び重度心身障害者及び高齢重度障害者が入院等食事療養費の支給を受ける際に要件充足確認を受ける方法を修正するものでございます。

議案参考資料の11ページをご覧ください。

新旧対照表になっております。左が改正案、右が現行となっておりますので、ご確認ください。

議案書に戻っていただきまして、9ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は、令和6年12月2日から施行するものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第58号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第5 議案第59号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第59号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） それでは、議案書の10ページをご覧ください。

議案第59号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。

説明は、議案参考資料により行わせていただきます。

議案参考資料の14ページをご覧ください。

改正の趣旨・目的です。

関連法令の改正に伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の概要ですが、地域包括支援センターの職員の配置基準につきまして、人材確保が困難となっている状況を踏まえまして、これを緩和する省令の改正が令和6年4月1日に施行されたことに伴いまして、榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の改正を行うものでございます。

議案参考資料の16ページをご覧ください。

新旧対照表となっております。左が改正案、右が現行となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

議案書に戻っていただきまして、12ページをご覧ください。

附則でございます。

この条例は、公布日より施行するものでございます。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第59号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◎日程第6 議案第60号 村道の路線の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第6、議案第60号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） それでは、議案第60号 村道の路線の認定についてご説明を申し上げます。

議案書の13ページ、ご覧ください。

道路法第8条第2項の規定により、認定の議決をお願いするものでございます。

議案参考資料により説明をさせていただきます。

議案参考資料19ページをご覧ください。

趣旨・目的でございます。

認定する路線は、南新井・前橋線、路線番号は0111でございます。

概要でございます。

群馬県渋川土木事務所施工の南新井前橋線の新設に伴い、旧道扱いとなる現南新井前橋線を旧道移管協議に基づき、村道の路線の認定をするものでございます。

議案参考資料20ページをご覧ください。

路線認定調書でございます。

路線番号は0111、路線名、南新井・前橋線、認定される路線の場所につきましては、議案参考資料21ページをご覧ください。

起点は、新井字別分1020番4地先、場所につきましては、陸上自衛隊相馬原駐屯地正門前の村道蛇ヶ見井戸尻線と交差する信号から前橋へ向かう延長3,343.5メートルでございます。道路幅員につきましては、最大幅員が24.3メートル、最小幅員につきましては8.5メートルでございます。終点は、新井字北原2712番2地先、前橋市との町村境界までの区間となっております。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

5 番 須田仁美議員。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） 伺います。

こちらの村道に移管される時期、スケジュールが決まっているのでしょうか、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） ただいまのご質問でございますが、今回認定をいただきます南新井・前橋線につきましては、現在、県で実施しております南新井前橋線の開設後の移管となります。このため、本工事の予定が令和８年ということですので、その工事の終了後に移管となります。

以上です。

○議長（生方勇二君） ５番。

〔５番 須田仁美君発言〕

○５番（須田仁美君） 移管の前に、どの程度管理、修繕をいただけるのかお伺いします。

○議長（生方勇二君） 建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 移管に当たりまして、現在、供用開始されている道路ということはございますので、この点につきましては、修繕等が発生する場所がございます。こういった部分につきまして、県と協議し、修繕をした後の移管ということで考えております。また、道路につきましては、当然公図等による地籍等がございますので、その点の資料についても確認をした上での移管になります。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいまの議題となっております議案第60号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

ここで暫時休憩とし、説明員として監査委員の入場を求めます。

ここで休憩いたします。

再開を10時10分いたします。

午前9時54分休憩

午前10時10分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程第 7 議案第 61 号 令和 5 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第 7、議案第 61 号 令和 5 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉会計課長。

〔会計課長 一倉 学君発言〕

○会計課長（一倉 学君） 令和 5 年度の榛東村一般会計の歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案書の 15 ページになります。

議案第 61 号 令和 5 年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてをご覧ください。

本議案につきましては、地方自治法第 233 条の第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

なお、決算書と主要施策の成果説明書に基づき説明のほうをさせていただきたいと思います。

初めに、決算書 5 ページをご覧ください。

決算書の 5 ページです。一般会計歳入歳出決算書の実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額は 89 億 795 万 6,144 円でした。

2、歳出総額は 86 億 4,586 万 1,377 円でした。

3、歳入歳出差引額は 2 億 6,209 万 4,767 円となっております。

4、翌年度へ繰り越すべき財源中、繰越明許費繰越額は 3,754 万 5,000 円です。

5、実質収支額は 2 億 2,454 万 9,767 円となっております。こちら実質収支を前年度と比較いたしますと、歳入総額につきましては 15 億 9,474 万 1,349 円の増となっております。増減率は 21.8% の増でした。歳出総額につきましては 15 億 4,448 万 2,266 円の増で、増減率は 21.7% の増となっております。

続きまして、決算書 6 ページから 9 ページまでは一般会計歳入歳出決算書の歳入、10 ページから 13 ページまではその歳出となっております。また、14 ページから 55 ページまでが歳入歳出決算の事項別明細書の歳入部となっております。

まずは、一般会計歳入歳出決算書の歳入でございます。

収入済額、前年度比の増減額、増減率等を読み上げさせていただきます。

初めに、決算書 14 ページ、15 ページをご覧ください。

1 款村税の歳入済額の合計は 16 億 8,158 万 8,952 円で、前年度と比較いたしますと 6,021 万 7,587 円の増でございました。増減率は 3.7% の増となっております。なお、徴収率は 99.6% で、前年度と比べますと 0.3% の増でございました。不納欠損額は 182 万 7,977 円で、収入未済額は 451 万 1,289 円でした。村税の収入状況等は、別冊の主要施策の成果説明書の 107 ページを参考にご覧いただければと思います。

す。村民税、法人固定資産税、軽自動車税、村たばこ税の収入状況を記載しております。

また、決算書に戻っていただきまして、2款地方譲与税の収入済額は8,299万円で、前年度比67万4,000円の増でございました。増減率は0.8%の増となっております。

続きまして、16ページ、17ページをご覧ください。

3款利子割交付金の収入済額は57万4,000円で、前年度比13万3,000円の減でございました。増減率は18.8%の減でございます。

4款配当割交付金の収入済額は1,073万6,000円で、前年度比158万8,000円の増でございました。増減率は17.4%の増となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金の収入済額は1,355万9,000円で、前年度比661万5,000円の増でございました。増減率は95.3%の増となっております。

6款法人事業税交付金の収入済額は2,873万7,000円で、前年度比849万6,000円の増でございました。増減率につきましては42%の増となっております。

続きまして、18ページ、19ページをご覧ください。

7款地方消費税交付金の収入済額は3億4,370万円で、前年度比7万2,000円の増でございました。増減率は微増となっております。

また、8款ゴルフ場利用税交付金の収入済額は940万4,010円で、前年度比65万5,830円の減でした。増減率につきましては6.5%の減でございます。

9款環境性能割交付金の収入済額は1,174万3,000円で、前年度比260万4,000円の増でした。増減率は28.5%の増でございます。

10款国有提供施設等所在市町村助成交付金の収入済額は7,142万3,000円で、前年度比52万3,000円の減でした。増減率は0.7%の減となっております。

11款地方特例交付金の収入済額は2,460万8,000円で、前年度比28万7,000円の減でございました。増減率は1.2%の減でございます。

続きまして、決算書20ページ、21ページをご覧ください。

12款地方交付税の収入済額は18億5,257万8,000円で、前年度比1億9,192万8,000円の増でした。増減率は11.6%の増となっております。なお、地方交付税の状況は、別冊の主要施策の成果説明書の116ページを参考にご覧いただければと思います。直近10年間の交付税の推移を記載してございます。

また、決算書に戻っていただきまして、決算書20ページ、21ページに戻ってください。ご覧になってください。

13款交通安全対策特別交付金の収入済額は159万6,000円で、前年度比3万円の減でした。増減率は1.9%の減です。

14款分担金及び負担金の収入済額1,085万9,400円で、前年度比4万2,120円の増でした。増減率は0.4%の増となっております。

引き続き、22ページ、23ページをご覧ください。

15款使用料及び手数料の収入済額3,086万5,831円で、前年度比36万9,856円の増でした。増減率は1.2%の増です。

24ページ、25ページをご覧ください。

主な要因といたしますと、1項使用料、5目教育使用料、5節保健体育使用料が前年より75万円の増でございました。

引き続き、決算書26ページ、27ページをご覧ください。

16款国庫支出金の収入済額19億9,679万7,438円で、前年度比6億6,630万2,278円の増でございました。増減率は50.1%の増となっております。

こちらにつきましては、32ページ、33ページをご覧ください。

主な要因といたしますと、2項国庫補助金、6目教育費国庫補助金、4節社会教育費補助金の防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金で、防災中枢機能施設建設のための補助金5億9,894万4,000円などでございます。

続きまして、17款県支出金の収入済額5億4,949万1,413円で、前年度比2,689万6,811円の増でした。増減率は5.2%の増です。

34ページ、35ページをご覧ください。

こちら主な要因といたしますと、1項県負担金、2目民生費負担金、3節児童福祉費負担金の中の子どものための教育・保育給付費県費負担金が前年より1,539万円の増などでございました。

引き続き、決算書42ページ、43ページをご覧ください。

18款財産収入、収入済額2,729万5,726円で、前年度比98万813円の増でした。増減率は3.7%の増です。

44ページ、45ページをご覧ください。

19款寄附金の収入済額2億1,480万6,000円で、前年度比1億3,517万7,000円の減でございました。増減率は38.6%の減でございます。こちら内訳といたしますと、企業版ふるさと納税寄附金140万円は皆増となりますが、一般寄附金のふるさと納税につきましては、制度改正などに伴い、減収となっております。

続きまして、20款繰越金、収入済額14億7,824万9,157円で、前年度比10億3,550万2,574円の増でした。増減率は233.9%の増となっております。こちらにつきましては主な要因といたしますと、1項2目1節基金繰入金、教育施設整備基金の繰入れによるもので、先ほど申し上げた防災中枢機能施設建設のための工事請負代金の支払いに要するものでございます。

引き続き、46ページ、47ページをご覧ください。

21款繰越金の収入済額2億1,183万5,684円で、前年度比3億2,403万1,762円の減でした。増減率は60.5%の減でございます。

22款諸収入の収入済額8,941万8,533円で、前年度1,131万98円の減でした。増減率は11.2%の減でございます。また、収入未済額4億1,723万800円でございます。主な要因といたしますと、3項貸付金元利収入、1目民生費貸付金元利収入、1節地方改善対策貸付金元利収入の中の住宅新築資金等償還金の収入未済額が4億1,033万8,055円となっております。

54ページ、55ページをご覧ください。

23款村債の収入済額1億6,510万円で、前年度比6,460万円の増でございます。増減率は64.3%の増でございます。なお、村債の状況につきましては、決算書のほうの255ページを後でご覧いただければと思っております。

以上、歳入合計といたしまして、収入済額89億795万6,144円、不納欠損額182万7,977円、収入未済額4億4,517万8,076円でございます。

続きまして、一般会計歳入歳出決算の歳出となります。

引き続き、決算書の56ページから歳入歳出決算事項別明細書の歳出の部となっております。なお、支出済額、前年度比の増減額、増減率等を歳入同様読み上げさせていただきたいと思います。

初めに、56ページ、57ページをご覧ください。

1款議会費、支出済額7,508万797円で、前年度比301万3,660円の増でした。増減率は4.2%の増です。

引き続き、58ページ、59ページをご覧ください。

2款総務費、支出済額9億3,346万4,812円で、前年度比2億8,322万213円の減でした。増減率は23.3%の減です。また、翌年度繰越額4,363万4,000円となっております。

こちら引き続き、76ページ、77ページをご覧ください。

主な先ほどの支出の内訳といたしますと、1項総務管理費、11目コミュニティ供用施設費、14節工事請負費の中で第20区コミュニティセンターの改修工事2,832万5,000円を支出いたしました。

引き続き、決算書の78ページ、79ページをご覧ください。

14目地方創生臨時交付金費、12節委託料の中の経済活性化対策事業は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用してしんとうくらし応援クーポン券を全村民に発行するための業務委託料2,127万8,867円を支出しております。なお、委託料2,571万5,000円を翌年度、令和6年度へ繰り越してございます。

決算書94ページ、95ページをご覧ください。

3款民生費、支出済額26億1,834万3,899円で、前年度比2億8,900万8,944円の増でした。増減率は12.4%の増です。また、翌年度繰越額2,860万7,000円となっております。

こちら114ページ、115ページをご覧ください。

先ほどの主な要因といたしますと、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、18節負担金補助及び交付金でございます。保育所等整備交付金といたしまして、2億2,922万2,000円を支出しております。

こちらは共働き世帯の増加による低年齢児の保育ニーズへの対策と、児童の保育環境等への改善を図るために、保育園の建設に要する費用などの一部を助成しました。

120ページ、121ページをご覧ください。

4款衛生費、支出済額4億7,456万8,158円で、前年度比1,959万9,551円の減でございました。増減率は4%の減でございます。また、翌年度繰越額93万5,000円でございます。

128ページから131ページにわたりまして、こちら先ほどの主な支出の内訳といたしますと、1項保健衛生費、3目母子保健費、18節負担金補助及び交付金の中の母子保健事業といたしまして、出産・子育て応援交付金970万円を支出しております。

戻りまして、決算書134ページ、135ページをご覧ください。

5款労働費、支出済額413万7,994円で、前年度比19万747円の増でした。増減率は4.8%の増となっております。主な支出の内訳といたしましては、勤労者住宅建設資金利子補給金378万円でございます。

また、同ページになります。6款農林水産業費、支出済額4億5,726万2,680円で、前年度比88万5,855円の増でした。増減率は0.2%の増です。また、翌年度繰越額370万7,000円です。

144ページ、145ページをご覧になってください。

主な支出の内訳といたしますと、1項7目10節需用費の中の農業用水管理費の電気料4,773万2,357円、また、12節委託料、相馬原用水費繰越明許といたしまして、ため池耐震点検、豪雨詳細調査業務委託料1,534万5,000円を支出してございます。

引き続き、146ページ、147ページをご覧ください。

8目農業集落排水事業費では、下水道事業会計農業集落排水事業へ公営企業補助金として1億9,270万6,000円を支出しております。

150ページ、151ページをご覧ください。

7款商工費、支出済額1,029万8,132円で、前年度比16万9,959円の減でした。増減率は1.6%の減となっております。

続きまして、152ページ、153ページをご覧ください。

8款土木費、支出済額5億9,934万8,098円で、前年度比5,515万2,248円の増でした。増減率は10.1%の増でございます。

156ページ、157ページをご覧になってください。

主な支出の先ほどの内訳といたしますと、2項3目14節工事請負費の中の特定防衛施設周辺整備調整交付金事業による堂塚9号線道路改良舗装工事で1億719万5,000円を支出しております。

引き続き、160ページ、161ページをご覧ください。

5項都市計画費、3目公共下水道費では、下水道事業会計公共下水道事業へ公営企業補助金として2億9,075万5,000円を支出しました。

また、同ページになります。9款消防費、支出済額2億7,792万4,206円で、前年度比58万5,959円の増でございました。増減率は0.2%の増となっております。

164ページ、165ページをご覧ください。

先ほどの主な支出の内訳といたしますと、1項消防費、2目消防施設費、18節負担金補助及び交付金の中の渋川地区広域市町村圏振興整備組合（消防救急）2億5,519万円を支出しております。

同ページになります。10款教育費、支出済額29億557万6,307円で、前年度比15億2,628万7,321円の増でありました。増減率は110.7%の増です。

170ページ、171ページをご覧ください。

主な増額の要因といたしますと、先ほど来申し上げました1項4目複合施設整備費、14節工事請負費、防災中枢機能施設建設工事費として18億5,833万7,800円を支出したことによります。

引き続き、180ページ、181ページをご覧ください。

2項小学校費、3目学校建設費、14節工事請負費では、南小学校長寿命化改良工事で2億3,324万9,566円を支出しました。

続きまして、216ページ、217ページをご覧ください。

11款災害復旧費の支出はございませんでした。

同ページになります。12款交際費、支出済額2億8,985万6,294円で、前年度比2,765万2,745円の減でございました。増減率は8.7%の減でございます。

また、216ページから219ページの13款諸支出金費及び14款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出合計といたしまして、支出済額86億4,586万1,377円、翌年度繰越額7,688万3,000円、不用額2億2,661万5,623円でございます。

なお、決算書220ページから224ページまでは財産に関する調書、225ページは地方債となっております。お手元の決算書に記載のとおりでございます。後ほどご確認いただければと思います。

以上、令和5年度一般会計歳入歳出決算の説明とさせていただきます。ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、榛東村一般会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

申し訳ありませんが、着座にて説明をさせていただきます。

令和5年度榛東村一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額資金運用に関する審査意見書をお開きください。

まず、1ページをお願いいたします。

1ページの第2、審査の概要の2、審査の対象につきましては、ここに記載の令和5年度榛東村各会計歳入歳出決算並びに定額の資金を運用するための基金運用状況でございます。

3、審査の着眼点につきましては、各会計歳入歳出決算書等について、関係法令に準拠して調製されているか、計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等を主眼といたしました。

4の審査の主な実施内容ですが、一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、定額の資金を運用するための基金運用状況調書及びこれらに関する書類の試査を行うとともに、関係職員から直接説明を受け、聞き取りをいたしました。また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果についても参考といたしました。

審査の期間でございますけれども、このページの一番下の行から次のページにかけて記載されておりますけれども、令和6年7月16日から8月6日まで実施をいたしました。また、8月1日には現地踏査を実施いたしました。

2ページをご覧ください。

次に、第3、審査の結果でありますけれども、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に適合し、計数は正確であると認めました。

財務に関する事務の執行については、定期監査等で指摘したとおりでありまして、財産の管理等に関する事務については、おおむね適正であると認めました。

定額の資金を運用するための基金の運用状況については、法令及びその設置目的に沿って適正であるというふうに認めました。

次に、決算の概要について説明をさせていただきますけれども、13ページからの審査資料により説明をさせていただきます。

ちょっと飛んで申し訳ありませんけれども、13ページからでございます。

1枚めくっていただきまして、14ページをお願いいたします。

14ページが各会計の総括表でございます。なお、ここからの説明では、金額については万円単位といたしまして、万円未満は切り捨てて申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(1) 決算の規模の表の一番上の行にありますように、一般会計の決算額は、歳入総額が89億795万円、歳出総額が86億4,586万円で、歳入歳出差引額は2億6,209万円となりまして、翌年度へ繰り越すべく財源3,754万円を控除した実質収支額は2億2,454万円で、前年度の実質収支額を控除した単年度収支額は4,717万円となっております。

ちょっと大分飛ぶんですけれども、34ページをご覧ください。

まず、歳入についてですけれども、34ページの表の一番下の一番右側にあるんですけれども、収入

率につきましては95.2%となりまして、前年度1.1ポイント上回っております。

次の35ページの表の一番上の行、これ村税ですけれども、一番上の行になりますけれども、村税収入は前年度から6,021万円の増の16億8,158万円で、過去最大の税収となっております。また、表の一番下の行にありますように、歳入の決算額は対前年度比15億9,474万円の増となっております。

次のページ、36ページの表にありますように、村税の不納欠損額は182万円で、対前年度比79万円の減となっております。

また、少し飛んじゃうんですけれども、50ページをご覧ください。

50ページの表の収入未済額の表ですけれども、ここの上の表の一番下の行、合計欄ですけれども、ここにありますように収入未済額は4億4,517万円で、対前年度比1,324万円の減となっております。

次に、51ページをご覧ください。

歳出についてですけれども、ここにある表の一番下の行にありますように、予算執行率は96.6%で対前年度比で3.7ポイント上回っております。

次の52ページをご覧ください。

この表の一番下の行にありますように、歳出済額は対前年度比15億4,448万円の増となっております。

また、次の53ページのイにありますように、未執行額のうち翌年度繰越額は7,688万円で、対前年度比2,561万円の増となっております。

不用額につきましては、ここの下の表にありますように2億2,661万円で、対前年度比2億6,726万円の減となっております。

また、少し飛びまして60ページをご覧ください。

60ページ、予備費の関係ですけれども、予備費の充用についてですけれども、ここの2番目の表にあるとおり、民生費や教育費等の12件、870万円で、対前年度比で4件、591万円の増となっております。また、予算の流用につきましては、一番下の表にあるように25件、210万円で、対前年度比で12件、123万円の増となっております。

次に、ちょっと戻りまして10ページをご覧ください。

定額の資金を運用するための基金の運用状況についてですけれども、10ページに表がございます。定額の資金を運用するための基金の運用状況につきましては、ここに記載の表のとおりで、法令及びその設置目的に沿って適正であるというふうに認められました。

次に、普通会計の財政分析を行ったところでございます。

また、飛びまして19ページをご覧ください。

19ページに普通会計財政分析というのがございます。普通会計は、本村におきましては一般会計及び学校給食事業特別会計の合計額から各会計間の繰入れ、繰出し等を控除したものでございます。アの決算の規模ですけれども、歳入が89億6,562万円で対前年度比15億9,323万円の増、歳出が87億325

万円で対前年度比15億4,277万円の増であります。プライマリーバランスは黒字で推移をしております。

次の20ページをご覧ください。

エのところの歳入の構成を見ますと、一般財源と特定財源の構成比につきましては55.2対44.8ということで、前年度から見ますと一般財源の比率が大きく低下をしたところでございます。

次のオ、歳出の構成ですけれども、歳出の構成につきましては義務的経費は26億7,301万円で、前年度と比較して1億304万円増加しています。投資的経費は25億3,925万円で、前年度と比較して18億5,731万円の増と大幅に増加をしているところでございます。

次の21ページのカ、主要財政指標等でございますけれども、まず（ア）の財政力指数につきましては0.52で、前年度と比較をいたしまして0.1ポイント悪化をいたしました。次の（イ）の経常収支比率は91.3%で、前年度と比較して0.2ポイント良化、よくなっております。そういう状況でございますけれども、依然として財政構造は膠着した状態となっているところでございます。

令和2年度から4年度までの類似団体比較、類似団体の平均と比較をいたしますと、いずれの年も3ポイント程度高く、経常収支バランスの悪化が懸念される状況にございます。財政構造を詳細に分析した上で、抑制努力が必要であるというふうに考えております。

次のページの（ウ）実質公債費比率ですけれども、6.7%で、前年度と比較して1.0ポイント良化、よくなりました。

なお、参考までに申し上げますと、財政力指数は1を超えると普通交付税の不交付団体となります。また、経常収支比率は町村においては75%程度が妥当とされておりまして、実質公債費比率につきましては、18%以上になると起債に際して許可が必要になるというものになっております。

次に、審査意見の主要事項について申し上げます。

また戻っていただきまして、2ページをお願いいたします。

2ページの真ん中よりちょっと下から第4、審査意見についてですけれども、ここに記載しておりますけれども、次の3ページの8行目からをご説明させていただきます。ご覧ください。

概要について述べさせていただきます。

本村の財政条件につきましては、決算収支や各指標からおおむね健全な状態にあると認められる。しかし、今後を見通すと原油価格の高止まりや物価の高騰などが住民生活に影響を及ぼしており、新たな課題となっています。さらに、扶助費等の社会保障費や公共施設等の改修、更新に係る維持補修費の増加も相まって、引き続き厳しい状況が続くと見込まれております。持続可能な村政運営を確かなものとするために、今後も長期的視野に立った健全財政の堅持に努めていただきたいと。

歳入につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により大きく冷え込んだ地域経済は、ほぼ回復したものと見られるものの、少子高齢化の進展に伴う生産年齢人口の減少によりまして、今後村税等の減収が懸念をされるところでございます。国・県等の少子高齢化対策に関わる各種補助金等の

動向を注視し情報収集を行うとともに、クラウドファンディングをはじめとした民間資金の積極的な活用を図られたい。また、榛東村債権管理条例に基づく適正な債権管理はもとより、滞納の未然防止や徴収率の向上のための取組を推進するほか、税外収入においても創意工夫による新たな財源の確保に努められたいと考えております。

歳出につきましては、社会経済情勢の変化により、多様化する行政需要に的確に対応した質の高い住民サービスの提供が必要でございます。サービス提供の主体となる職員の時間外勤務が大幅に増加をしておりまして、時間外勤務手当が前年度から1,022万円増の3,228万円となったところでございます。定期監査においても指摘したところでございますけれども、職員の心身の疲労の蓄積が懸念される状況でございます。労働関係法令の遵守を強く求めるものでございます。その上で、事務の効率化をより一層進めるとともに、定員についても適正化を図られるようにしていただきたいと思います。

次の4ページになりますけれども、令和4年度に判明しました固定資産税、土地ですけれども、の住宅用地特例制度の適用漏れにつきましては、令和5年度においてさらなる調査を実施し、該当者に対する過大徴収税額の還付処理が令和5年度内に完了したと。既にチェック体制を強化する等の再発防止策が講じられているところでありますけれども、税務行政に対する住民の信頼を損なうことのないう関係法令に基づく適正課税に努めていただきたい。

財産の管理等に関する事務に関しまして、普通財産の土地ですけれども、約106万平方メートルのうち約2万9,000平方メートルが未利用地となっております。遊休資産を維持することは行財政運営上望ましいものでないことから、公有財産については未利用財産の処分や有効活用等を積極的に推進されたいと考えております。

最後になりますけれども、令和6年度、7年度は第6次榛東村総合計画の総仕上げの年でございます。計画に示された村の将来像「子どもに夢を みんなに福祉と安心を」が実現されるよう、創意工夫を凝らした施策が展開されることを期待申し上げまして、審査意見とさせていただきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

ただいま議題となっております議案第61号につきましては、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第61号につきましては、議長を除く議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定いたしました。

決算審査特別委員会は正副委員長互選の上、後刻、議長まで報告願います。

暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前11時8分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

決算審査特別委員会は休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に11番清水健一議員、副委員長に7番波多野佐和子議員と決定いたしましたので報告いたします。

ここで委員長に就任いたしました清水議員よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

11番清水健一議員。

〔決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） ただいま決算審査特別委員会委員長を仰せつかりました清水です。決算が令和5年度予算適正に執行されているか、また住民福祉の向上につながっているか、しっかりと審査していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 清水委員長、よろしくお願いいたします。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第61号につきましては、決算審査特別委員会に付託いたします。

◎日程第8 議案第62号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第62号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第62号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

議案書の16ページになります。議案第62号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご覧ください。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付す

ものでございます。

令和5年度決算書、227ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は13億2,674万5,348円で、歳出総額は13億2,542万1,351円でした。歳入歳出差引額は132万3,997円となり、翌年度に繰り越しております。

続いて、228ページをご覧ください。

歳入の説明になります。

1 款国民健康保険税は、医療給付分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの現年度分、滞納繰越分を合わせまして、収入済額 2 億5,899万1,054円、不納欠損額158万6,156円、収入未済額1,490万6,409円となりました。

2 款一部負担金の執行はございませんでした。

3 款使用料及び手数料は、保険税督促手数料の 1 万8,141円でした。

4 款国庫支出金は、出産育児一時金臨時補助金とマイナンバー制度の啓発に係る補助金を合わせまして 5 万9,000円で行いました。

5 款県支出金は、保険給付費等交付金における医療費分の普通交付金と特定健診等負担金分などとしまして交付される特別交付金で 9 億2,298万3,946円となりました。

6 款財産収入は、国民健康保険基金の利子で14万5,756円で行いました。

7 款繰入金は、一般会計からの繰入金と基金繰入金で 1 億2,302万5,162円となりました。

8 款繰越金は、前年度からの繰越金で281万1,494円でした。

9 款諸収入は、一般被保険者からの延滞金や第三者納付金、前年度の精算金などで1,871万795円でした。

以上、歳入合計は13億2,674万5,348円となりました。

続きまして、230ページ、歳出に移ります。

1 款総務費は、国民健康保険事業を管理するための総務管理費、国保税の賦課徴収費用、国保運営協議会の費用などで、合計797万9,492円でした。

2 款保険給付費は、1 項の療養諸費から 5 項の葬祭諸費まで、合計で 8 億9,090万3,706円となりました。

3 款国民健康保険事業費納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、合わせて 3 億9,600万4,067円となりました。

4 款財政安定化基金拠出金の執行はございませんでした。

5 款保健事業費は、生活習慣病重症化予防事業の委託料や特定健康診査、特定保健指導の委託料、人間ドックの助成金など、合わせて1,984万7,325円でした。

6 款基金積立金は155万1,756円でした。

7 款諸支出金は、国保税の過誤納還付金や還付加算金、保険給付費等交付金の償還金などで913万5,005円でした。

8 款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は13億2,542万1,351円となりました。

258ページに財産に関する調書がございます。

財産は、国民健康保険基金で決算書に記載のとおりでございます。

説明は以上となります。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、国民健康保険特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書の62ページになりますけれども、62ページをご覧ください。

62ページからが特別会計になっております。

まず、決算の概要でございますけれども、決算額は歳入13億2,674万円、歳出13億2,542万円で歳入歳出差引額は132万円であり、対前年度比で歳入は6,329万円、歳出は6,180万円とそれぞれ減少しております。

国民健康保険税の収入率はここにある表の一番下の段の一番右端になりますけれども、そこに記載されておりますように98.8%で、対前年度比で1.6ポイント上回っております。

不納欠損額は、この表にありますように158万円で、対前年度では131万円の減となっております。

次の64ページになりますけれども、収入未済金前年度比較の表でございますけれども、その1行目になりますけれども、収入未済額につきましては1,490万円で、対前年度比450万円の減となっております。収入未済額は減少して収入率も前年度を上回っているというところでございます。

次の65ページをご覧ください。

歳出予算の執行率についてですけれども、この表にありますように99.3%で、前年度2.2ポイント上回りました。不用額は953万円で、内訳は主に保険給付費433万円と予備費277万円であります。

次、まためくっていただきまして67ページの表をご覧ください。

表の一番下の行にありますように、保険給付費の合計は前年度から3,849万円減の8億9,090万円でありました。

次の68ページの下段をご覧ください。

予備費の充用ですけれども、6件、1,722万円で、前年度においては充用がなかったため皆増となっております。充用額の内訳につきましては、主に保険給付費の一般被保険者療養給付費1,636万円

であります。また、令和5年度に予算の流用はございませんでした。

ちょっと戻っていただくんですけれども、6ページ、大分戻っていただきますけれども、6ページにお戻りいただきたいと思います。6ページの(1)をご覧ください。

審査意見といたしましては、ここの(1)のところの後段に記載のとおり、公平で公正な税負担の原則の下、適正な債権管理を行うとともに、徹底した滞納整理対策を実施し、さらなる収入率の向上と収入未済金の縮減に努められたいというふうに考えております。

このほか、審査意見の詳細につきましては、2ページから4ページに記載したとおりでございます。以上でございます。

○議長（生方勇二君） 報告は終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第62号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第9 議案第63号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第63号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第63号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明を申し上げます。

議案書は17ページになります。

議案第63号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてをご覧ください。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

令和5年度決算書の259ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額1億7,325万6,946円、歳出総額1億7,325万6,946円、歳入歳出差引額、実質収支額ともに

0円となりました。

続いて、260ページ、歳入の説明となります。

1 款後期高齢者医療保険料は、特別徴収と普通徴収を合わせまして収入済額 1 億3,011万1,120円、収入未済額55万6,129円となりました。

2 款繰入金は、事務費等繰入金、保険基盤安定繰入金、合わせて4,289万1,860円でした。

3 款諸収入は、保険料延滞金、保険料還付金、広域連合からの過年度精算金などで25万3,966円となりました。

以上、歳入合計は 1 億7,325万6,946円となりました。

続きまして、262ページ、歳出に移ります。

1 款総務費は、後期高齢者医療事務を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用などで合計129万5,822円でした。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、事務費負担金、保険料等負担金を合わせまして 1 億7,192万1,024円となりました。

3 款諸支出金は、保険料の過誤納還付金で 4 万100円でした。

4 款予備費の執行はございませんでした。

以上、歳出合計は、歳入と同額の 1 億7,325万6,946円となりました。

説明は以上となります。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書の70ページになりますけれども、審査意見書の70ページをご覧ください。

まずは決算の概要でございますけれども、決算額は歳入 1 億7,325万円で、歳出も同額でございます。対前年度比で歳入、歳出ともに1,822万円増加してございます。

歳入についてですけれども、収入未済額は55万円で、対前年度比で27万円の減となっております。収入率は、ここにある一番上の表の一番下の段の右端になりますけれども、99.7%で、前年度から0.2ポイント上回っております。

次の71ページをご覧ください。

歳出につきましては、歳出予算の執行率は、この一番上の表にありますように99.0%で、前年度を0.1ポイント下回りました。不用額につきましては174万円で、その主な内訳は予備費100万円、それと後期高齢者医療広域連合納付金58万円でございます。

また、令和５年度においては予算の流用及び予備費の充用はありませんでした。

７ページに戻っていただきます。すみません、ちょっと飛んでしまっただけで申し訳ないですが、７ページに戻っていただきまして、この７ページの上から５行目からをご覧ください。７ページの上から５行目ですね。

審査意見といたしましてはここに記載のとおり、収入未済額は減少したが、今後も保険料負担の公平性を確保するために適正な債権管理を行い、収入率の向上と収入未済額の縮減を図りたいというふうに考えております。

このほか、審査意見の詳細につきましては、２ページから４ページに記載したとおりでございます。以上でございます。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第63号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第１０ 議案第６４号 令和５年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第64号 令和５年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） それでは、議案第64号 令和５年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

議案書は18ページになります。

議案第64号 令和５年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてをご覧ください。

本議案は、地方自治法第233条第３項の規定に基づきまして、監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

令和５年度決算書、273ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は12億5,215万6,569円、歳出総額は12億4,018万7,868円で、歳入歳出差引額は1,196万

8,701円となり、翌年度へ繰り越しています。

続いて、274ページ、歳入の説明となります。

1 款保険料は、65歳以上の第1号被保険者分の介護保険料となります。特別徴収、普通徴収を合わせまして収入済額2億8,732万8,615円、不納欠損額19万20円、収入未済額108万7,859円となりました。

2 款国庫支出金は、介護給付費に対する法定の負担金や介護予防事業の取組状況などにより交付される交付金などで、合わせて2億5,351万9,975円が交付されました。

3 款支払基金交付金は、介護給付費等に対して一定割合で交付される交付金で3億1,684万円が交付されております。

4 款県支出金も、介護給付費等に対する県の法定による負担金や補助金で1億7,695万9,000円でした。

5 款介護予防支援費は、地域包括支援センターが行った介護予防支援に対する報酬で676万440円でした。

6 款財産収入は、介護給付費等準備基金の利子で1万1,418円でした。

7 款繰入金は、一般会計からの繰入金と基金繰入金で1億9,552万8,848円となりました。

8 款繰越金は、前年度からの繰越金で1,438万777円でした。

9 款諸収入は、被保険者延滞金や共同設置している介護認定審査会の精算金などで82万7,496円でした。

以上、歳入合計は12億5,215万6,569円となりました。

続きまして、276ページ、歳出に移ります。

1 款総務費は、介護保険事業を管理するための総務管理費、保険料の賦課徴収費用、介護認定調査、介護認定審査会の費用などで合計2,418万5,624円でありました。

2 款保険給付費は、1 項の介護サービス等諸費から6 項のその他諸費まで合計で11億3,141万1,106円となりました。

3 款地域支援事業は、介護予防に関する事業が主となっておりまして4,515万7,087円となりました。

4 款基金積立金は720万2,418円でありました。

5 款諸支出金は、国や県、支払基金に対する前年度精算還付金のほか、一般会計への繰出金などで3,223万1,633円となりました。

6 款予備費の執行はありませんでした。

以上、歳出合計は12億4,018万7,868円となりました。

308ページに財産に関する調書がございます。

財産は、介護給付費準備基金と物品で決算書に記載のとおりですので、ご覧ください。

説明は以上となります。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、介護保険特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書では72ページになります。72ページをご覧ください。

72ページに記載のとおり、まずは決算の概要でございますけれども、決算額は歳入12億5,215万円、歳出12億4,018万円で、歳入歳出差引額は1,196万円でありまして、対前年度比では歳入は562万円、歳出は804万円、それぞれ増加をしております。

歳入につきましては、ここの表の一番上の行にありますように介護保険料の不納欠損額ですけれども、19万円で、対前年度比5万円の減、収入未済額は108万円で、対前年度比42万円の減となっております。

表の一番下の行の右端でございますように、収入率は99.9%で、対前年度比で0.1ポイント上回っております。前年度に引き続き収入未済額は減少し、収入率も向上しております。

73ページをご覧ください。

下のほうの表にありますように、歳出予算の執行率につきましては96.7%で、前年度を0.3ポイント下回りました。不用額は4,235万円で、その主な内容は保険給付費2,689万円と予備費1,000万円でございます。

次の74ページの表をご覧ください。

2行目の保険給付費につきましては、前年度から329万円増の11億3,141万円でありました。

また、令和5年度においては予算の流用及び予備費充用はありませんでした。

7ページに戻っていただけますでしょうか。7ページです。

7ページの（3）でございますけれども、7ページの（3）にございますように、審査意見といたしましては、ここの（3）の後段に記載のとおり、保険料は消滅時効が2年と短いことから、期限内納付の徹底及び徴収対策を継続し、未納者への催告等により収入未済額の縮減を図られたい。また、不納欠損処分についても引き続き慎重かつ厳正に取り扱うことというふうに考えてございます。

そのほか、審査意見の詳細につきましては、2ページから4ページに記載したとおりでございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第64号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第 1 1 議案第 6 5 号 令和 5 年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第65号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第65号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

議案書の19ページをご覧ください。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

決算書309ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 1 億3,214万8,582円、2、歳出総額 1 億3,186万9,285円、歳入歳出差引額27万9,297円、実質収支額同額27万9,297円でございます。

決算書310ページ、311ページをご覧ください。

歳入でございます。

311ページ、収入済額から説明をさせていただきます。

1、事業収入、収入済額5,699万2,800円。

第1款事業収入、こちらは児童生徒、教職員等の給食費でございます。

第2款使用料及び手数料7,500円。

3款繰入金、一般会計からの繰入金で7,472万9,698円。

4款繰越金 8 万617円。

5款諸収入、消費税還付金等でございますが、33万7,967円。

歳入合計 1 億3,214万8,582円となっております。

続きまして、312ページ、313ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、こちらは給食センター等の維持管理費等に充てられるものでございますが、5,713万2,081円。

2款賄い材料費で充当するものでございます。7473万7,204円。

3款予備費0円。

歳出合計1億3,186万9,285円となっております。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、学校給食事業特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書では75ページになります。75ページをご覧ください。

まずは決算の概要でございますけれども、決算額は歳入1億3,214万円、歳出1億3,186万円で、歳入歳出差引額は27万円でありまして、対前年度比では歳入は361万円、歳出は341万円、それぞれ増加をしております。

歳入につきましては、ここの一番上の表の一番下の行の一番右端になるんですが、収入率につきましては、前年度と同じ98.4%でありました。収入未済額はここにありますように208万円で、対前年度比で1.9%の増となりました。

次の76ページの真ん中の表をご覧ください。

歳出予算ですが、歳出予算の執行率は前年度と同じ95.3%でございました。不用額は646万円で、内訳は主に総務費455万円及び予備費126万円でございます。

77ページをご覧ください。

予備費の充用は3件、24万円で、前年度比22万円の増となっております。

それで7ページにまた戻っていただきたいと思います。飛んでしまって申し訳ないんですが、7ページをお願いいたします。

7ページの（4）でございますけれども、審査意見といたしましては、ここの（4）後段に記載のとおりでございまして、適正な債権管理を行い、収入率の向上と収入未済額の縮減を図られたいというふうに考えております。

このほか、審査意見の詳細につきましては、2ページから4ページに記載したとおりでございます。以上でございます。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第65号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



◎日程第 1 2 議案第 6 6 号 令和 5 年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出 決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第12、議案第66号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出
決算の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第66号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出
決算の認定について説明を申し上げます。

議案書の20ページをご覧ください。

本議案は、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する
ものでございます。

それでは、決算書により説明させていただきます。

決算書の321ページをご覧ください。

実質収支に関する調書です。

1、歳入総額3,373万1,995円、2、歳出総額3,092万8,856円、3、歳入歳出差引額280万3,139円、
5、実質収支額同額の280万3,139円となっております。

次に、決算書322、323ページをご覧ください。

収入でございます。

1 款事業収入、収入済額3,338万2,040円は売電収入でございます。

2 款財産収入、収入済額1,507円は基金運用利子でございます。

3 款繰越金、収入済額22万2,058円は前年度繰越金でございます。

4 款諸収入、収入済額12万6,390円は公有財産損害保険金でございます。

歳入合計、収入済額3,373万1,995円となっております。

次に、決算書324、325ページをご覧ください。

歳出でございます。

1 款総務費、支出済額2,605万2,746円は基金積立金、消費税、一般会計繰出金などがございます。

2 款管理費、支出済額487万6,110円は施設管理委託料、借地料などがございます。

歳出合計、支出済額3,092万8,856円となっております。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

審査意見書では78ページになります。78ページをご覧ください。

まずは、決算の概要でございますけれども、決算額は歳入3,373万円、歳出3,092万円で、歳入歳出の差引額は280万円でありまして、対前年度比で歳入は208万円、歳出は466万円、それぞれ減少をしております。

次に79ページをご覧ください。

中ほどの表にございますように、歳出予算の執行率につきましては95.8%で、前年度を3.9ポイント下回りました。不用額は134万円で、内訳は総務費126万円及び管理費8万円でございます。予算の流用は1件、1,000円で行いました。

7ページに戻っていただきまして、申し訳ありません、7ページに戻ってください。

7ページに戻っていただきまして、7ページの下から3行目からになりますけれども、審査意見といたしましては、ここに記載のとおり、榛東村太陽光発電所及び榛東村第2太陽光発電所は開設から10年が経過していることから、適切に維持管理を行い、経年による変化を最小限度にとどめられたいというふうに考えております。

このほか、審査意見の詳細につきましては、2ページから4ページに記載したとおりでございます。以上でございます。

○議長（生方勇二君） 報告は終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第66号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第13 議案第67号 令和5年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第13、議案第67号 令和5年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第67号 令和5年度上水道事業会計決算の認定について説明申し上げます。

議案書21ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書331ページをご覧ください。

事業報告でございます。

1、概況の（1）総括、（2）経営指標に関する事項は記載のとおりでございます。

332ページをご覧ください。

（3）議会議決事項、（4）行政官庁認可等事項、（5）職員に関する事項、2、工事の部分は記載のとおりでございます。

333ページをご覧ください。

中ほどの3、業務でございます。

（1）業務量の（イ）事業内容の主な項目を説明いたします。

給水人口は1万4,541人で、前年度と比較しますと11人の減、給水件数6,055件、前年度と比較すると20件の増でした。

表の右に移っていただきまして、総有収水量165万8,342立米、前年度と比較すると2万6,016立米の増となっております。また、総有取水量165万8,342立米を総排水量230万7,121立米で割り返したものが、331ページをご覧ください。331ページの（2）の経営指標に関する事項の表の下から3番目の有収率71.88%の根拠となります。こちらは令和5年度の数値でございますけれども、令和4年度、隣のところですが、73.82%、令和3年度は77.51%でございました。残念ながら、令和5年度においては有収率を上昇させることができませんでした。日々漏水調査、漏水工事を着実にを行った上で、長期計画に基づく老朽管更新を行いまして、引き続き有収率の改善を図る所存でございます。

333ページに戻っていただきまして、下段の（2）事業収支に関する事項、また334ページ、（3）議会の議決を経なければ流用することのできない経費、（4）棚卸資産の購入に関する事項、こちらも記載のとおりでございます。棚卸資産とは水道の量水器でございます。

続いて、4、会計ですが、（1）重要契約の要旨は記載のとおりでございます。

（2）企業債及び一時借入金の場合は記載のとおりでございます。企業債の本年度末残高は、合計で2億9,405万7,441円で、前年度と比較して411万1,125円の減となりました。

335ページをご覧ください。

令和5年度榛東村上水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出のうち、収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1款水道事業収益、決算額3億1,237万9,000円、前年度と比較して358万7,302円の減、増減比1.1%の減でした。

続いて、下段の支出でございます。

第1款水道事業費用、決算額2億7,639万6,772円、前年度と比較して608万3,001円の増、増減比2.3%の増でした。

続きまして、336ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1款資本的収入、決算額3,863万1,781円、前年度と比較して4,035万8,219円の減、増減費51.1%の減でした。

下段、支出でございます。

第1款資本的支出、決算額1億503万7,155円、前年度と比較して1,201万4,827円の減、増減比10.3%の減でございました。

なお、表の下段に記載しておりますとおり、資本的収入額が資本的支出額に不足する額6,640万5,374円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額561万6,041円及び過年度分損益勘定留保資金6,078万9,333円をもちまして補填しております。

337ページをご覧ください。

損益計算書、令和5年4月から令和6年3月までのものです。

下から4行目、2,998万1,967円、こちらが当年度純利益です。一番下の行、当年度末未処分利益剰余金も同額でございます。

338ページをご覧ください。

剰余金計算書でございます。こちらは説明を省略させていただきます。

339ページをご覧ください。

令和6年3月31日付貸借対照表でございます。最後の行、固定資産及び流動資産を合わせた資産合計は、34億3,145万6,976円です。

340ページをご覧ください。

負債の部では、負債合計16億306万3,484円です。

341ページをご覧ください。

資本の部で、下から2行目、資本合計は18億2,839万3,492円で、負債資本合計は34億3,145万6,976円となっております。

342ページ、343ページは、重要な会計方針に係る事項に関する注記等でございます。

344ページ、キャッシュフロー計算書でございます。

345ページから347ページは、収益費用明細書でございます。

348ページ、349ページは、資本的収入支出明細書でございます。

350ページ、351ページは、企業債明細書です。

352ページが固定資産明細書でございます。いずれも説明は省略させていただきます。

以上で、令和5年度榛東村上水道事業会計決算の認定について説明とさせていただきます。慎重審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、上水道事業会計決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

申し訳ありませんが、着座にて説明をさせていただきます。

令和5年度榛東村公営企業会計決算審査意見書、こちらをお開きください。

まず、1ページをお願いいたします。

第2、審査の概要の2、審査の対象につきましては、令和5年度榛東村上水道事業会計及び下水道事業会計について審査を実施いたしました。

3の審査の着眼点につきましては、決算書類が地方公営企業法等に準拠して調製されているか、計数は正確か、併せて本事業が企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するという地方公営企業法第3条の基本原則にのっとり運営されているかを主眼といたしました。

4の審査の主な実施内容ですが、提出された決算諸表が関係法令に基づいて作成され、かつ企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているか否かを会計帳簿及び証拠書類と照合するとともに、必要に応じて関係職員から内容を聴取して実施いたしました。また、例月現金出納検査結果及び定期監査結果についても、本審査の参考といたしました。

審査の期間でございますが、令和6年7月25日から8月6日まで実施いたしました。また、8月1日には現地踏査を実施いたしました。

2ページをご覧ください。

次に、第3、審査の結果であります。企業会計の決算報告書、財務諸表等は計数は正確で、関係法令に適合し、経営成績及び財政状態を適切に表示しているものと認めました。

次に、第4、審査意見でございますけれども、2ページの1、上水道事業会計をご覧ください。

令和5年度末における給水人口は1万4,541人で、対前年度比11人の減、給水戸数は6,055戸で、対前年度比20戸の増となりました。年間送排水量は230万7,121立方メートルで、対前年度比9万5,761

立方メートルの増となったものの、年間総無効水量が64万8,779立方メートルで、対前年度比6万9,745立方メートルの増となっております。年間総有収水量は165万8,342立方メートルで、前年度比2万6,016立方メートルの増となりました。これらの結果、有収率は71.9%となり、前年度比1.9ポイント下回っております。有収率につきましては、令和2年度の77.8%から3年連続で減少を続けておりまして、前年度同規模団体平均でいいますと78.8%、それから第6次榛東村総合計画に掲げた目標値の82.0%と大きく乖離をしております、有収率の向上は健全経営の根幹をなすものでありまして、計画的に対策を講じる必要があるというふうに考えております。

経営成績に関しまして、収益面では水道加入金等の営業外収益が対前年度比64万円の増となりましたが、水道料金である給水収益等が減少したことから、営業収益は対前年度比256万円の減となっております。総収益は対前年度比191万円の減となり、2億9,315万円となっております。

費用面では企業債償還利息等の営業外費用が対前年度比66万円の増、原水及び浄水費、排水及び給水費等の営業費用が対前年度比661万円の増となっており、総費用は対前年度比705万円の増となり、2億6,316万円となっております。この結果、当年度純利益は2,998万円となり、対前年度比897万円の減となっております。

経営成績については、経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す経常収支比率が若干下降しているものの、財政状態につきましては、自己資本構成比率及び固定資産対長期資本比率が良好な状態を保っております。

水道は住民生活に必要な不可欠なライフラインであることから、安定したサービスを継続して提供していくためには、バックキャストの視点に立った徹底した経営の効率化を図ることが求められます。そのために、令和6年3月に策定されました榛東村水道ビジョンで設定した基本理念「安全安心な水をいつでも、どこでも、いつまでも」を達成するために必要な施策の具体的な中長期計画を立て、その進捗状況を適切に評価、管理していただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 報告は終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第67号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時4分休憩

午後0時5分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第68号 令和5年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（生方勇二君） 日程第14、議案第68号 令和5年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第68号 令和5年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について説明申し上げます。

議案書22ページをご覧ください。

令和5年度榛東村上水道事業会計において発生した剰余金2,998万1,967円を減債積立金として処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料22ページをご覧ください。

5年度末の記載の剰余金を積立処分するものでございます。

23ページをご覧ください。

剰余金処分計算書でございます。表の右側にある未処分利益剰余金を左側の減債積立金に移行する形となります。結果として、処分後の残高を7,998万1,967円としようとするものです。

以上で、令和5年度榛東村上水道事業会計剰余金処分について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第68号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第15 議案第69号 令和5年度榛東村下水道事業会計決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第69号 令和5年度榛東村下水道事業会計決算の認定について

てを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第69号 令和5年度榛東村下水道事業会計決算の認定について説明申し上げます。

議案書23ページをご覧ください。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて議会の認定にするものでございます。

それでは、決算書353ページをご覧ください。

事業報告書でございます。

令和3年度までの公共下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計を引き継ぎ、令和4年度に設置した下水道公営企業会計として2回目の決算認定でございます。

まず、1、概況の（1）総括事項ですが、記載のとおりでございます。

それでは、（2）経営指標に関する事項でございます。こちらの記載のとおりでございます。

（3）議会議決事項は記載のとおりでございます。

354ページをご覧ください。

（4）行政官庁認可等事項、（5）職員に関する事項、2、工事の部分も記載のとおりでございます。

3、業務を説明いたします。

（1）の業務量、（イ）公共下水道、（ロ）農業集落排水のところでございます。共に水洗化率戸数が伸びております。令和5年度中に水洗化いただいた戸数は、公共の44戸、農集の22戸、合計で66戸でした。また、年間処理水量及び1日平均処理水量とも、昨年度と比較して増加しております。

（ハ）汚水処理人口普及率は、人口当たりの普及率を表しております。国では国土交通省所管の公共下水道、農林水産省所管の農業集落排水、環境省所管の合併浄化槽の3施設を汚水処理人口に合わせるよう指導をしております。本村の人口に対して96.41%までが汚水処理が普及しているといった数値になっております

（ニ）流域下水道の概要です。記載の建設負担金及び維持管理負担金を支出しております。

356ページをご覧ください。

（2）事業収支、（3）議会の議決を経なければ流用することのできない経費、（4）棚卸資産の購入に関する事項は記載のとおりでございます。

続いて、4、会計ですが、（1）重要契約の要旨は該当ありません。

（2）企業債及び一時借入金の概況は記載のとおりでございます。企業債の本年度末の残高は、合

計で30億1,997万1,838円で、昨年度と比較して1億9,410万8,033円の減となりました。

357ページをご覧ください。

榛東村下水道事業決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出のうち収入でございます。款の合計、決算額のみ申し上げます。

1 款下水道事業収益、決算額4億6,190万949円、前年度と比較して7,688万4,929円の減、増減比14.3%の減でした。

続いて、下段の支出でございます。

第1 款下水道事業費用、決算額3億7,917万1,804円、前年と比較して2,718万8,343円の減、増減比6.7%の減でした。

続きまして、358ページをご覧ください。

(2) 資本的収入及び支出のうち収入でございます。同じく款の合計、決算額のみ申し上げます。

第1 款資本的収入、決算額2億9,767万1,000円で、前年度と比較して6,848万3,000円の増、増減比29.9%の増でした。

下段の支出でございます。

1 款資本的支出、決算額3億5,369万2,554円、前年度と比較して348万333円の減、増減比1%の減でした。

なお、表の下段に記載しておりますとおり、資本的収入が資本的支出に不足する額5,602万1,554円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額931万8,222円及び当年度末処分利益剰余金4,670万3,332円で補填をしております。

359ページをご覧ください。

損益計算書、令和5年4月から令和6年3月までのものです。

下から3行目、8,628万9,464円、こちらが当年度純利益です。一番下の行、当年度末処分利益剰余金も同額でございます。

360ページをご覧ください。

剰余金計算書でございます。説明は省略をさせていただきます。

361ページをご覧ください。

令和6年3月31日付の貸借対照表でございます。最後の行、固定資産及び流動資産を合わせた資産合計は、82億79万1,759円です。

362ページをご覧ください。

負債の部では、負債合計71億8,654万7,955円です。

続いて、363ページをご覧ください。

資本の部では、下から2行目、資本合計10億1,424万3,804円で、負債資本合計、その下です。82億79万1,759円となっております。

364ページ、365ページをご覧ください。

重要な会計方針に係る事項に関する注記等でございます。

366ページは、キャッシュフロー計算書でございます。

367ページから369ページは、収益費用明細書、370ページ、71ページは資本的収入支出明細書です。

372ページから381ページまでは、企業債明細書です。

382ページ、383ページは、固定資産明細書でございます。いずれも説明は省略をさせていただきます。

以上で、令和5年度榛東村下水道事業会計決算の認定について説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、認定くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

次に、代表監査委員より決算審査意見の報告を求めます。

石坂代表監査委員。

〔代表監査委員 石坂郁夫君発言〕

○代表監査委員（石坂郁夫君） それでは、下水道事業会計決算に係る審査意見の概要を申し上げます。

申し訳ございませんが、着座にて説明をさせていただきます。

令和5年度榛東村公営企業会計決算審査意見書をお開きください。

まず、1ページからの第2、審査の概要及び第3、審査の結果につきましては、先ほど上水道事業会議の際にご説明した内容と同じでございます。

次に、第4、審査意見についてでございますけれども、3ページの2、下水道事業会計をご覧ください。

令和5年度末における処理区域内人口は1万1,729人で、対前年度比128人の増となっており、人口普及率は前年度から0.9ポイント増の80.6%となりました。また、水洗化人口は9,126人で、率は77.8%となり、対前年度比で0.5ポイント上回ったところでございます。年間総処理水量は86万9,880立方メートルで、対前年度比8,875立方メートルの増となっております。

収益面では、下水道事業等使用料が対前年度比118万円の増となりましたが、営業外収益が大きく減となったことから、総収益は対前年度比1億3,234万円の減となりました。費用面では、営業費用及び営業外費用ともに減となり、総費用は対前年度比1,889万円の減となっております。公債費、建設費、減価償却費等に充てるために、一般会計から4億8,346万円の補助金等を受け、その内訳は3億5,358万円が繰入基準内の公債費及び建設費に充てられ、1億2,987万円が繰入基準外で減価償却費及びその他の事業費に充てられたものでございます。一般会計も厳しい財政状況が続いていることから、基準外繰入の圧縮が求められているところでございます。

今後の事業運営に当たりましては、地方公営企業法第3条の趣旨に従い、経費全般について節減、

合理化を推進するなど経済性を高めるとともに、次の事項に留意し、安定した企業経営に努めていただきたいと思います。

公共下水道事業は、使用料収益が多少の増減はあるものの横ばい状態となっております。こうした中、今後は耐用年数を超過する管路が発生し、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、計画的に点検調査及び修繕を行うことが必要となっております。

農業集落排水事業につきましては、使用料で回収すべき経費がどの程度使用料で賄われているかを示します経費回収率が18.8%と極めて低い状況でございます。こうした中、今後は耐用年数を超過する施設が発生するとともに、施設の本格的な更新時期を迎え、財政運営上の影響が大きくなると見込まれることから、ライフサイクルコストの最小化を目指し、計画的に点検調査及び修繕改築を行うなど、ストックマネジメント計画を策定し、施設の長寿命化や事業費の平準化に努めることが求められます。さらに、農林水産省が進める維持管理適正化計画の作成に向けた調査に早期に着手するとともに、ダウンサイジングによる施設の最適化など、最も経済的で効率的な手法等について調査研究を行う必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第69号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第16 議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について説明申し上げます。

議案書24ページをご覧ください。

令和5年度榛東村下水道事業会計において発生した剰余金8,628万9,464円を減債積立金として処分

することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料24ページをご覧ください。

5年度末の記載の剰余金を処分するものでございます。

25ページをご覧ください。

剰余金処分計算書でございます。表の右側にある未処分利益剰余金を左側の減債積立金に移行する形となります。結果として、処分後の残高、同額です。8,628万9,464円としようとするものでございます。

以上で、榛東村下水道事業会計剰余金の処分について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第70号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。



◎日程第17 報告第6号 令和5年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について

◎日程第18 報告第7号 令和5年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率について

○議長（生方勇二君） 日程第17、報告第6号 令和5年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率について及び日程第18、報告第7号 令和5年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率についてにつきましては、関連がございますので一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第17及び日程第18を一括議題といたします。

内容の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 報告第6号 令和5年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率についてご報告申し上げます。

議案書25ページをご覧ください。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく榛東村の健全化判断比率を別冊のとおり監査委員の意見をつけて報告するものです。

中ほどの表をご覧ください。

初めに、実質赤字比率とは、福祉、教育、まちづくりなど市町村の行政事務本体における赤字の程度を示す指標であります。また、この比率は普通会計で求めるものでして、本村においては一般会計と学校給食事業特別会計の合算の実質収支が赤字の場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率で表します。結果として、いずれも黒字、またはゼロでありまして、赤字は生じていないことから、比率は算出されず、ハイフン表示、該当なしとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、この比率は本村の全ての会計の収支額の合計が赤字となった場合、その赤字額の標準財政規模に対する比率を示すことになっていきます。令和5年度の全会計における実質収支額はいずれも黒字、またはゼロとなりましたので、こちらも赤字は生じておらず、ハイフン表示、該当なしとなりました。

続いて、実質公債費比率でございます。この比率は、一般会計が支出した公債費はもちろんのこと、繰出金等を用いて一般会計等が実質的に負担した全会計の公債費、特別会計、公営企業会計、一部事務組合会計とを算出し、標準財政規模に対する比率となっております。また、過去3か年の平均値で表すことになっており、記載のとおり6.7%となっており、昨年度よりも1.0ポイント改善されました。これは令和5年度の起債償還費の減によるところが大きいと思います。

最後の将来負担比率であります。こちらは将来負担すべき実質的な負債額から充当可能な基金の残高などを差し引いた額の標準財政規模に対する比率であります。こちらも負担額を上回る充当可能基金等があるので、数値は算出されず、ハイフン表示、該当なしとなっております。

以上の一つでも表に示す早期健全化基準以上の数値となった場合には、議会の議決を経て財政健全化計画を定めることとされております。

報告第6号についての説明は以上でございます。

続きまして、報告第7号 令和5年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率についてご報告申し上げます。

議案書26ページでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和5年度決算に基づく榛東村の公営企業における資金不足比率を別冊のとおり、監査委員の意見をつけて報告をするものです。

中ほどの表をご覧ください。

この比率は、各公営企業の資金不足額の事業の規模に対する割合であります。対象となる会計は、上水道事業会計、下水道事業会計、太陽光発電事業特別会計の3事業でございます。いずれの会計も資金不足は生じておりませんので、数値は算出されず、ハイフン表示、該当なしとなっております。

報告第7号についての説明は以上でございます。6号、7号ともに慎重ご審議の上、ご承認くださ

いますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

報告第6号及び報告第7号について質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告のみといたします。

ここで昼食休憩といたします。再開を1時45分といたします。

午後0時31分休憩

午後1時45分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◇

◎日程第19 議案第71号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第19、議案第71号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 議案第71号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第2号）を提案説明いたします。

議案書27ページでございます。

今回の補正予算につきましては、法令や制度改正等による緊急かつやむを得ないものなど、当初予算編成後に生じた事案により所要の補正を行ったものであります。

議案書27ページ、令和6年度一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,933万8,000円を追加し、総額をそれぞれ99億6,900万6,000円としようとするものです。

第2項では、補正の款項の区分、補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

続いて、第2条では、第2表債務負担行為補正を、第3条では、第3表地方債補正を行おうとするものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

それでは、参考資料28ページから主な補正事項を説明してまいります。

歳入から申し上げます。なお、金額は説明ベースでございます。

11款 1 項定額減税減収補填特例交付金6,902万5,000円、国の交付決定によるものでございます。

12款 1 項普通交付税3,083万2,000円、国の交付決定により増となっております。

16款 2 項新型コロナ定期接種ワクチン助成金2,079万1,000円、後ほど説明いたします歳出、保健衛生費の予防費の増に伴います国庫補助金です。

16款 2 項学校施設環境改善交付金641万6,000円、こちらは南小学校整備事業に係る国庫補助金でございます。

20款 1 項財政調整基金繰入金4,501万8,000円の減、これは今回補正により財政調整基金の繰入金歳入をマイナスしようとするものでございます。

21款 1 項前年度繰越金 1 億454万9,000円、前年度繰越金の確定に伴います増額補正です。なお、当初予算では 1 億2,000万円を計上しておりますので、補正後は 2 億2,454万9,000円となります。これは令和 5 年度決算書の 5 ページの 5、実質収支額とリンクするものです。

22款 4 項公有財産補償費384万1,000円、県施行の南新井前橋線バイパス工事に伴います10区地内の防火水槽に係る公有財産の補償費です。

23款 1 項学校教育施設等整備事業債1,220万円、南小学校長寿命化工事及び施工管理委託の増に伴います起債増でございます。

続きまして、歳出です。

こちら参考資料28、29ページを基に主な補正事項を説明してまいります。なお、金額は事務事業ベースでございます。

2 款 1 項財政調整基金費5,356万5,000円、全て積立金歳出でして、内訳としては財政調整基金の積立金5,300万円と基金利子の積立金56万5,000円となっております。また、こちらの財政調整基金積立金は、補正前は6,000万円でしたので、補正後は 1 億1,300万円となります。

先ほど説明いたしました歳入、21款 1 項前年度繰越金の 2 億2,454万9,000円を一旦歳入として受け入れまして、地方財政法の規定によりその 2 分の 1 を下らない金額を財政調整基金に積み立てようとするものでございます。

続いて、3 款 1 項住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業556万円、こちらは前回補正で説明いたしました住民税非課税世帯等給付金について、扶養人数が確定したことから、増額補正をお願いするものです。

3 款 2 項地域子育て支援事業522万5,000円、こちらは子育て支援事業の無償化負担金のうち、児童数の増加に伴いますものが240万円、令和 5 年度に概算払いを受けた子ども・子育て支援交付金の実績に伴います国県精算還付金が282万5,000円となっています。

3 款 2 項児童保育費4,185万9,000円の子どものための教育・保育給付金の実績に伴います国県精算

還付金がほとんどを占めます。

4款1項予防費一般経費3,833万5,000円ですが、新型コロナワクチン定期接種開始に伴う医療機関委託料が3,500万、この定期接種の対象外で中学3年生、高校3年生のいわゆる受験生に対する接種費用の補助金が80万円、県外医療機関が7万円、また、令和5年度の感染症予防事業費、新型コロナワクチン接種対策補助金の精算に伴います国費の精算還付金等が246万5,000円となっております。

6款1項農業用水維持管理費3,799万4,000円ですが、こちらは令和6年度当初では新井揚水機場の流量計更新工事を予定していたものですが、これを今年度はやめさせていただきまして、その代わりに今年7月に長岡揚水機場の3台ある取水ポンプのうち1台が故障したため、その更新工事に充てさせていただきたいというものでございます。工事請負費3,799万4,000円は、先ほどの歳入の20款1項の農業用水維持管理基金繰入金を全額財源とするものです。

8款5項空き家等対策事業100万円、これは空き家等対策補助金に係る増です。当初計上していた300万円がほぼ執行見込みとなったことから、今後の補助金申請に対応し、移住・定住促進を途切れなく進めるためのものです。

9款1項消防施設一般経費106万3,000円、歳入でも申し上げましたが、南新井前橋線バイパス工事に伴います10区地内の消火栓設備の村工事費でございます。

10款2項小学校整備事業1,924万8,000円、南小学校非常放送設備等の更新に係る施工管理委託料及び工事請負費でございます。

また、議案参考資料29ページの中ほどで債務負担行為を追加するものです。

最初に、環境衛生対策一般経費のごみ袋製造卸業務委託について、期間は令和7年度までとし、限度額を2,196万9,000円とするものです。

2番目、複合施設整備事業の防災中枢機能施設設備品購入事業を令和7年度まで、限度額を1億3,140万円とするものです。

最後に、小学校整備事業の南小学校長寿命化改良工事追加分を令和7年度まで、限度額1,283万2,000円とするものです。なお、参考資料54ページに債務負担行為の支出予定額調書を添付しておりますので、後ほどご覧ください。

参考資料29ページに戻ります。

地方債を次のとおり変更するものです。

臨時財政対策債を2,800万円から1,352万7,000円に変更します。学校教育施設等整備事業債を8,300万円から9,520万円に変更しようとするものです。

以上、雑ぱくではございますが、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。
質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第71号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第20 議案第72号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算 （第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第20、議案第72号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第72号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、説明を申し上げます。

議案書は34ページになりますが、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の55ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ530万4,000円追加し、総額をそれぞれ12億8,221万4,000円とするものでございます。

議案参考資料の58ページをご覧ください。

初めに、歳入です。

5款1項1目保険給付費等交付金、補正額36万3,000円の減です。これは特定健診負担金分として、令和5年度追加交付分及び令和6年度交付見込みを減額するものです。

7款1項1目一般会計繰入金、補正額52万6,000円の増額ですが、事務費の増加によるものでございます。

7款2項1目国民健康保険基金繰入金、補正額29万7,000円の減額ですが、これは財源調整によるものです。

8款1項1目繰越金、補正額132万2,000円の増額ですが、令和5年度決算確定により増額するものです。

9款2項4目雑入、補正額411万6,000円の増額ですが、令和6年2月診療分、療養給付費分として概算交付された保険給付費等の精算に伴い増額するものです。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料60ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目一般管理費、補正額52万6,000円の増額ですが、令和15年度の国保税統一に向けまして、歳出に係る各事業の統一を図るために、今年度から当該事業の実施が必須となったことにより、増額するものです。

5 款 2 項 1 目特定健康診査等事業費ですが、財源内訳を県支出金から一般財源へ36万3,000円変更するものです。

6 款 1 項 1 目国民健康保険基金積立金66万1,000円の増額ですが、地方財政法第7条の規定に基づき、決算余剰金の2分の1を下回らない額を積み立てようとするものです。

7 款 1 項 3 目保険給付費等交付金償還金ですが、令和6年2月診療分、療養給付費分として概算交付された保険給付費等の精算に伴い、増額するものです。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第72号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第21 議案第73号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第21、議案第73号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第73号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、説明を申し上げます。

議案書は37ページ、議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の62ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出をそれぞれ2,846万5,000円追加し、総額をそれぞれ13億3,470万8,000円とするものでございます。

議案参考資料の65ページをお願いいたします。

初めに歳入ですが、2款1項国庫負担金、補正額3,000円の減額です。これは保険給付費の返納に伴うものです。

2款2項国庫補助金、補正額2万3,000円の増額ですが、地域支援事業費の増額に伴うものです。

3款1項支払基金交付金、補正額5,000円の減額ですが、給付費の返納に伴うものです。

同様に、給付費の返納により、4款1項県負担金、補正額2,000円の減額となります。

次のページでして、4款2項県補助金、補正額1万1,000円の増額ですが、地域支援事業費の増額に伴うものでございます。

4款1項一般会計繰入金、補正額71万5,000円の減額ですが、給付費の返納及び令和5年度の渋川地域介護認定審査会共同設置負担金・精算金の増額に伴う当該繰入金の減額、地域支援事業費の増額に伴うものでございます。

7款2項基金繰入金、補正額1,629万7,000円の増額ですが、歳出の増額補正に伴い、当該繰入金を増額するものです。

8款1項繰越金、補正額1,196万7,000円の増額ですが、令和5年度からの繰越金です。

9款2項雑入、補正額89万2,000円の増額ですが、監査資料による過誤請求の返納金が発生したこと及び渋川地域介護認定審査会共同設置負担金事業額の確定見込みに伴い、増額するものです。

続きまして、歳出になります。

議案参考資料の68ページをご覧ください。

1款3項介護認定審査会費ですが、財源内訳を一般会計繰入金から一般財源へ72万5,000円変更するものです。

2款1項介護サービス費等諸費についても、財源内訳の変更によりまして、国・県支出金、一般会計繰入金などから一般財源へ8,000円変更するものです。

同様に、2款3項高額介護サービス費等についても、4,000円財源内訳を変更するものです。

3款3項包括等支援事業、任意事業費補正額6万円の増額ですが、介護予防支援請求事務に使用しているソフトの更新により、増額するものです。

4款1項基金積立金598万4,000円の増額ですが、決算余剰金の2分の1を下回らない額を積み立てようとするものです。

5款1項償還金及び還付金、補正額2,242万1,000円ですが、令和5年度中に交付を受けました国や県、支払基金からの各種交付金等の精算還付金に伴いまして、増額するものです。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第73号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。



**◎日程第 2 2 議案第 7 4 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 1 号) について**

○議長（生方勇二君） 日程第22、議案第74号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 1 号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

湯澤学校教育課長。

〔学校教育課長 湯澤知佐子君発言〕

○学校教育課長（湯澤知佐子君） 議案第74号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第 1 号) のご説明を申し上げます。

議案書は40ページでございます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ177万9,000円を減額し、総額を1億4,613万1,000円とするもので
ございます。

議案参考資料71ページをご確認いただきながら、ご説明をさせていただきたいと思います。

まず、歳入予算の内訳でございますが、第3款1項一般会計繰入金205万7,000円の減額、4款1項
繰越金27万8,000円の増額でございます。歳出予算の内訳は、2款1項事業費177万9,000円の減額と
なります。

72ページをご確認いただきたいと思います。

歳入でございます。

歳入のうち、3款繰入金につきましては、現在の提供者数から今年度の見込提供者数を算定したと
ころ、当初予算編成時の提供見込者数よりも下回る見込みとなることから、その分の一般会計からの
繰入金を減額したものでございます。

また、4款繰越金につきましては、令和5年度会計決算の確定見込みより、便宜上計上した当初予
算との差額27万8,000円について増額したものでございます。したがって、歳入合計は177万
9,000円の減額となります。

続きまして、歳出でございます。

73ページをご覧ください。

先ほどの177万9,000円を歳出予算として減額するものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号につきましては、文教厚生常任委員会に付託いたします。

◎日程第23 議案第75号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算 (第1号) について

○議長（生方勇二君） 日程第23、議案第75号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第75号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第1号) について説明申し上げます。

議案書の43ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,882万
8,000円とするものでございます。

それでは、議案参考資料により説明させていただきます。議案参考資料の78ページをご覧ください。
歳出予算。

1款1項1目一般管理費、補正額の増減はございませんが、26節公課費149万3,000円、令和5年度
分消費税の確定によるものでございます。

また、27節繰出金149万3,000円の減額は、消費税の確定に伴い、一般会計の繰出金を減額するもの
でございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたし

ます。

◇

**◎日程第24 議案第76号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）
について**

○議長（生方勇二君） 日程第24、議案第76号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第76号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

議案書45ページをご覧ください。

令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条 補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条 収益的収入及び支出を、次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款水道事業収益において、既決予定額3億1,361万4,000円から補正予定額217万9,000円を減じ、計3億1,143万5,000円としようとするものでございます。

支出。

第1款水道事業費用において、既決予定額2億9,310万7,000円から補正予定額669万6,000円を減じ、計2億8,641万1,000円としようとするものでございます。

第3条は資本的収入及び支出の補正で、記載のとおりではございますが、まず、既決予定額の本文括弧中にある1億2,319万7,000円を1億2,127万8,000円に、1億769万4,000円を1億577万5,000円に改めまして、支出、第1款資本的支出において、既決予定額3億2,869万2,000円から補正予定額191万9,000円を減じ、計3億2,677万3,000円としようとするものでございます。

続いて、議案参考資料79ページをご覧ください。

記載の趣旨でございます。

次に、80ページから82ページまでは実施計画でございます。

83ページをご覧ください。説明書にて説明をいたします。

まず、収入、1款水道事業収益では、長期前受金戻入を229万4,000円減額しております。こちらは前年度の国庫補助金等の確定に伴います減額でございます。特別利益11万5,000円は、村内のアパートにお住まいの使用者1件について、過去7年間にわたり上水道を使用していたというケースがございました。村の管理上は休止状態となっておりましたが、使用者に確認を取ったところ、上水道を使

用しておりました。使用者との話合いの結果、使用水量相当の水道料金をお支払いいただけることとなったため、この水道料金を特別利益として本年度の収入にしようとするものです。なお、令和6年度分は通常使用分となっております。

84ページをご覧ください。

支出では、営業費用のうち、配水及び給水費として手数料が1万8,000円の増となっております。

次に、減価償却費のうち、有形固定資産減価償却費の前年度決算に伴います減額でございます。

最後、起債利息は前年度借り入れた企業債の借入額及び利率の確定によります企業債利息の補正でございます。

85ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、支出でございます。先ほどの企業債利息と同様に、前年度の企業債の額の確定に伴います元金の補正となっております。

以下、86ページから91ページまで、予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第76号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第25 議案第77号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第25、議案第77号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第77号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について説明申し上げます。

議案書47ページをご覧ください。

令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

第1条補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款下水道事業収益において、既決予定額4億4,925万3,000円に補正予定額186万8,000円を追加し、計4億5,112万1,000円としようとするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用において、既決予定額4億1,312万7,000円に補正予定額186万8,000円を追加し、計4億1,499万5,000円としようとするものでございます。

第3条は、資本的収入及び支出の補正でございます。

収入、第1款資本的収入、既決予定額2億9,895万8,000円に補正予定額1,337万6,000円を追加し、計3億1,233万4,000円としようとするものでございます。

支出において、第1款資本的支出、既決予定額3億3,508万4,000円に補正予定額1,337万6,000円を追加し、計3億4,846万円としようとするものでございます。

次のページ、48ページをご覧ください。

4条では、一般会計補助金を5億663万8,000円に改めるものでございます。

続きまして、議案参考資料にて説明を申し上げます。

議案参考資料の92ページをご覧ください。

記載の趣旨のとおりでございます。

93ページから96ページまでは実施計画でございます。

97ページをご覧ください。説明書にて説明をいたします。

まず、収入、1款下水道事業収益では、一般会計補助金を147万7,000円増額いたします。長期前受金戻入を36万円増額いたします。こちらは前年度の国庫補助金や受益者負担金の確定に伴う増額でございます。

特別利益の3万1,000円は、上水道事業会計補正予算（第2号）でもご説明しましたが、同じ方の使用料となっております。こちらについては、令和4年7月から下水道は接続となっているため、令和4年度分、5年度分の下水道使用料を特別利益として本年度の収入にしようとするものです。なお、令和6年度分は通常の下水道使用料となっております。

98ページをご覧ください。

支出でございます。第1款下水道費用にあります委託料は、広馬場農業集落排水処理施設の汚泥の引き抜き費でございます。肥料を乾燥させる送風ブローア等の故障により肥料を作れないため、原料である汚泥の引き抜きの必要が生じ、400万円を増額いたします。

修繕費は、故障した機械を修繕するための費用を一部残し、優先度の高い引き抜き費に充てるため、

347万8,000円を減額するものでございます。なお、引き抜きの委託費ですが、機械の修繕から稼働までの期間によっては、今後、さらに予算補正をさせていただく場合もございます。

減価償却費は、前年度決算の確定に伴う減価償却費の増額でございます。

企業債利息は、前年度借り入れた企業債の借入額及び利率の確定によります企業債利息の補正でございます。

99ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。他会計補助金を1,337万6,000円増額をいたします。

100ページをご覧ください。

支出でございます。備用品費は、車両購入を予定しておりましたが、納車に1年以上かかることから、本年度は購入を行わないため、減額をするものでございます。

委託料は、県道南新井前橋線バイパス工事に関する図面変更等に要する費用でございます。

工事請負費は、県道南新井前橋線バイパス工事に伴う下水道管の布設替え工事費について、令和5年度から設計委託を繰り越しし、渋川土木事務所などと協議を行いながら調整を行い、設計を実施した結果、布設替えの延長が増えたことなどにより、工事費が当初見込んでいた以上にかかってしまい、昨年度に下水道の管渠工事を実施した舗装本復旧工事の工事費に不足を生じたため、増額するものと、マンホールポンプの異常を知らせる通報装置の故障が見つかったための更新工事費でございます。

起債償還費は、先ほどの起債利息と同様に、前年度企業債の額の確定に伴う元金の補正となっております。

以下、101ページから107ページの予定キャッシュフロー計算書、予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で、令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について、説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

本議案は、委員会付託を予定しておりますので、質疑は総括的な質疑に限定いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第77号につきましては、総務産業建設常任委員会に付託いたします。

◎散 会

○議長（生方勇二君） 以上で本日予定した日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和6年第3回榛東村議会定例会第2日目を散会といたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時29分散会

令和 6 年 第 3 回

榛 東 村 議 会 定 例 会 会 議 録

第 3 号

9 月 1 9 日 (木)

令和6年第3回榛東村議会定例会会議録第3号

令和6年9月19日（木曜日）

議事日程 第3号

令和6年9月19日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第 2 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第57号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第58号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第59号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）
- 日程第 7 議案第60号 村道の路線の認定について
- 日程第 8 委員長議案審査報告（決算審査特別委員会委員長報告）
- 日程第 9 議案第61号 令和5年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）
- 日程第11 議案第62号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 議案第63号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第64号 令和5年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第65号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第66号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第67号 令和5年度榛東村上水道事業会計決算の認定について
- 日程第17 議案第68号 令和5年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第18 議案第69号 令和5年度榛東村下水道事業会計決算の認定について
- 日程第19 議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について
- 日程第20 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

- 日程第 2 1 議案第 7 1 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 2 議案第 7 2 号 令和 6 年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 3 議案第 7 3 号 令和 6 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 4 議案第 7 4 号 令和 6 年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 7 5 号 令和 6 年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 6 議案第 7 6 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 7 議案第 7 7 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 8 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 2 9 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 0 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 1 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 3 2 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について
- 日程第 3 3 議員派遣の件について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 3 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 発委第 3 号 令和 5 年度榛東村一般会計歳入歳出決算に係る改善要望書の提出について

追加日程第 2 議案第 7 8 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 3 号）について

出席議員（１２名）

1 番	飯 塚 久 夫 君	2 番	吉 澤 浩 一 君
3 番	浅 見 隆 君	4 番	齊 藤 将 史 君
5 番	須 田 仁 美 君	6 番	三 俣 実 君
7 番	波多野 佐和子 君	8 番	小坂橋 尚 君
9 番	生 方 勇 二 君	10 番	善養寺 孝 君
11 番	清 水 健 一 君	12 番	早 坂 通 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	南 千 晴 君	副 村 長	小 池 秀 樹 君
総務課長（兼）	一 倉 学 君	企画財政課長	富 澤 光 彦 君
会 計 課 長	早 川 弘 行 君	住民生活課長	飯 塚 邦 守 君
税 務 課 長	碓 井 由 果 君	産業振興課長	狩 野 宏 記 君
健康保険課長	山 口 誠 一 君	上下水道課長	岡 部 貴 一 君
建 設 課 長	須 永 光 明 君	学校教育課長	湯 澤 知 佐 子 君
教 育 長	村 上 誠 君		
生涯学習課長			

事務局職員出席者

事 務 局 長	関 口 健 一	書 記	天 田 華 子
---------	---------	-----	---------

◎開 議

午前9時30分開議

○議長（生方勇二君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年第3回榛東村議会定例会第3日目の会議を開きます。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって本日の会議は成立いたします。

ここで、9月3日に上程した議案第57号について、住民生活課長より、質疑に対する答弁の訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

飯塚住民生活課長。

○住民生活課長（飯塚邦守君） 発言の訂正をお願いいたします。

9月3日の本会議におきまして、議案第57号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきまして、齊藤議員から質疑がございまして、人格や犯罪歴などの調査についてはどのようにしているのかという質疑がございまして、そういった心配はないということで答弁を申し上げましたが、この答弁を訂正いたしまして、条例は支援員となる者の資格要件を定めるものでございますので、人格を確認すること等の選考基準につきましては条例改正とは関係しないものであるというように訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 本日の会議は議事日程第3号により進めてまいります。



◎日程第1 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第1、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第2から議事日程第5までの付託した議案について、各委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

議案第56号から議案第59号までのうち、9月3日に本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

9月11日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行側から村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個

人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年9月19日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第56号から議案第59号までのうち、9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

9月12日午前9時30分から301会議室において、委員全員及び議長、執行より村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第57号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、字句の改正や放課後児童支援員の資格要件について質疑がありました。字句の改正については、法令の表記と統一するものであるとの回答がありました。放課後児童支援員の資格要件については、5年以上放課後児童健全育成事業に従事した補助員も改正後の要件に該当するとの回答がありました。採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第58号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第59号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、改正による榛東村地域包括支援センターの職員数への影響について質疑がありました。本改正については、人員配置基準を緩和するものであり、榛東村地域包括支援センターの職員数への影響はないとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年9月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 各常任委員会委員長の報告は終了しました。

◇

◎日程第2 議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第56号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第57号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第3、議案第57号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 冒頭に説明、訂正、前回私が質問した内容について回答を得た、そのときの回答の内容について訂正という形でもらいましたが、この議案第57号の内容を見ると、榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める、運営に関する基準を定めるというふうな文言が入っています。つまり、私はこれに対しての質問内容だったというふうに認識はしておりますけれども、間違いだったらその場で言ってもらえばいいんですが、結局、いつも私思うんですが、こういった条例の内容を変更する、改正する、あるいは新たに条例をつくる、新設するとい

うような場合において、榛東村の内部事務の内容、スキーム、そういったことをきっちり決めてしま
う、決める前にこういう法案を通そうというふうに考えて、我々には事後報告のような感じで、今の
運用はこういうふうなことをやっています、ああいうことをやっていますというような感じで、後づ
けで説明を受けたりするケースがままある。多いとは言いませんが、ままある。そういったことを、
私はあの質問で未然に防ぐためにこの内容についての人選に限って言っていましたけれども、人選に
対してはどういうふうにやっているんですかと、平たく言えば、そういうことを質問したんですけれ
ども、それについては、今回の法令の改正、一部改正する条例の制定について、この議案第57号には
含まれないのか、本当に含まれないのか、その辺のところを回答。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員、委員長の審査結果報告に対しての質疑であって、その議案の内容
そのものの質疑ではないんです。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） さっきの訂正に対する質問が私の中であつたんで、それに対する質問とい
うのは今回の場合は不可ですか。

○議長（生方勇二君） 不可です。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） では、先ほどの内容を訂正させていただきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第57号 榛東村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改
正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第58号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第4、議案第58号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第58号 榛東村福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第5 議案第59号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第5、議案第59号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第59号 榛東村地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例及び榛東村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◎日程第6 委員長議案審査報告（総務産業建設常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第6、委員長議案審査報告を議題といたします。

総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第60号の審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

9月11日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第60号 村道の路線の認定につきましては、現在の県道南新井前橋線が村道の路線に認定された後の当該道路の修繕、それに関わる財源についての質疑がありました。当該道路は村道の路線に認定された後も、南新井前橋バイパス共有開始され、現在の県道南新井前橋線の修繕等必要な協議を調うまで村に移管されないこと、村への移管後は普通交付税の算定基礎に含まれることとなり、修繕に当たっては一般財源に賄われるとの回答がありました。採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年9月19日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 委員長報告は終了いたしました。

◎日程第7 議案第60号 村道の路線の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第60号 村道の路線の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第60号 村道の路線の認定についてを、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第8 委員長議案審査報告（決算審査特別委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第8、委員長議案審査報告を議題といたします。

決算審査特別委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔決算審査特別委員会委員長 清水健一君登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（清水健一君） 9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案第61号 令和5年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についての審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

9月5日及び9月9日の両日午前9時30分から301会議室において、会議を行いました。会議には、9月5日は欠席の委員1名を除く委員10名、9月9日は委員全員が出席し、両日も議長及び執行から村長、副村長、教育長並びに関係所属長出席の下、慎重に審査を行いました。

9月5日には、総務課、企画財政課、税務課、会計課、住民生活課、健康保険課、産業振興課、建設課、生涯学習課の歳入歳出決算及び主要施策の成果について所属ごとに審査を行い、榛東村ふれあい館の運営状況や村道の維持管理などについて質疑が行われました。

9月9日には、学校教育課、上下水道課、議会事務局の歳入歳出決算及び主要施策の成果について所属ごとに審査を行い、南小学校長寿命化工事の工期延長や不登校幼児児童生徒対策事業などについて質疑が行われました。

採決の結果、全員賛成により本委員会は令和5年度榛東村一般会計歳入歳出決算を認定すべきもの

と決定いたしました。

また、委員会終了後に、委員長、副委員長において審査内容の整理を行い、次の2点について当委員会における改善要望事項としてまとめました。

- 1、防災行政無線放送の聞き取りにくさの改善を図ること。
- 2、防災安心安全に関する情報の入手方法の充実を図ること。

以上、委員長報告といたします。

令和6年9月19日、決算審査特別委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 委員長報告は終了いたしました。

◇

◎日程第9 議案第61号 令和5年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第9、議案第61号 令和5年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第61号 令和5年度榛東村一般会計歳入歳出決算の認定についてを、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

ここで暫時休憩といたします。

午前9時54分休憩

午前10時3分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

本日の日程に、ただいま配付いたしました議事日程を追加し、日程の順序を変更し、これを先に審議することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議事日程を追加し、日程の順序を変更し、これを先に審議することに決定いたしました。

◎追加日程第１ 発委第３号 令和５年度榛東村一般会計歳入歳出決算に係る改善要望書の提出について

○議長（生方勇二君） 追加日程第１、発委第３号 令和５年度榛東村一般会計歳入歳出決算に係る改善要望書の提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元の令和５年度榛東村一般会計歳入歳出決算に係る改善要望書を村長宛て提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、令和５年度榛東村一般会計歳入歳出決算に係る改善要望書を村長宛て提出することに決定いたしました。

◎日程第１０ 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員長報告）

○議長（生方勇二君） 日程第10、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第11から議事日程第19までの付託した議案について、各委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

議案第62号から議案第70号までのうち、９月３日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査経過及び結果について、委員長報告を行います。

９月11日午前９時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第66号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第67号 令和5年度榛東村上水道事業会計決算の認定につきましては、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第68号 令和5年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第69号 令和5年度榛東村下水道事業会計決算の認定につきましては、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年9月19日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第62号から議案第70号までのうち、9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

9月12日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第62号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、国民健康保険税の徴収率の向上や医療機関の重複受診について質疑がありました。徴収率の向上については自主納付の推進や滞納処分等徴収対策によるものであるとの回答がありました。医療機関重複受診の適正化の取組については、群馬県国民健康保険団体連合会との連携による保健師の訪問や保険証更新時期に合わせた案内により実施しているとの回答がありました。採決の結果、本議案は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第63号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、保険料の納付方法の拡充や口座振替手数料増加の見込みについて質疑がありました。納付方法の拡充については、現在、拡充の検討は行っていないとの回答がありました。口座振替手数料増加の見込みについては、保険料の徴収に当たっては公的年金からの特別徴収が大部分を占めることから、手数料の大幅な増加は見込まれないとの回答がありました。採決の結果、本議案は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第64号 令和5年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、前年度と比

較したはつらつ教室の開催状況やフレイル予防の周知について質疑がありました。前年度と比較した
はつらつ教室の開催状況については、会場数に増減はないこと、参加人数は160人増加したとの回答
がありました。フレイル予防の周知については、対象世帯へのリーフレットの郵送、地域包括支援セ
ンター職員が訪問した際や各種教室の開催時に実施しているとの回答がありました。採決の結果、本
議案は全会一致で認定すべきものと決定いたしました。

議案第65号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、榛東村
産野菜使用率向上の要因、学校給食センターの衛生管理、歳出決算における総務管理費のうちの需要
費の不用額について質疑がありました。榛東村産野菜使用率向上の要因については、群馬県産野菜と
して計上していた野菜を榛東村産野菜に切り替えることができたこと、また、新規に食材を提供でき
る農家を獲得することができたことが要因であるとの回答がありました。学校給食センターの衛生管
理については、職員の衛生状態の管理、建物の衛生に関わる保守点検を入念に実施し、学校給食事業
に関わる委託業者を含めた衛生意識の啓発、指導を行っているとの回答がありました。需要費の不用
額については、老朽化が進む建物、機械設備の故障等不測の事態に年度末まで備えるための費用を見
込んだためであるとの回答がありました。採決の結果、全会一致で認定すべきものと決定いたしまし
た。

以上、委員長報告といたします。

令和6年9月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 各常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

暫時休憩といたします。

午前10時13分休憩

午前10時14分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

議事日程の第3号、議案の第65号なんですけれども、令和5年度のところが数字が5が6になって
いますんで、申し訳ないんですが、6を5ということをお願いをいたします。

◇

◎日程第11 議案第62号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決 算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第62号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決
算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第62号 令和5年度榛東村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第12 議案第63号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第12、議案第63号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第63号 令和5年度榛東村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◎日程第13 議案第64号 令和5年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第13、議案第64号 令和5年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第64号 令和5年度榛東村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。



◎日程第14 議案第65号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第14、議案第65号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第65号 令和5年度榛東村学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

**◎日程第 15 議案第 66号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出
決算の認定について**

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第66号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第66号 令和5年度榛東村太陽光発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第 16 議案第 67号 令和5年度榛東村上水道事業会計決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第67号 令和5年度榛東村上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第67号 令和5年度榛東村上水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第17 議案第68号 令和5年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について

○議長（生方勇二君） 日程第17、議案第68号 令和5年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第68号 令和5年度榛東村上水道事業会計剰余金の処分について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第18 議案第69号 令和5年度榛東村下水道事業会計決算の認定について

○議長（生方勇二君） 日程第18、議案第69号 令和5年度榛東村下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は認定でございます。

議案第69号 令和5年度榛東村下水道事業会計決算の認定について、委員長報告のとおり認定することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◎日程第19 議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について

○議長（生方勇二君） 日程第19、議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第70号 令和5年度榛東村下水道事業会計剰余金の処分について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第20 委員長議案審査報告（総務産業建設・文教厚生 各常任委員会委員

長報告)

○議長（生方勇二君） 日程第20、委員長議案審査報告を議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案の審査報告でございますが、議事日程第21から議事日程第27までの付託した議案について、報告をお願いいたします。

初めに、総務産業建設常任委員会委員長の審査報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔総務産業建設常任委員会委員長 善養寺 孝君登壇〕

○総務産業建設常任委員会委員長（善養寺 孝君） 委員長報告を行います。

議案第71号から議案第77号までのうち、9月3日の本会議において当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

9月11日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第71号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第2号）につきましては、債務負担行為補助についての質疑がありました。債務負担行為補助については、次年度における当該事業の限度額を定めるものであるとの回答がありました。採決の結果、本議案は全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第75号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第76号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第77号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年9月19日、総務産業建設常任委員会委員長、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 続きまして、文教厚生常任委員会委員長の審査報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 議案第71号から議案第77号までのうち、9月3日の本会議において、当委員会に付託されました議案の審査の経過及び結果について、委員長報告を行います。

9月12日午前9時30分から301会議室において、委員全員、議長及び執行より村長、副村長、教育長、関係課長出席の下、慎重に審査を行いました。

議案第72号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、採決の

結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第73号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

議案第74号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入予算における一般会計繰入金の減額補正の理由について質疑がありました。一般会計繰入金の減額補正の理由については、令和6年7月現在の給食提供者数を基準に算定し、年度内の転出入者を見込んでいるとの回答がありました。採決の結果、全会一致で可決すべきものと決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和6年9月19日、文教厚生常任委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 各常任委員会委員長の報告が終了いたしました。

◇

◎日程第21 議案第71号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第21、議案第71号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第71号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第22 議案第72号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（生方勇二君） 日程第22、議案第72号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算

(第2号) についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第72号 令和6年度榛東村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第23 議案第73号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について

○議長（生方勇二君） 日程第23、議案第73号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第73号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

**◎日程第２４ 議案第７４号 令和６年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第１号)について**

○議長（生方勇二君） 日程第24、議案第74号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算
(第1号) についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第74号 令和6年度榛東村学校給食事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告の
とおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

**◎日程第２５ 議案第７５号 令和６年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第１号)について**

○議長（生方勇二君） 日程第25、議案第75号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算
(第1号) についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第75号 令和6年度榛東村太陽光発電事業特別会計補正予算（第1号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第26 議案第76号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（生方勇二君） 日程第26、議案第76号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第76号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

◇

◎日程第27 議案第77号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）
について

○議長（生方勇二君） 日程第27、議案第77号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

委員長報告に対し、審査の経過及び結果に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決でございます。

議案第77号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員長報告のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第29 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第30 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第31 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

日程第28、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてから日程第31、議会広報常任委員会の閉会中の継続調査についてまでについて一括審議としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、日程第28から日程第31までを一括議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から、各委員会の所管事務のうちお手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「議長、休憩」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時37分休憩

午前10時43分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

大変失礼をいたしました。

お手元に配付いたしました継続調査申出書の中で、文教厚生常任委員会（３）幼稚園の一園化についてが落ちておりましたので、これを追加して差し替えをさせていただきました。よろしくお願いします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎日程第３２ 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○議長（生方勇二君） 日程第32、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員の報告を求めます。

10番善養寺孝議員。

〔10番 善養寺 孝君登壇〕

○10番（善養寺 孝君） 令和6年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会の報告を行います。

令和6年7月9日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、令和6年7月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催されました。

議案第9号 管理者専決処分の報告と承認について（令和5年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第4号））、議案第10号 財産の取得について、議案第11号 令和6年度渋川地区広域市町村圏振興整備組合一般会計補正予算（第1号）の3議案が上程され、慎重審議の結果、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

令和6年9月19日、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員、善養寺孝。

○議長（生方勇二君） 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会議員からの報告は終了しました。

本件につきましては、報告のみといたします。

◎日程第３３ 議員派遣の件について

○議長（生方勇二君） 日程第33、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり、議員派遣することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時46分休憩

午前11時5分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

◎日程の追加

○議長（生方勇二君） お諮りいたします。

ここで追加議案を上程したいと思います。

ただいま配付いたしました議事日程を追加することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議事日程を追加することに決定いたしました。

◎追加日程第2 議案第78号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について

○議長（生方勇二君） 追加日程第2、議案第78号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） それでは、議案第78号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第3号）を提案説明いたします。

議案書は1ページ、参考資料も1ページでございます。

最初に、今回の追加議案となりました補正予算の理由ですが、本年9月13日付で北関東防衛局から特定防衛施設周辺整備調整交付金の2次内示があったことによるものでございます。

まず、議案書1ページ。

令和6年度榛東村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1,376万1,000円を追加し、総額をそれぞれ99億8,276万7,000円としようとするものです。

第2項では、補正の款項の区分、金額、補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとし

ております。

提出日は本日でございます。

それでは、参考資料1ページから、補正事項の内容を説明してまいります。

歳入から申し上げます。

なお、金額は説明ベースでございます。

16款2項特定防衛施設周辺整備調整交付金708万8,000円、国の2次内示による増でございます。

18款1項特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金運用利子3,000円、交付金の一部を榛東村特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金条例に基づく基金に編入することから、運用利子を計上するものです。

20款1項財政調整基金繰入金667万円、今回の補正に伴います事業費用の足らず目でございます。

続きまして、歳出です。

こちらも参考資料で申し上げますと、1ページです。

なお、金額は事務事業ベースとなっております。

2款1項特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費2,300万3,000円、こちらは本年度に執行するものではなく、本年度は基金費として積立てをさせていただき、新年度の事業に充当をさせていただくものでございます。

なお、基金費2,300万3,000円の内訳といたしますと、①学習支援員900万円、②ICT支援員200万円、③児童遊具整備といたしまして1,200万円、そして、運用利子3,000円の合計2,300万3,000円となります。

続きまして、3款1項ふれあい館管理運営費1,199万円、ふれあい館浴場シャワーの配管修繕工事費でございます。こちらにつきましては、かねてから検討していた事項であります。令和6年度当初予算編成時におきましても検討を重ねてまいりましたが、費用が高額となり、財源も村単となっていたことから予算化を見送ってきたところでした。このたび、工事の内容を変更し、費用も抑えられたことから、国の交付金が追加交付されることに伴いまして、全ての浴場シャワーが使用できるよう配管を更新するための経費を計上させていただきました。

8款2項特定防衛施設周辺整備調整交付金事業1,223万2,000円の減、こちらは建設課の道路新設改良費における委託料及び工事請負費の調整減となっております。これは既に発注済の一部の事業につきまして、執行残額を減額調整するものであります。なお、当初予算で計上していて、これから発注する工事につきましては計画どおり実施できる予定です。

10款1項特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金事業900万円の減です。これは、先ほど説明させていただいた、基金事業の学習支援員の分です。榛東村財務規則上の基金管理者を学校教育課長から総務課長に改正したことによるものであり、予算の組替えとなっております。

以上、雑ぱくでございますが、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいます

ようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 詳しくご説明をいただいたんですけども、すみません、本年度に執行せず新年度の事業に積立てということで、歳出予算の2款1項のところ、遊具整備というのはどのようなものを予定しているのか、決定されているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 先ほどでも説明申し上げました、今回こういう、当年度で今年度頂いた調整交付金を執行することができない場合には、特定調整交付金基金というのが条例で定められておりまして、こちらのほうで北関東防衛局に対しまして説明をした上で、条例で、また通帳その他運用利子が幾らであったということをつまびらかに持つていくことによって、来年度の財源充当ができるということでございます。

それで今、予定しておりますのが、先ほどの、繰り返しになるんですけども、来年度財源とする3番目といたしまして、児童遊具整備として1,200万円の計上を予定しております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前11時15分休憩

午前11時16分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 申し訳ありません。先ほどの答弁を削除していただければありがたいです。

先ほどの質問なんですけれども、児童遊具整備といたしまして1,200万円を内訳として予定しております。中身といたしましては、防災中枢機能施設屋外遊具、それからふるさと公園内のミニ鉄道整備となっております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） ありがとうございます。

6 ページのふれあい館の管理運営費のところなんですけれども、すみません、ご説明をいただきましたが、工事内容を変えて費用を抑えての、全てシャワーが使えるようにということでございます。ここでどういったふうに工事内容が変わったのか、もし分かれば、概要で結構ですので、お願いします。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） ふれあい館の配管はもう築29年経っているということで、もう漏水が激しいということなので、床を全部貼り替えて、床の下から全部、管を取り替えるのには莫大な金額がかかるということです、今回は金額を抑えて1,000万円ということで、途中から配管を切り回しを行いまして、浴場に24か所シャワーがあるんですけれども、その24か所に壁を露出配管で、シャワーまでの配管をそれぞれ全部つけ直すという工事でございます。

以上です。

失礼しました。

1,100万円でございます。

24か所というのは、12か所ずつで2か所の浴場ということでございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） ありがとうございます。

そうすると、この一般財源で399万円と、国の県支出金800万円、こちら800万円は前年度にためられた特定防衛のほうで利用されているのか、入ってきたお金どうなのかというのと、すみません、シャワーが使えるようにする、その壁を取り外しての配管設備に休館になったりするのかなどうか、お願いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 工事に係る休館等の措置でございますけれども、工事は準備工を含めて1か月ぐらいを想定しておりますけれども、実際の工事は3日、4日で終了する見込みであると、それですので、実際に休館にしたりとかする措置につきまして、また検討していきたいということでございます。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長、そのまましゃべっていいです。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） すみません。

あと財源につきましては、現年で追加交付で頂いたその交付金をそのまま800万円を充当するというところでございます。

そうですね、すみません、2次交付を含めた全ての現年の予算で改修費用に充てるということです。800万円をですね。

○議長（生方勇二君） ほかにありますか。

8番小板橋議員。

〔8番 小板橋 尚君発言〕

○8番（小板橋 尚君） そのふれあい館の件について質問させていただきます。

工事開始時期、それと完成予定時期、分かれば教えてください。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） これから設計をいたしまして、入札を行いまして、それからということです。年内には完了するというところで計画をしております。年度内の施工を完了を予定しております。予算を認めていただいた上は年度内で完了を目指しております。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） ふれあい館の浴室で、これ配管を露出配管というふうな話でしたが、こういった形状、露出配管というのはその浴場の場所の表面にも配管という形で管が露出してくるのか、そういうことを私はちょっとイメージしているんですけども、そういったケースでの安全性、使用に当たっての安全性はどのように考慮しているのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 配管につきましては、まず、触れないように高い位置にずっと、H I V Pという40ミリの硬質塩化ビニル管、それをずっとはわせるということでございます。そこから、この鏡、それぞれ浴室に鏡があってシャワーがあるんですけども、そこも直接触れることのないように回しながらそこにシャワーに接続をしていくという形でございます。それから、高温になるため、それは被覆をしながら施工をするということでございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

午前11時25分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 申し訳ございません。ただいまの答弁を削除をお願いいたします。

これから設計を行っていきますので、安全面に考慮をしたものになるように設計をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第78号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第78号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに、採決を行います。

議案第78号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第3号）について、原案のとおり賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議長挨拶

○議長（生方勇二君） 以上をもちまして、本日まで付議されました案件は、全て終了いたしました。

ここで、閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月2日の開会以来、本日までの18日間、5人の議員による一般質問のほか、決算認定及び補正予算などの議案について、熱心な審議、活発な質疑・討論がなされ、議決いただき、本定例会が閉会できますことに厚く御礼を申し上げます。

本日は9月の彼岸の入りですが、今年もなお残暑厳しい日が続いております。議員各位におかれましては、健康に留意して、閉会中も議員としての品位を保ちつつ活動していただきますよう、お願いいたします。

執行部の皆様も健康に十分留意され、令和6年度の各事業完了を目指し、なお一層のご尽力をいただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○議長（生方勇二君） これで令和6年第3回榛東村議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

午前11時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 齊 藤 将 史

榛東村議会議員 須 田 仁 美